

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

第1 事 務 報 告

A 会務（総括）報告

1 総会・理事会・各種会議の開催状況等

令和7年度における本会の通常総会をはじめ理事会、委員会、その他関係する各種会議の開催状況は次のとおり。

（1）第82回通常総会

ア 日時・場所：令和7年6月25日（水）13:30～、明治記念館「蓬莱の間」

イ 来 賓：次のとおり（＊印は、挨拶をいただいた来賓）

*農林水産省 消費・安全局長	安 岡 澄 人
農林水産省 大臣官房審議官 兼 消費・安全局付 兼 輸出・国際局付	郷 達 也
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課長	星 野 和 久
農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長	沖 田 賢 治
農林水産省 経営局 保険監理官	宮 本 亮
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐	岩 田 啓
農林水産省 経営局 保険監理官補佐	古 庄 宏 忠
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 行政専門員	吉 田 和 弘
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 獣医療振興係長	田 村 みず穂
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 獣医事監視指導係員	芦 田 将 一
*環境大臣	浅 尾 慶一郎
環境省 自然環境局長	植 田 明 浩
環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室長	立 田 理一郎
環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室 指導調整専門官	佐 藤 暢 彦
*厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長	鷲 見 学
厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視分析官	森 田 剛 史
厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課 感染症情報管理室長	大 塚 和 子
厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課 課長補佐	海老塚 亜友美
厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課 乳肉安全係長	酒 田 光 輝
*文部科学省 大臣官房審議官	奥 野 真
文部科学省 高等教育局 専門教育課 専門官	村 上 寛 和
*自由民主党 獣医師問題議員連盟 会長代行 衆議院議員	森 英 介
*自由民主党 ワンヘルス推進議員連盟 会長代行 参議院議員	武 見 敬 三
*公明党 獣医師・動物看護師議員懇話会 幹事長 衆議院議員	河 西 宏 一
自由民主党 参議院議員	有 村 治 子
自由民主党 参議院議員	片 山 さつき
自由民主党 参議院議員	古 川 俊 治
自由民主党 参議院議員	自 見 はなこ
外務大臣 岩屋 毅 衆議院議員 秘書	青 木 隆 幸

自由民主党 麻生太郎 衆議院議員 秘書
自由民主党 山際大志郎 衆議院議員 秘書
自由民主党 野田聖子 衆議院議員 秘書
自由民主党 三原じゅん子 参議院議員 秘書
自由民主党 逢沢一郎 衆議院議員 秘書
自由民主党 鬼木 誠 衆議院議員 秘書
全国大学獣医学関係代表者協議会 会長
宮崎大学 農学部 獣医学部門 獣医学領域長
日本大学 生物資源科学部 家畜病院長
麻布大学 学長

*公益社団法人 日本医師会 会長

*公益社団法人 中央畜産会 専務理事

公益社団法人 畜産技術協会 専務理事

公益財団法人 全国競馬・畜産振興会 業務部 畜産振興課長

公益社団法人 日本装蹄協会 会長

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 副理事長

公益社団法人 日本動物病院協会 会長

公益社団法人 日本愛玩動物協会 会長

公益財団法人 日本動物愛護協会 理事長

一般社団法人 全国動物薬品器材協会 理事長

一般社団法人 日本小動物獣医師会 会長

一般社団法人 日本愛玩動物看護師会 会長

ウ 議長・副議長：議長 浦 山 良 雄（福島県獣医師会会長）
副議長 吉 岡 豊（奈良県獣医師会会長）

エ 議 事：

第1号議案 令和6年度 事業報告の件（報告事項）

第2号議案 令和6年度 決算の件（承認事項）

第3号議案 令和7年度 事業計画の件（報告事項）

第4号議案 令和7年度 予算の件（報告事項）

第5号議案 令和7年度 会費及び賛助会費の件（承認事項）

第6号議案 「日本獣医師会役員の報酬等に関する規程」の一部改正に関する件（承認事項）

第7号議案 役員報酬等の総額に関する件（承認事項）

第8号議案 退任理事に対する退職慰労金の支給に関する件（承認事項）

第9号議案 役員選任の件（承認事項）

（2）理 事 会

《第1回》

ア 日時・場所：令和7年6月4日（水）14:00～、日本獣医師会・大会議室

イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 令和6年度事業報告及び決算に関する件

第2号議案 第82回通常総会に関する件

第3号議案 役員候補者の選出に関する件

第4号議案 諸規程の一部改正に関する件

〔協議事項〕

野 田 友 視
吉 野 哲 平
半 田 亘
宮 崎 達 也
米 沢 美 佐
大 森 一 毅
堀 正 敏
平 井 卓 哉
枝 村 一 弥
村 上 賢
松 本 吉 郎
近 藤 康 二
松 本 博 紀
岡 本 琢 二
井 上 眞
福 井 寿 一
宗 像 俊太郎
東海林 克 彦
田 畑 直 樹
相 原 夏 実
佐 藤 順 子
横 田 淳 子

本会事務・事業の経費削減・改善案に関する件

[説明・報告事項]

(ア) 狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件

(イ) 令和7年度動物愛護週間中央行事及び2025動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

(ウ) 世界獣医師大会(WVAC)の日本開催に関する件

(エ) 特別委員会及び部会委員会に関する件

(オ) 政策提言活動等に関する件

(カ) ハラスメント等に対する事務局職員相談窓口の設置に関する件

(キ) 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

(ク) その他

[その他の報告・連絡事項]

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(ウ) その他

《第2回》

ア 日時・場所：令和7年6月25日(水)10:30～、明治記念館「孔雀の間」

イ 議 事：

[協議事項]

(ア) 第82回通常総会対応に関する件

(イ) 本会事務・事業の経費削減・改善に関する件

[説明・報告事項]

(ア) 狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件

(イ) 世界獣医師大会(WVAC)の日本開催に関する件

(ウ) 特別委員会及び部会委員会に関する件

(エ) 職務執行状況の報告に関する件(業務運営概況等を含む)

(オ) その他

[その他の報告・連絡事項]

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(ウ) その他

《第3回》

ア 日時・場所：令和7年6月25日(水)16:30～、明治記念館「孔雀の間」

イ 議 事：

[決議事項]

第1号議案 代表理事及び執行理事等の選定に関する件

第2号議案 副会長の順序に関する件

第3号議案 顧問の委嘱に関する件

第4号議案 役員賠償責任保険に関する件

第5号議案 役員報酬等の額に関する件

第6号議案 退任理事に対する退職慰労金の額に関する件

[その他の報告・連絡事項]

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) その他

《第4回》

ア 日時・場所：令和7年9月24日（水）13:30 ～、明治記念館「鳳凰の間」

イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 役員候補者推薦管理委員会委員の選任に関する件

第2号議案 日本獣医師会会長特別感謝状に関する件

第3号議案 諸規程の一部改正に関する件

第4号議案 賛助会員の入会に関する件

〔協議事項〕

本会事務・事業の経費削減・改善案に関する件

〔説明・報告事項〕

（ア）狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件

（イ）世界獣医師大会（WVAC）の日本開催に関する件

（ウ）特別委員会及び部会委員会に関する件

（エ）令和7年度動物愛護週間中央行事及び2025動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件

（オ）全国獣医師会会長会議に関する件

（カ）職務執行状況の報告に関する件（業務運営概況等を含む）

（キ）その他

〔その他の報告・連絡事項〕

（ア）当面の主要会議等の開催計画に関する件

（イ）日本獣医師連盟の活動報告に関する件

（ウ）その他

《第5回》

ア 日時・場所：令和7年12月10日（水）14:00～、日本獣医師会・大会議室（Web 併用）

イ 議 事：

〔協議事項〕

本会事務・事業の経費削減・改善に関する件

〔説明・報告事項〕

（ア）中間監査結果の報告に関する件

（イ）狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件

（ウ）世界獣医師大会（WVAC）の日本開催に関する件

（エ）日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催等に関する件

（オ）日本獣医師会事務局に関する件

（カ）特別委員会及び部会委員会に関する件

（キ）職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

（ク）その他

〔その他の報告・連絡事項〕

（ア）当面の主要会議等の開催計画に関する件

（イ）日本獣医師連盟の活動報告に関する件

（ウ）その他

《第6回》

ア 日時・場所：令和8年3月12日（水）13:30 ～、日本獣医師会・大会議室（Web 併用）

イ 議 事：

〔決議事項〕

第1号議案 令和8年度事業計画及び収支予算書等に関する件

第2号議案 特定資産の取崩しに関する件

第3号議案 令和6年度能登半島地震動物救護活動等支援金の名称変更について

第4号議案 諸規程の一部改正に関する件

〔協議事項〕

本会事務・事業の経費削減・改善に関する件

〔説明・報告事項〕

(ア) 令和7年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

(イ) 狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件

(ウ) 農場管理認定獣医師に関する件

(エ) 世界獣医師会大会(WVAC)の日本開催に関する件

(オ) 第44回日本獣医師会獣医学術学会年次大会(令和8年度)の開催に関する件

(カ) 政策提言活動等に関する件

(キ) 特別委員会及び部会委員会に関する件

(ク) 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

(ケ) その他

(1) 災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定に関する件

(2) 四国地区理事の補欠選任に関する件

〔その他の報告・連絡事項〕

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(ウ) その他

以下より(*web開催、**web併用、***書面開催)とする

(3) 監 査 6月3日～6月4日(令和6年度決算)、12月10日(中間監査)

(4) 業務運営幹部会 4月23日、5月26日、6月11日**、7月10日**、8月25日**、9月17日**、
10月22日**、11月13日**、12月22日、1月20日、2月17日、3月2日

(5) 役員候補者推薦管理委員会 4月30日、5月28日、6月25日、3月30日**

(6) 全国獣医師会会長会議 11月14日

(7) 全国獣医師会事務・事業推進会議 7月11日

(8) 職域別部会関係部会長会議 2月17日**

(9) 特別委員会関係

ア 家庭動物飼育推進検討委員会 10月15日**、1月21日** (小動物臨床委員会合同)

イ ワンヘルス推進検討委員会 3月27日*

(10) 部会(部会委員会運営事業)関係

ア 獣医学術部会

	学術・教育・研究委員会	12月1日**
イ	産業動物臨床部会	
	産業動物臨床・家畜共済委員会	5月9日**、2月3日*
ウ	小動物臨床部会	
	小動物臨床委員会	11月12日*、1月21日**（家庭動物飼育推進検討委員会合同）
エ	家畜衛生部会・公衆衛生部会	
	家畜衛生・公衆衛生委員会	6月16日**、12月2日*
オ	動物福祉・愛護部会	
	動物福祉・愛護委員会	5月15日、11月25日**
	VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会	5月20日
	学校動物飼育支援対策検討委員会	6月18日、12月12日*、2月25日
	日本動物児童文学賞審査委員会	7月29日
	災害獣医療普及検討小委員会	2月24日*
カ	職域総合部会	
	日本獣医師会雑誌編集委員会	4月8日、6月10日、8月6日、10月6日*、12月8日**、2月9日*
	女性獣医師活躍推進委員会	4月14日**、11月20日**
	組織財政検討小委員会	4月25日***、6月4日***、9月12日**、11月11日**、12月25日**
	総務委員会	10月28日

(11) 学会(獣医学術学会事業)関係

ア	獣医学術北海道地区学会	8月28日～29日
イ	獣医学術中部地区学会	8月31日
ウ	獣医学術四国地区学会	9月7日
エ	獣医学術関東・東京合同地区学会	9月7日
オ	獣医学術東北地区学会	10月9日
カ	獣医学術中国地区学会	10月11日～12日
キ	獣医学術近畿地区学会	10月12日
ク	日本産業動物獣医学会企画実行委員会	10月15日*
ケ	日本獣医公衆衛生学会企画実行委員会	10月16日*
コ	獣医学術九州地区学会	10月26日
サ	日本獣医師会学会正副会長会議	11月5日**
シ	獣医学術学会年次大会企画実行委員会	11月5日**
ス	獣医学術功績者選考委員会	12月15日**
セ	獣医学術学会誌編集委員会	2月12日*

(12) その他の会議関係

ア	育児・介護休業法に関する説明会	9月16日
イ	管理職ハラスメント研修会	12月5日
ウ	令和7年青森県東方沖地震緊急対策本部会議	12月10日
エ	VMAT 講習会	2月1日（東海地区）

(13) 獣医事対策等普及啓発活動事業関係

ア	マイクロチップ義務化に関する運用保守月次報告(環境省)	
		4月10日*、5月15日*、6月12日*、7月10日*、8月7日*、9月11日*
		10月9日*、11月18日*、12月11日*、1月15日*、2月12日*、3月5日*

イ	2025 動物感謝デーJAVS キックオフミーティング	4月10日*
ウ	マイクロチップ義務化に関するコールセンター業務報告会	4月17日、5月16日、6月13日、7月17日、8月14日 10月21日、11月25日、12月18日、1月23日、2月26日、3月17日
エ	狂犬病 DX に係る「犬の登録支援システム」に関する説明会	5月8日
オ	動物感謝デー企画検討委員会	5月14日、10月23日*、1月28日**
カ	2025 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” 日本獣医師会／日本獣医学生協会スタッフ打合せ会議	5月27日、9月2日、10月9日、10月29日、11月13日*
キ	動物愛護週間中央行事プログラム委員会	5月29日、9月2日、10月16日
ク	狂犬病 DX 地方会向け説明会	6月9日*
ケ	青森県狂犬病会議における DX 説明会	7月7日
コ	指定登録機関業務運営会	9月9日、11月7日
サ	動物愛護週間中央行事(屋内行事)	9月23日
シ	2025 動物感謝デー出展者説明会	9月29日*
ス	2025 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”	11月15日
セ	動物愛護週間中央行事(屋外行事)	11月15日
ソ	動物愛護週間中央行事実行委員会	2月18日*

(14) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業関係

ア	世界獣医師会大会(WVAC)2026 キックオフミーティング	4月2日、4月11日
イ	世界獣医師会(WVA)ワンヘルス WG	4月3日、9月11日*、11月7日*、1月29日*、3月24日*
ウ	世界獣医師会(WVA)アニマルウェルフェア WG	4月7日、9月16日*
エ	世界獣医師会(WVA)財務委員会	4月8日、7月10日*、10月2日*
オ	世界獣医師会(WVA)動物用医薬品 WG	4月14日、9月17日*
カ	世界獣医師会(WVA)政策委員会	4月14日、10月20日*、2月19日*
キ	世界獣医師会(WVA)執行部会議 (Ex-com)	4月15日*、2月23日*
ク	世界獣医師会(WVA)評議員会	4月23日*、10月22日*、12月10日～11日*、2月25日*
ケ	世界獣医師会(WVA)大会委員会	4月30日、10月1日*、1月28日*、3月17日*
コ	ベトナム獣医師会会長来会	5月9日
サ	第41回世界獣医師会大会(WVAC)2026 説明	5月14日*
シ	第41回世界獣医師会大会2026 (WVAC) プログラム委員会	5月29日*、6月24日*、9月10日*、10月16日*、12月16日*
ス	世界獣医師会(WVA)EX-Com 特別開催	7月7日*
セ	世界獣医師会(WVA)戦略委員会	6月9日*、6月30日*、7月10日*
ソ	アジア獣医師会連合(FAVA)執行部会議	7月5日*、9月6日*
タ	第41回世界獣医師会大会(WVAC)2026 説明会及びレセプション	7月8日
チ	第40回世界獣医師会大会(WVAC) (ワシントン)	7月16日～22日
ツ	第41回世界獣医師会大会(WVAC)2026 プログラム委員会 MTG(海外在住の方向け)	8月4日
テ	アジア獣医師会連合(FAVA)薬事委員会	8月9日*
ト	中国獣医師大会(西安市)	8月22日～24日
ナ	韓国衛生指導協会との情報交換会	9月8日
ニ	第41回世界獣医師会大会(WVAC)2026 プログラム委員会 (海外)	9月10日*
ヌ	世界獣医師会(WVA)獣医学教育 WG	9月12日*、2月5日*
ネ	世界獣医師会(WVA)ジョン・デ・ヨン会長来日対応	11月7日～11日
ノ	世界獣医師会(WVA)企業説明会	11月17日*
ハ	アジア獣医師会連合(FAVA)代表者会議(タイ)	11月23日～24日

ヒ	アジア獣医師会連合 (FAVA) 総会 (タイ)	11 月 23 日～24 日
フ	ベトナム獣医師会、タイグエン農林大学訪問	11 月 26 日～27 日
ヘ	第 41 回世界獣医師会大会 (WVAC) 2026 会場視察	12 月 18 日
ホ	台湾獣医師会賀詞交歓会 (台湾)	1 月 5 日～7 日
マ	大韓獣医師会新年会 (韓国)	1 月 7 日～9 日
ミ	ウズベキスタン政府一行 来会	2 月 26 日

(15) アジア獣医師総合研修及び普及促進強化事業

ア	来日初期研修閉講式	4 月 18 日
イ	令和 6 年度アジア獣医師総合研修及び普及促進強化事業監査	8 月 21 日
ウ	学術交流イベント、現地視察 (スリランカ)	9 月 14 日～21 日
エ	令和 8 年度研修応募者面接 (スリランカ)	9 月 14 日～21 日
オ	全体研修旅行	10 月 22 日～31 日
カ	令和 8 年度アジア獣医師総合研修及び普及促進強化事業実施計画ヒアリング	1 月 16 日*
キ	事業検討部会	3 月 5 日*
ク	令和 7 年度研修修了式	3 月 11 日**
ケ	事業推進委員会	3 月 18 日*

(16) 農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援事業

ア	認定・専門獣医師協議会 令和 6 年度外部評価委員会	6 月 2 日**
イ	農場管理認定獣医師認定委員会	6 月 24 日*、10 月 3 日*、1 月 22 日*、3 月 6 日*
ウ	肉牛農場管理専門獣医師研修 (宮崎大学)	7 月 1 日～3 日
エ	「農場管理認定獣医師研修プログラム(高度・実践的研修会)」の実施に係る Web 会議(岐阜大学、山口大学)	7 月 7 日*
オ	「農場管理認定獣医師研修プログラム(高度・実践的研修会)」の実施に係る Web 会議(酪農学園大学、岩手大学、麻布大学)	7 月 8 日*
カ	農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援推進委員会	7 月 8 日、3 月 6 日*
キ	農場管理認定獣医師 認定試験会場視察 (福岡)	9 月 9 日
ク	豚農場管理認定獣医師高度・実践的研修会 (岩手大学)	9 月 24 日～26 日
ケ	認定・専門獣医師協議会	10 月 29 日、3 月 10 日
コ	農場管理獣医師 活動周知・普及推進検討委員会	11 月 13 日～21 日***、3 月 6 日*
サ	乳牛農場管理認定獣医師高度・実践的研修会(宮崎大学)	12 月 3 日～5 日
シ	農場管理認定獣医師 認定試験問題審査会	12 月 8 日
ス	農場管理認定獣医師 認定試験問題三次審査会	12 月 20 日
セ	令和 8 年度農場管理認定獣医師等認定・活動支援事業実施計画ヒアリング	1 月 16 日*
ソ	農場管理認定獣医師 認定試験	1 月 17 日
タ	乳牛農場管理認定獣医師高度・実践的研修会(酪農学園大学)	1 月 19 日～23 日
チ	認定・専門獣医師制度検討委員会	1 月 30 日
ツ	認定・専門獣医師協議会認証評価委員会	2 月 4 日
テ	乳牛農場管理認定獣医師高度・実践的研修会(麻布大学)	3 月 17 日

(17) 遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援事業

ア	遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援推進委員会	7 月 14 日*、3 月 24 日*
イ	遠隔獣医療研修マッチング委員会	7 月 14 日*、8 月 21 日***、10 月 17 日***

(18) 産業動物獣医師魅力発信支援事業

産業動物獣医師魅力発信支援事業検討委員会	7 月 24 日*、3 月 26 日
----------------------	--------------------

(19) 獣医師福祉共済事業関係

獣医師賠償責任保険中央審議会

4月2日、5月7日、6月19日、7月9日
9月3日、10月1日、11月5日、12月3日
1月7日、2月4日、3月4日

(20) 省庁等の委員会・検討会等（本会役職員が出席したもの）

ア	全国家畜衛生主任者会議（農林水産省）	4月18日*
イ	家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する検討会（農林水産省）	5月13日、6月17日
ウ	令和6年度大規模自然災害等の被災地域支援活動に対する災害対応支援 環境大臣表彰（環境省等）	6月21日
エ	水鳥救護研修センター運営連絡協議会（環境省）	6月23日
オ	高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）ワクチン検討会（農林水産省）	7月28日
カ	動物愛護管理功労者表彰式（環境省）	9月26日
キ	令和8年度予算概算要求説明会（農林水産省）	9月30日*
ク	中央環境審議会動物愛護部会（環境省）	12月3日
ケ	薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会（厚生労働省）	12月4日
コ	獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会 愛玩動物看護師小委員会（合同会合）（農林水産省・環境省）	12月5日
サ	国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会（農林水産省）	12月17日*
シ	鳥インフルエンザワクチン技術検討会（農林水産省）	1月19日
ス	獣医事審議会（農林水産省）	3月3日
セ	獣医事審議会計画部会（農林水産省）	3月3日
ソ	指定公共機関 交付式（内閣府）	3月11日

(21) 地区獣医師大会関係

ア	北海道獣医師大会	8月28日
イ	中部地区獣医師大会	8月30日
ウ	関東・東京合同地区獣医師大会	9月7日
エ	四国地区獣医師大会	9月7日
オ	東北地区獣医師大会	10月8日
カ	近畿地区連合獣医師大会	10月12日
キ	九州地区獣医師大会	10月26日

(22) 地方獣医師会関係（本会役職員が出席したもの）

ア	中国地区獣医師会連合会定期総会	4月10日
イ	関東・東京合同地区獣医師会理事会	4月13日、7月6日*、2月15日
ウ	会員制度見直しに関する報告会（東京都獣医師会）	5月17日*
エ	定款改正（会員制度見直し）委員会（東京都獣医師会）	5月19日、2月24日**
オ	埼玉県獣医師会定時総会	6月2日
カ	千葉県獣医師会通常総会	6月5日
キ	東京都獣医師会定時総会	6月8日
ク	福岡県獣医師会通常総会	6月15日
ケ	栃木県獣医師会通常総会	6月22日
コ	静岡県獣医師会定時総会	6月22日
サ	茨城県獣医師会総会	6月27日
シ	中部獣医師会連合会理事会	8月30日

ス	中部獣医師会連合会事務研修会	10月3日
セ	西東京市医師会・西東京市獣医師会合同開催講習会「人と動物のワンヘルス～健康寿命を延ばすには 動物と共に～」	10月4日
ソ	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	10月23日～24日
タ	重症熱性血小板減少症候群（SFTS）啓発セミナー2025（公益社団法人富山県獣医師会）	10月24日
チ	政令指定都市及び東京都獣医師会連絡協議会	11月9日
ツ	新潟県獣医師会狂犬病研修会	11月19日*
テ	横浜市獣医師会新年賀詞交換会	1月9日
ト	神奈川県獣医師会新年賀詞交換会	1月16日
ナ	川崎市獣医師会新年賀詞交歓会	1月22日
ニ	東北地区獣医師会事務局会議	2月10日*
ヌ	小動物講習会（中国地区）	3月15日

(23) 関連会議・行事(本会主催以外の会議等で役職員が出席したもの)

ア	動物用医薬品等輸出促進対策事業推進委員会(公益社団法人日本動物用医薬品協会)	4月4日*、3月18日*
イ	GEA(地球環境行動会議) 実行委員会	4月16日
ウ	産業動物獣医師に関する児童向け図書制作委員会(地方競馬全国協会)	4月21日、2月6日
エ	プライバシーマーク定例講習会	4月25日
オ	国際養鶏養豚総合展 2027 の拡大開催に係る説明会(公益社団法人中央畜産会)	5月16日
カ	一般社団法人全国動物薬品器材協会通常総会	5月22日
キ	公益社団法人畜産技術協会理事会	5月27日、6月19日
ク	獣医療提供体制整備推進協議会総会	5月28日*
ケ	獣医療提供体制整備推進検討委員会	5月28日*、6月9日***、8月13日***11月5日***、12月15日***、3月24日**
コ	動愛法の改正に向けた情報交換会（一般社団法人人と動物の共生を目指す生育者協会・犬猫適正飼養推進協議会）	5月29日*、6月27日*、8月25日*、11月25日*
サ	生産獣医療提供体制構築支援推進委員会（公益社団法人全国農業共済協会）	6月3日、3月9日
シ	寿楽園理事会	6月5日*
ス	公益社団法人中央畜産会理事会	6月6日、11月11日、3月19日*
セ	株式会社 Dream Platform 会社設立記念パーティー	6月11日
ソ	豚熱経口ワクチン導入全国協議会通常総会	6月12日
タ	鳥インフルエンザに関するシンポジウム（一般社団法人日本養鶏協会）	6月13日
チ	家畜感染症学会創立 20 周年シンポジウム・祝賀会	6月14日
ツ	公益社団法人日本馬事協会定時総会	6月16日
テ	公益社団法人畜産技術協会総会	6月19日
ト	関東しゃくなげ会研修会(総会・情報交換会)	6月20日
ナ	一般社団法人日本動物保健看護系大学協会総会	6月21日
ニ	一般社団法人日本養豚協会記念行事	6月23日
ヌ	一般社団法人全国専修学校動物系教育協会総会	6月24日
ネ	公益社団法人中央畜産会定時総会	6月24日
ノ	犬猫適正飼養推進協議会総会	6月26日
ハ	公益社団法人日本食肉格付協会現地検討会	6月26日～27日
ヒ	一般社団法人日本愛玩動物看護師会定時代議員総会	6月29日
フ	国際養鶏養豚総合展 2027 の拡大開催に係る会場および周辺施設の視察(公益社団法人中央畜産会)	7月1日～2日
ヘ	岩手大学獣医学部発足記念式典	7月9日
ホ	第10回防災推進国民大会（ぼうさいこくたい2025 in 新潟）第1回出展者説明会	7月10日
マ	産業動物獣医師確保に係る懇談会・情報交換会	7月10日

ミ	日本養豚事業協同組合総会	7月25日
ム	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会（一般社団法人日本家畜商協会）	7月30日、12月15日、3月4日
メ	預託事業運用体制検討委員会（一般社団法人日本家畜商協会）	7月31日、12月4日、3月16日
モ	牛肉輸出協議会定時総会（一般社団法人日本畜産物輸出促進協会）	8月19日
ヤ	木村芳之氏旭日小綬章受章記念祝賀会	8月24日
ユ	全国大学獣医学関係代表者協議会	9月2日、3月27日*
ヨ	第168回日本獣医学会学術大会	9月3日～5日
ラ	全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会及び研修・功労者表彰	9月5日
リ	防災推進国民大会2025（防災推進国民大会2025実行委員会（内閣府・防災推進協議会・防災推進国民会議）	9月6日～7日
ル	FOFを支援する集い2025（FOFを支援する集い2025実行委員会）	9月9日
レ	ワンウェルフェア高等研究所キックオフシンポジウム（東京農工大学）	9月12日
ロ	鳥海弘氏旭日小綬章受章記念祝賀会	9月15日
ワ	公益社団法人中央畜産会創立70周年記念祝賀会	9月18日
ヲ	定例源泉部会研修会「報酬・料金等 非居住者（海外勤務者含む）等所得税」（公益社団法人麻布法人会）	9月19日
ン	公益法人・一般法人会計セミナー「実務編」（公益財団法人公益法人協会）	9月25日～26日
ア	動物医薬品検査所つくば庁舎の開所を祝う会	10月10日
イ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業企画・編集委員会（一般社団法人日本家畜商協会）	10月14日、2月10日
ウ	Zoobiquity シンポジウム（大阪公立大学獣医学研究科）	10月18日
エ	人獣共通感染症病原体監視システム（ZAS）説明会（厚生労働省）	10月20日
オ	全国装蹄競技大会褒賞授与式（公益社団法人日本装蹄協会）	10月21日
カ	セミナー：公益法人制度改正への具体的対応と令和6年会計基準への移行に備えて（公益財団法人公益法人協会）	11月4日
キ	第11回アジア養豚獣医学会（一般社団法人日本養豚開業獣医師協会）	11月10日
ク	第66回全国牛装蹄競技大会褒賞授与式（公益社団法人日本装蹄協会）	11月11日
ケ	第66回動物愛護の作文コンテスト表彰式（公益社団法人日本動物福祉協会）	11月16日
コ	プライバシーマーク内部監査	11月21日
サ	令和6年能登半島地震・奥能登豪雨復興祈念シンポジウム（石川県）	11月22日
シ	豚熱経口ワクチン導入全国協議会臨時総会	11月25日***
ス	セミナー：新・財務3基準の解説と活用方法（全国公益法人協会）	11月26日
セ	「未来へつなぐ」サポート運動 全国NOSAI大会（公益社団法人全国農業共済協会）	11月26日
ソ	セミナー：定期提出書類の変更点と対応実務（全国公益法人協会）	11月27日
タ	セミナー：新制度で変わる予算策定と収支予算書の作成実務（全国公益法人協会）	11月27日
チ	令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨知事感謝状贈呈式（石川県）	12月2日
ツ	令和7年度産業動物獣医師に関する獣医学系大学との懇談会・情報交換会（公益社団法人全国農業共済協会）	12月23日
テ	GEA（地球環境行動会議）勉強会	12月23日、1月27日、3月18日
ト	日本学術会議獣医学分科会との意見交換会	12月24日*
ナ	新年賀詞交歓会（公益社団法人中央畜産会）	1月6日
ニ	ペット産業賀詞交歓会（一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会）	1月8日
ヌ	新年賀詞交換会（公益社団法人日本食肉協議会）	1月9日
ネ	新年賀詞交歓会（公益社団法人日本動物用医薬品協会）	1月9日
ノ	日本行政書士会連合会等新年賀詞交歓会（日本行政書士会連合会、日本行政書士政治連盟）	1月23日
ハ	「草場治雄先生「旭日小綬章」受章祝賀会	2月8日
ヒ	第54回家畜人工授精・繁殖技術発表全国大会（一般社団法人日本家畜人工授精師協会）	2月12日
フ	第6回福岡県ワンヘルス国際フォーラム ウェルカムレセプション	2月20日
ヘ	第6回福岡県ワンヘルス国際フォーラム	2月21日
ホ	動物衛生試験研究推進会議（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門）	2月25日

マ	家畜診療等技術全国研究集会（公益社団法人全国農業共済協会）	3月3日
ミ	セミナー：定期提出書類の作成実務-認定法改正後の新様式を解説（全国公益法人協会）	3月3日*
ム	農学部共同獣医学科「国際感染症制御学」講義（東京農工大学）	3月6日
メ	全国家畜衛生業績発表会協賛会役員会	3月19日*
モ	ペット・動物法学会定時総会・学術集会シンポジウム（ペット・動物法学会）	3月21日
ヤ	豚熱経口ワクチン導入全国協議会（公益社団法人畜産技術協会）	3月23日
ユ	生乳の安全・安心の確保のための全国協議会（一般社団法人中央酪農会議）	3月26日

2 会員及び賛助会員の異動状況

（1）令和8年3月 31 日現在の会員及び賛助会員の数は、次のとおり（会員及び賛助会員の名簿は、巻末の資料参照）

- ア 会 員：55 団体（都道府県・政令市獣医師会）
- イ 賛助会員：団体；53 団体・企業、個人；9 人、学生；0 人

（2）令和7年度における会員及び賛助会員の異動状況は、次のとおり。

区 分		令 和 6 年 度 末 現 在 の 数	令和7年度における異動状況			令 和 7 年 度 末 現 在 の 数	令和7年度の 対前年度増減
			新規加入	退 会	計		
会 員		5 5	0	0	0	5 5	0
賛助会員	団体	5 3	0	0	0	5 3	0
	個人	7	2	0	2	9	2
	学生	1	0	1	1	0	▲ 1
	計	6 1	2	1	3	6 2	1
備 考		地方獣医師会の会員である構成獣医師（会員構成獣医師）数の異動状況は、次のとおり。 令和6年度：23,249 人、令和7年度：22,950 人（対前年度：299 人減）					

3 人 事

（1）本会関係

ア 役員（任期：令和7年6月25日～選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時まで）

第82回通常総会(令和7年6月25日開催)において役員の選任が行われ、第3回理事会(令和7年6月25日開催)において次のとおり理事が選定された。

会 長	藏 内 勇 夫	
副 会 長	鳥 海 弘	西山 治 生 栗 本 まさ子
専務理事	伏 見 啓 二	
地区理事	田 村 豊	（北海道地区） 小山田 富 弥（東北地区）
	宇佐美 晃	（関東地区） 上 野 弘 道（東京地区）
	佐 藤 博	（中部地区） 長谷川 哲 也（近畿地区）
	安 食 政 幸	（中国地区） 篠 原 公 七（四国地区）
	草 場 治 雄	（九州地区）
職域理事	佐 藤 れえ子	（学術・教育・研究（獣医学術学会を兼務））
	立 川 文 雄	（産業動物臨床） 森 尚 志（小動物臨床）
	吉 武 朗	（家畜共済） 島 村 剛（家畜防疫・衛生）
	梅 田 浩 史	（公衆衛生） 佐 伯 潤（動物福祉・愛護）
特任理事・外部理事	石 橋 朋 子	

監 事 市 川 陽一朗 佐々木 一 弥
外部監事 柴 山 隆 史

イ 顧問（任期：会長が顧問に委嘱した日（令和7年6月25日）から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までの間）

北 村 直 人（元農林水産副大臣）
酒 井 健 夫（日本大学名誉教授）
砂 原 和 文（秋田県獣医師会会長）
村 中 志 朗（東京都獣医師会顧問）

ウ 事務局職員

館 澤 碧	産前産後休業（令和7年3月27日～令和7年5月22日） 育児休業（令和7年5月23日～令和8年4月19日）	
吉 田 和 弘	採用 調査役 常勤嘱託職員（令和7年8月1日～令和8年3月31日）	8月1日
遠 藤 真 弥	採用 事務局職員（事業担当）	8月1日
守 尾 真	退職	8月31日
岡 本 淳	退職	9月30日
猪 俣 和 也	採用 事務局職員（事業担当）	10月1日
石 川 萌 子	復職 産前産後休業（令和5年10月10日～令和6年1月15日） 育児休業（令和6年1月16日～令和7年11月19日）	11月20日
福 田 淳 志	退職	1月9日
宮 崎 亜 樹	採用 常勤嘱託職員（国際担当）（令和8年2月1日～令和9年1月31日）	2月1日

（2）地方獣医師会関係

	<新>	<旧>	
福井県獣医師会会長	大 門 由美子	高 木 平 光	5月18日
徳島県獣医師会会長	片 山 正 敏	多 田 利 光	5月29日
大阪市獣医師会会長	桑 原 岳	高 山 孝 博	6月1日
富山県獣医師会会長	松 村 隆 治	久 保 博 文	6月4日
京都市獣医師会会長	村 田 裕 史	森 尚 志	6月8日
山口県獣医師会会長	中 村 滋	田 中 尚 秋	6月8日
川崎市獣医師会会長	木 村 真 治	田 村 通 夫	6月12日
群馬県獣医師会会長	板 倉 修	桑 原 保 光	6月15日
長野県獣医師会会長	小 林 文 範	唐 澤 千 春	6月18日
和歌山県獣医師会会長	玉 井 公 宏	羽 津 豪 人	6月21日
栃木県獣医師会会長	寺 内 幸 夫	大 住 敬	6月22日
神奈川県獣医師会会長	相 原 栄 一	鳥 海 弘	6月26日
香川県獣医師会会長	栗 島 正 徳	篠 原 公 七	3月19日

(3) 本会関係省庁

ア 農林水産省

農林水産大臣

<新>

<旧>

小 泉 進 次 郎

江 藤 拓

5月21日

鈴 木 憲 和

小 泉 進 次 郎

10月21日

大臣官房審議官兼消費・安全局付兼輸出・国際局付

木 下 雅 由

郷 達 也

7月1日

消費・安全局

局長

坂 勝 浩

安 岡 澄 人

7月1日

畜水産安全管理課

飼料安全・薬事室長

大 石 明 子

古 川 明

4月1日

畜水産安全情報分析官

嶋 崎 智 章

—

4月1日

行政専門員

吉 田 和 弘

—

4月1日

小動物獣医療企画係長

鴨 川 ま り

—

4月1日

獣医療振興係長

—

石 川 日 向

4月1日

田 村 みず穂

—

6月1日

獣医事監視指導係員

芦 田 将 一

—

4月1日

動物医薬品検査所

所長

荻 窪 恭 明

嶋 崎 智 章

4月1日

動物衛生課

家畜防疫対策室長

武 久 智 之

大 倉 達 洋

7月1日

経営局

保険課

課長

中 平 英 典

白 石 知 隆

7月1日

保険監理官

森 幸 子

宮 本 亮

7月1日

イ 厚生労働省

厚生労働大臣

上 野 賢一郎

福 岡 資 麿

10月21日

健康・生活衛生局

食品監視安全課

課長

今 川 正 紀

森 田 剛 史

4月1日

課長補佐

温 井 健 司

川 越 匡 洋

4月1日

乳肉安全係長

酒 田 光 輝

—

4月1日

食品監視分析官

森 田 剛 史

—

4月1日

感染症対策部

感染症対策課

課長

木 庭 愛

荒 木 裕 人

7月8日

感染症情報管理室長

大 塚 和 子

—

4月1日

ウ 環境省

環境大臣

石 原 宏 高

浅 尾 慶 一 郎

10月21日

自然環境局

局長

堀 上 勝

植 田 明 浩

7月1日

大臣官房審議官 総務課	成 田 浩 司	飯 田 博 文	7 月 1 日
課長	近 藤 貴 幸	松 下 雄 介	7 月 1 日
動物愛護管理室			
室長	石 川 拓 哉	立 田 理 一 郎	7 月 1 日
主査	鳥 井 朋 恵	—	4 月 1 日
係員	小 林 工 真	—	4 月 1 日
	田 宮 沙 知 子	—	4 月 1 日
野生生物課			
課長	川 越 久 史	中 澤 圭 一	7 月 1 日
鳥獣保護管理室長	佐々木真二郎	宇 賀 神 知 則	7 月 1 日
エ 文部科学省			
文部科学大臣	松 本 洋 平	阿 部 俊 子	10 月 21 日
高等教育局			
高等教育局長	合 田 哲 雄	伊 藤 学 司	7 月 15 日
専門教育課			
専門官兼教育振興係長	村 上 寛 和	—	4 月 1 日
教育振興係長	伊 藤 成 美	亀 井 元 紀	4 月 1 日
	齋 藤 実 穂 子	—	4 月 1 日
オ 内閣府			
食品安全委員会			
事務局次長	前 間 聡	及 川 仁	7 月 1 日

(4) 政府委員関係

ア 鳥インフルエンザワクチン技術検討会委員

(農林水産省消費・安全局・任期：令和7年7月31日～令和9年7月30日)

伏 見 啓 二 (日本獣医師会 専務理事)

イ 「国際獣疫事務局 (WOAH) 連絡協議会」 通常メンバー (農林水産省・任期：令和7年12月1日～令和9年11月30日)

伏 見 啓 二 (日本獣医師会 専務理事)

(5) その他

ア 動物用医薬品等輸出促進事業推進委員会 (福岡県・任期：令和7年4月1日～令和10年3月31日)

伏 見 啓 二 (日本獣医師会 専務理事)

イ 福岡県ワンヘルス推進協議会委員 (公益社団法人日本動物用医薬品協会・任期：令和7年4月7日～令和9年3月31日)

藏 内 勇 夫 (日本獣医師会 会長)

ウ 産業動物獣医師に関する児童向け図書制作委員会委員 (地方競馬全国協会・任期：令和7年4月17日～令和8年3月31日)

伏 見 啓 二 (日本獣医師会 専務理事)

エ 生産獣医療提供体制構築支援推進委員会委員 (公益社団法人全国農業共済協会・任期：令和7年4月18日～令和8年3月31日)

伏 見 啓 二 (日本獣医師会 専務理事)

オ 畜産生産性向上技術提供推進委員会委員

(公益社団法人全国農業共済協会・任期：令和7年5月2日～令和8年3月31日)

大 塚 浩 (日本獣医師会 産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会委員)

カ 一般財団法人生物科学安全研究所評議員

(一般財団法人生物科学安全研究所・任期：令和7年6月20日～令和11年定時評議員会終結まで)

伏見 啓二 (日本獣医師会 専務理事)

キ 令和7年度健全な家畜取引推進のための啓発普及事業に係る専門委員会委員 (一般社団法人日本家畜商協会・任期：令和7年7月7日～令和8年3月末日)

伏見 啓二 (日本獣医師会 専務理事)

ク 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) 啓発セミナー2025 講師 (公益社団法人富山県獣医師会・任期：令和7年10月24日)

伏見 啓二 (日本獣医師会 専務理事)

ケ 動物看護師統一認定機構 機構長 (一般財団法人動物看護師統一認定機構・任期：令和7年12月10日～令和9年11月)

酒井 健夫 (日本大学名誉教授)

コ 令和7年度「家畜診療等技術全国研究集会」に係る講師 (公益社団法人全国農業共済協会・任期：令和8年3月3日)

伏見 啓二 (日本獣医師会 専務理事)

サ 「国際感染症制御学」講義に係る講師 (東京農工大学・任期：令和8年3月6日)

塚本 大輔 (日本獣医師会 事務局次長)

4 叙勲・褒章

(1) 叙勲

木村 芳之 (群馬県獣医師会)	旭日小綬章	令和7年春
鳥海 弘 (神奈川県獣医師会)	旭日小綬章	令和7年春
加地 祥文 (東京都獣医師会)	瑞宝小綬章	令和7年春
小山 田久 (青森県獣医師会)	旭日小綬章	令和7年秋
草場 治雄 (福岡県獣医師会)	旭日小綬章	令和7年秋
境 政人 (埼玉県獣医師会)	瑞宝小綬章	令和7年秋
佐藤 傳一 (福島県獣医師会)	旭日双光章	令和7年秋
塚本 法生 (宮崎県獣医師会)	瑞宝双光章	令和7年秋

(2) 褒章

佐々井 浩志 (神戸市獣医師会)	紺綬褒章	11月22日
------------------	------	--------

5 逝去会員構成獣医師等

- 鷲塚 貞長 (名古屋市獣医師会元会長・令和7年5月13日逝去)
- 森田 彰 (本会元理事・令和7年5月28日逝去)
- 土屋 孝介 (愛知県獣医師会元会長・令和7年7月9日逝去)
- 山内 正孝 (青森県獣医師会元会長・令和7年11月26日逝去)
- 篠原 公七 (本会理事、香川県獣医師会元会長・令和8年3月4日逝去) ほか

B 会務（個別）報告

1 規程の制定等

(1) 「日本獣医師会職員給与規程」の一部改正（第1回理事会・令和7年6月4日）

ア 改正の理由：

(ア) 国家公務員の定年延長に伴う本会の対応

令和5年4月に、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律 61 号）が施行され、国家公務員の定年が 65 歳に引き上げられた。これに合わせて「日本獣医師会職員就業規則」第 58 条第 1 項を改正し定年を 65 歳に引き上げた（令和5年3月22日一部改正、令和4年度第5回理事会承認）。

それと同時に「日本獣医師会職員給与規程」の一部を改正し、昇給停止について第9条第8項「満年齢が 57 歳に達した職員については、当該 57 歳に達した日以降の昇給及び昇格は行わない。」から「満年齢が 62 歳に達した職員については、当該 62 歳に達した日以降の昇給及び昇格は行わない。」へ改正した。

(イ) 本会職員の昇給のあり方に関する課題

一方、これまで本会の職員の待遇は国家公務員に準拠するものと運用されていたが、国家公務員の昇給停止制度は、「55 歳を超える国家公務員は標準の勤務成績では昇給せず成績が特に良好または極めて良好の場合のみ昇給が発生する。」としており、現行規程は、これまでの運用を逸脱した規定となっている。

(ウ) 課題に対する対応

については、本会職員の昇給停止制度を国家公務員に準拠する規定に変更することとし、「日本獣医師会職員給与規程」の一部を改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア) 「日本獣医師会職員給与規程」の一部改正

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
	日本獣医師会職員給与規程
	第1条～第8条 【略】
	(昇給及び昇格の基準)
	第9条 規則第40条第2項本文に定める定期昇給は、前年度における職員ごとの人事評価結果(S、A、B、C、Dの5段階)に基づき、それぞれ現に受けている号俸の八号俸から一号俸上位の号俸に昇給させるもとし、その時期（以下「定期昇給日」という。）は、毎年1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日とする。
	第2項～第7項 【略】
8 満年齢が <u>55</u> 歳に達した職員については、当該 <u>55</u> 歳に達した日以降の昇給について、 <u>標準</u>	8 満年齢が <u>62</u> 歳に達した職員については、当該

<u>の勤務成績では昇給を停止し、勤務成績が特に良好である場合に限り昇給を行う。</u>	62 歳に達した日以降の昇給<u>及び昇格</u>は行わない。 第 10 条～第 24 条 【略】
附 則（令和 7 年 6 月 4 日一部改正、令和 7 年度第 1 回理事会承認） この改正は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。	

（２）「日本獣医師会旅費規程」の一部改正（第 1 回理事会・令和 7 年 6 月 4 日）

ア 改正の理由：

（ア）国家公務員の旅費制度の見直し

国家公務員等の旅費制度については、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずることとして、「国家公務員等の旅費に関する法律」が一部改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されたところである。

このたびの主な改正点は、宿泊費を定額支給から上限付き実費支給にする等、法定額と実勢価格との乖離を解消する一方、国内の鉄道賃の特急料金の距離規定（片道 100km 以上）を廃止し、実費支給、パック旅行の新設等、実態・運用に即した規定の整備等とされている。

（イ）本会における旅費の算出方法等

本会では、これまで一般的かつ経済的な出張経路を算出する旅費専用ソフトを利用し、出張等用務終了後に算出額を定額で支給してきた。

一方、本会が関係省庁から受託した受取助成金事業等においては、本ソフトは利用しつつ、国家公務員と同様、航空機、特急料金の利用等は実費としていた。

（ウ）本会の旅費支給に関する課題

なお、本会旅費の航空賃について、旅費を支給された複数の委員等から購入した航空券代より高額な金額が支給されており、実態に合っていないとの指摘がなされている。例えば早期割引で航空券を購入したり、パック料金を利用した際、さらに自身のマイルを使用して支払うことも可能となるため、支給額と大きな差額が生じることとなり、実態に即しておらず、合理性に欠ける状況にある。

（エ）課題に対する対応

については、今回の国家公務員の旅費法の一部改正に伴う、同旅費制度への準拠とともに、現在、取り組んでいる事務・事業の経費の削減を踏まえ、航空券（パック料金を含む）については、畜産関係団体等の事例も参考に上記受託事業と同様、実費とすることとし、「日本獣医師会旅費規程」の一部を改正する。

一方、宿泊費については、現状のとおり定額超過分を規定額に合算の上、支払うこととする。

なお、これらは実費精算に必要な証明書類の入手が容易な国内出張に限る。

イ 改正の内容：次のとおり。

（ア）「日本獣医師会旅費規程」の一部改正

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
	日本獣医師会旅費規程

第5条 旅費計算は、実費に適合する一般的かつ経済的な出張経路による交通費を算定する。ただし、航空賃及び車賃（国内に限る）は実費とし、次の各号に掲げる場合を除く。

3 旅費（近地出張に係る旅費を除く。）は、原則として、当該出張者から用務終了後1週間以内に料金（実費）を証明する必要な書類等の提出を受けた後、1月以内に算定額を銀行送金により支給する。ただし、あらかじめ用務時間を算定することが困難な場合、その他必要と認める場合には、出張前に現金で旅費を支給することができる。

附 則（令和7年6月4日一部改正、令和7年度第1回理事会承認）
この改正は、令和7年7月1日から施行する。

第1条～第4条 【略】

（旅費計算の原則）

第5条 旅費計算は、原則として、一般的かつ経済的な出張経路による額を算定する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

第5条第1項第1号～第9条 【略】

（旅費の請求及び支給）

第10条 職員が出張する場合、当該職員は、その出張前に別に定める「職員出張伺・出張命令簿」を提出して会長の承認を受けなければならない。ただし、次項に定める場合を除く。

2 近地出張する場合、当該出張者は、出張した月の分を別に定める「近地出張旅費請求書」に一括してとりまとめのうえ、その翌月初めに当該請求書を提出して旅費を請求しなければならない。

3 旅費（近地出張に係る旅費を除く。）は、原則として、その概算額を用務終了後1月以内に銀行送金により支給する。ただし、あらかじめ用務時間を算定することが困難な場合、その他必要と認める場合には、出張前に現金で旅費を支給することができる。

4 近地出張に係る旅費は、近地出張旅費請求書が提出された月の末日までに現金で当該請求者に支給する。

以降 【略】

別表 1 旅費計算ソフトによる旅費計算上の検索条件

（第5条 第3項関係）

号	検索条件の設定
---	---------

	1	平均 経路	初 期 値	
	2	運 賃	特急料金	指 定 席
			J R 指定料 金	繁忙期・閑散期 を考慮する
			J R 会員サ ービス運賃	計算しない
			I C カード 運賃	計算しない
			学割運賃	計算しない
			定期運賃	通 勤
			J R 二区間 定期	適時計算する
			2 ルート定 期	計算する
			航空保険特 別料金	運賃に含む
備 考	1. 第 5 条第 3 項の規定に基づくパーソ ナルコンピューターによる旅費計算 は、株式会社ヴァル研究所の旅費計算 専用ソフト「駅すばあと」を使用して行 うものとする。			
	2. 運賃は、現金運賃を適用する。			
備 考	3. 航空機及びタクシー等の運賃は、料 金（実費）を証明するに必要な書類等 を元にその金額を支給する。			
	3. 航空機の運賃は、実態に合った運賃 を計算し支給するが、支給する運賃と 実際に搭乗した航空機が異なるために 生じた運賃の不足分については、本人 の請求により、料金を証明する書類等 を元にその差額を支給することができ る。			
		以降		【略】

（3）ハラスメント等に対する事務局職員相談窓口の設置（第1回理事会・令和7年6月4日）

ア 設置の背景等：

令和7年3月14日、50人未満の小規模事業場でのストレスチェック義務化が盛り込まれた「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、令和7年5月8日に、衆議院で可決・成立した。

50人未満の小規模事業場でのストレスチェックが義務となる時期については、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」の概要のなかで、「公布後3年以内に政令で定める日」とされており、現況を踏まえると令和10年4月頃と推測される。

現在、国の指針やマニュアルは、50人以上の事業場における実施体制・実施方法を念頭に示されているため、50人未満の事業場に即した現実的で実効性のある実施内容を整備したマニユ

アルの作成を検討しているとのこと。

本会においても、国から 50 人未満の事業場に即した指針やマニュアルが公表され次第、対応することが望ましいと、東京産業総合支援センターの促進員から指導を受けた。

ストレスチェック導入までの対策については、「職場内相談窓口設置要綱」第 10 条（研修およびアンケートの実施）に基づき、定期的にアンケートを実施し、職場内の問題点の改善を図ることとする。

なお、「職場内相談窓口設置要綱」第 10 条に係るアンケートについては、令和 7 年 6 月末までに作成することとする。

イ 設置要綱の内容：次のとおり。

職場内相談窓口設置要綱

制定日：令和 7 年 8 月 1 日

第 1 条（目的）

本要綱は、業務内容や人間関係等、職場環境が原因でストレスやメンタル不調を抱える職員に対して、労働安全衛生法第 69 条第 1 項^{※1}及び本会職員就業規則第 7 条および第 7 条の 2 に基づき、職員の心の健康の保持・増進を図り、職場環境の改善を目的とする。

※1 労働安全衛生法第 69 条

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

※2 獣医師会職員就業規則第 7 条（セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止）

獣医師会職員就業規則第 7 条の 2（妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントの防止）

第 2 条（利用対象者）

- ・正職員
- ・派遣職員

第 3 条（相談担当者）

相談窓口担当者は、本会顧問を中心とし、必要に応じ適切な専門家を選任し、相談に対応する。

第 4 条（相談方法）

職員は、以下の方法で相談することができる。

- 1 直接相談：担当者との面談を通じて相談
- 2 メール相談：専用の相談用メールアドレスを利用

第 5 条（相談内容）

相談可能な内容は以下の通りです：

- 1 体調不良に関する相談：ケガや病気等の体調不良に関する勤務について（正職員・派遣職員）
- 2 育児・介護休業に関する相談：育児休業や介護休業に関する事項（正職員のみ）
- 3 職場内の人間関係に関する相談：同僚や上司との人間関係に関する問題（正職員・派遣職員）
- 4 勤務状況の改善に関する相談：業務内容、長時間労働等に関する改善提案（正職員・派遣職員）
- 5 職場復帰に関する相談：育児休業・介護休業・傷病休暇後の職場復帰に関する相談（正職員のみ）
- 6 その他：ハラスメントが疑われる行為を目撃した場合やハラスメントに関する質問

第6条（相談時の注意事項）

- 1 中立的対応：担当者は中立的な立場で対応し、相談者に対して肩入れや批判的な態度を取らない。
- 2 安心できる環境作り：相談者が安心して話せる環境を提供する。
- 3 守秘義務：相談内容は事実確認に必要な範囲を除き、社内外の者に口外しない。情報の共有は相談者の同意を得た場合に限る。
- 4 専門家への相談：必要に応じて顧問弁護士や社会保険労務士等、外部専門家に相談し、指導や助言を求めることとする。その際、相談者にもその旨を伝える。
- 5 ハラスメント対応：ハラスメントに関する相談は、「職場におけるハラスメント 対策パンフレット」（厚生労働省のガイドライン）を参考に、適切に対応する。

第7条（対応手続き）

- 1 相談窓口は、相談を受けた場合には速やかに内容を確認し、必要に応じて関係部署と連携のうえ適切な対応を行う。
- 2 調査が必要な場合は、調査担当者を指定し、迅速かつ公正な調査を行う。
- 3 調査結果に基づき、必要な是正措置（処分、再発防止策、当事者への支援等）を講じる。
- 4 相談者に対する不利益な取り扱い（報復、差別等）は一切行わない。

第8条（記録と保存）

- 1 相談内容および対応経過は、適切な方法により記録し、一定期間保管する。
- 2 記録の管理は厳重に行い、第三者が閲覧できないようにする。

第9条（個人情報への配慮）

- ・ 相談内容によっては、事実確認のために相談者以外の関係者から話を聞くことがあるが、その場合には必ず相談者の同意を得ること。
- ・ 相談者の個人情報は適切に管理し、情報の取り扱いについては厳格な配慮を行う。

第10条（研修およびアンケートの実施）

- 1 研修の実施：東京産業保健総合支援センターの促進員による健康に関する研修を年1回、管理者向けもしくは全職員向けに実施し、職員の理解を深める。
- 2 アンケートの実施：定期的に職場環境改善のためのアンケートを実施し、職場内の問題点を把握・改善を図る。

第11条（健康情報の共有および周知）

- 1 健康に関する情報は、労務担当者が随時職員へ発信する。
- 2 相談窓口が対応できない内容については、適宜外部機関（市区町村、医療機関等）を紹介する。ただし、紹介により解決を保証するものではない。

第12条（職場で発生しやすいハラスメントの整理）

職場内で発生しやすいハラスメントについて、以下のように整理し、職員に周知する。

- 1 パワーハラスメント（パワハラ）
上司と部下など、職場内の優越的な立場を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動が原因で就業環境が害されること。業務上の指示や指導が適切であればパワハラに該当しない。
- 2 セクシュアルハラスメント（セクハラ）
労働者本人の意に反する性的な言動が原因で就業環境が害されること。男女問わず、また同性

間でも行為者・被害者双方となり得る。

3 育児・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児・介護休業等の申請や利用に関して、上司や同僚から嫌がらせとなる言動が行われること。これにより、労働者の就業環境が害される場合、ハラスメントに該当する。

第 13 条（その他）

- 1 本要綱に定めのない事項については、本会の就業規則および社内規程等に準じて適切に対応する。
- 2 本要綱は、必要に応じて見直し・改定を行う。

以上に基づき、職場内の相談窓口を設置し、職員が安心して働ける環境づくりを推進する。

（４）「日本獣医師会役員の報酬等に関する規程」の一部改正（第 82 回通常総会・令和 7 年 6 月 25 日）

ア 改正の理由：

（ア）「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 29 号）」が令和 6 年 5 月 22 日に公布され、施行日である令和 7 年 4 月 1 日以降の役員改選時に、公益法人は、新たな役員の中に、法令等で定められる外部理事及び外部監事を各 1 名以上、入れなければならないこととされた。

（イ）法令等に基づく外部理事・外部監事を選任可能とすべく、令和 7 年 3 月 25 日開催の令和 6 年度第 6 回理事会において、「日本獣医師会役員選任規程」の一部改正を行い、地方獣医師会の正会員である構成獣医師以外の者も、外部理事・外部監事になることが可能とした。

（ウ）外部理事・外部監事が、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の場合は、構成獣医師とは別の金額の報酬を払えるようにするために、「日本獣医師会役員の報酬等に関する規程」を一部改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

（ア）「日本獣医師会役員の報酬等に関する規程」の一部改正

改正条文案（改正部分のみ）			現行条文		
別表 1 報酬の基準額			日本獣医師会役員の報酬等に関する規程		
			第 1 条～第 9 条 【略】		
			別表		
			1 報酬の基準額		
役職名等	基準額		役職名等	基準額	
会 長 (非常勤)	450, 000 円 以内	1 人当たりの月 額	会 長 (非常勤)	450, 000 円 以内	1 人当たりの月 額
副会長 (非常勤)	150, 000 円 以内		副会長 (非常勤)	150, 000 円 以内	
専務理事 (常 勤)	1, 000, 000 円以内		専務理事 (常 勤)	1, 000, 000 円以内	

理 事 (非常勤)	20,000 円 以内	理事会等の会議 出席の都度、1 人 1 回当たりの 定額
監 事 (非常勤)	25,000 円	
<u>外部理事 (非常勤)</u>	<u>20,000 円 以内</u>	<u>理事会等の会議 出席の都度、1 人 1 回当たりの 定額。ただし、 会員構成獣医師 以外の弁護士、 司法書士、公認 会計士、税理士 等の有識者等の 場合には、外部 理事は 50,000 円以内、外部監 事は 50,000 円 とする。</u>
<u>外部監事 (非常勤)</u>	<u>25,000 円</u>	

注：会議は、会長が招集した会議とし、2 時間以上の会議時間を要したものとする。

2 退職慰労金の算定基準額

役職名等	算定基準額	
会 長 (非常勤)	450,000 円以内	在任期間 1 人 1 年当たりの年額
副 会 長 (非常勤)	300,000 円以内	
専務理事 (常 勤)	300,000 円以内	
理 事 (非常勤)	45,000 円 以内	
監 事 (非常勤)	45,000 円	

注：会員構成獣医師以外の弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の有識者等の場合は、退職慰労金を支給しない。

理 事 (非常勤)	20,000 円 以内	理事会等の会議 出席の都度、1 人 1 回当たりの 定額
監 事 (非常勤)	25,000 円	

注：会議は、会長が招集した会議とし、2 時間以上の会議時間を要したものとする。

2 退職慰労金の算定基準額

役職名等	算定基準額	
会 長 (非常勤)	450,000 円以内	在任期間 1 人 1 年当たりの年額
副 会 長 (非常勤)	300,000 円以内	
専務理事 (常 勤)	300,000 円以内	
理 事 (非常勤)	45,000 円 以内	
監 事 (非常勤)	45,000 円	

附 則（令和 7 年 6 月 25 日一部改正、第 82 回通常総会承認）

この改正は、令和 7 年 6 月 25 日から施行する。

(5) 「日本獣医師会育児休業・介護休業等規程」の一部改正（第4回理事会・令和7年9月24日）

ア 改正の理由：

令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」が一部改正され、令和7年4月1日及び10月1日付けで施行されることから、「日本獣医師会育児休業・介護休業等規程」を一部改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア) 「日本獣医師会育児休業・介護休業等規程」の一部改正

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
第1条～第21条（略）	日本獣医師会育児休業・介護休業等規程 第1条～第21条（略）
<u>第9章 柔軟な働き方を実現するための措置</u> <u>（柔軟な働き方を実現するための措置）</u>	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
<u>第22条 3歳から小学校就学の始期に達する</u> <u>までの子を養育する職員（対象職員）は、柔</u> <u>軟な働き方を実現するために申し出ること</u> <u>により、次のいずれか1つの措置を選択して利</u> <u>用することができる。</u>	<u>（新設）</u>
<u>（1）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（時差</u> <u>出勤）</u>	
<u>（2）就業しつつ子を養育することを容易にす</u> <u>るための休暇（養育両立支援休暇）</u>	
<u>2 前項にかかわらず、本会は、労使協定によ</u> <u>り除外された次の職員からの申出を拒むこと</u> <u>ができる。</u>	
<u>（1）採用されて1年未満の職員</u>	
<u>（2）1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u>	
<u>3 第1項第1号に定める始業・終業時刻の繰</u> <u>上げ・繰下げ（時差出勤）の措置内容及び申</u> <u>出については、次のとおりとする。</u>	
<u>（1）対象職員は、本会に申し出ることによ</u> <u>り、1日の所定労働時間数を変えることな</u> <u>く、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げを行</u> <u>うことができる。</u>	
<u>（2）繰上げ又は繰下げした後の始業・終業時</u> <u>刻は、午前8時から午後7時までの範囲内</u> <u>で、労働者が申し出た時刻（原則、30分単</u> <u>位）とする。なおこの場合、1日の所定労働</u> <u>時間数及び休憩時間数は変更しないこととす</u> <u>る。</u>	

(3) 時差出勤の申出をしようとする者は、1 回につき、1 か月以上1 年以内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日、並びに希望する始業・終業時刻を明らかにして、原則として、適用開始予定日の1 か月前までに、時差出勤申出書により本会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、本会は速やかに申出者に対し、時差出勤取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3 条から第5 条までの規定（第3 条第2 項、第3 項、第4 項及び第4 条第3 項を除く。）を準用する。

4 第1 項第2 号に定める養育両立支援休暇の措置内容及び申出については、次のとおりとする。

(1) 対象職員は、子の養育を行うために、年次有給休暇とは別に、1 年間に付き10 日を限度として、養育両立支援休暇を取得することができる。この場合の1 年間とは、4 月1 日から翌年3 月31 日までの期間とする。

(2) 養育両立支援休暇は、1 日単位又は1 時間単位で取得することができる。ただし、勤務時間の途中に休暇を取得すること（いわゆる「中抜け」）は認めない。

(3) 養育両立支援休暇を取得しようとする者は、原則として、養育両立支援休暇申出書により事前に本会に申し出るものとする。

(4) 本制度の適用を受ける期間（時間）は無給とする。

(5) 期末手当については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する期末手当は支給しない。

(6) 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしているものとみなす。

第10 章 育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の防止
(ハラスメントの禁止)

第23 条 職員は、第2 条から第22 条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

第9 章 育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の防止
(ハラスメントの禁止)

第22 条 職員は、第2 条から第21 条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

(略)

第 11 章 その他の事項

(給与等の取扱い)

第 24 条 育児・介護休業の期間については、本俸その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

(略)

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第 25 条 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、月ごとに本会が職員に請求するものとし、職員は本会が指定する日までに支払うものとする。

(円滑な取得及び職場復帰支援)

第 26 条 本会は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したことの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために、当該職員に個別に育児休業に関する制度等（育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱い等）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。

(復職後の勤務)

第 27 条 復職後の職場・職務については、原則として休業前の職場・職務とする。ただし、事情により他の職場又は他の職務に変更することがある。この場合は、育児休業終了予定日の 1 か月前、介護休業終了予定日の 2 週間前までに正式に決定し通知する。

(年次有給休暇)

第 28 条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

(法令との関係)

第 29 条 育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限、育児・介護短時間勤務並びに柔軟な働き方を実現するための措置等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

(規程の改廃)

(略)

第 10 章 その他の事項

(給与等の取扱い)

第 23 条 育児・介護休業の期間については、本俸その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

(略)

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第 24 条 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、月ごとに本会が職員に請求するものとし、職員は本会が指定する日までに支払うものとする。

(円滑な取得及び職場復帰支援)

第 25 条 本会は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したことの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために、当該職員に個別に育児休業に関する制度等（育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱い等）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。

(復職後の勤務)

第 26 条 復職後の職場・職務については、原則として休業前の職場・職務とする。ただし、事情により他の職場又は他の職務に変更することがある。この場合は、育児休業終了予定日の 1 か月前、介護休業終了予定日の 2 週間前までに正式に決定し通知する。

(年次有給休暇)

第 27 条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

(法令との関係)

第 28 条 育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限、育児・介護短時間勤務並びに柔軟な働き方を実現するための措置等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

(規程の改廃)

第 30 条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。	第 29 条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。
附 則（令和 7 年 9 月 24 日一部改正、令和 7 年度第 4 回理事会承認） この改正は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。	

（6）事務局組織変更に伴う「日本獣医師会事務局組織規程」等の一部改正（第 6 回理事会・令和 7 年 3 月 26 日）

ア 改正の理由：

（ア）日本獣医師会事務局組織を見直し、これまで事務局長の下に 4 種の担当（総務担当、事業担当、動物愛護担当、国際関係担当）に分掌していた体制を 3 課（総務課、事業課、国際課）1 調査役に改め、「事務局次長」を廃止し、新たに 3 「課長（総務課長、事業課長、国際課長）」及び 1 「調査役」を置くことに変更する。

（イ）については、「日本獣医師会事務局組織規程」をはじめとした関係規程（「日本獣医師会専決事務処理規程」、「公益社団法人日本獣医師会定款施行細則」、「日本獣医師会公印管理規程」、「日本獣医師会文書取扱規程」、「日本獣医師会職員就業規則」、「日本獣医師会職員給与規程」、及び「電子取引の取引情報の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」）の関係条文を一部改正する。併せて、その他、軽微な文言修正も行う。

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
	日本獣医師会事務局組織規程
	第 1 条～第 2 条 【略】
（役職の設置等） 第 3 条 事務局に次に掲げる役職を置く。 （1）事務局長 （2） <u>課長及び調査役</u> （3）主 任 2 <u>課長、調査役及び主任を総務課、事業課及び国際課に置く。</u>	（役職の設置等） 第 3 条 事務局に次の各号に掲げる <u>定数の</u> 役職を置く。 （1）事務局長（ <u>定数 1 人</u> ） （2） <u>事務局次長（定数 6 人以内）</u> （3）主 任（ <u>定数なし</u> ） 2 <u>事務局次長及び主任にそれぞれ総務担当及び事業担当を置く。</u>
（管理職） 第 4 条 管理職たる職員は、事務局長、 <u>課長及び調査役</u> とする。	（管理職） 第 4 条 管理職たる職員は、事務局長及び <u>事務局次長</u> とする。
	第 5 条 【略】
（職員の職務） 第 6 条 職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）事務局長は、事務局を統括するとともに、特に重要かつ困難な事務を処理する。	（職員の職務） 第 6 条 職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）事務局長は、事務局を統括するとともに、特に重要かつ困難な事務を処理する。

(2) <u>課長及び調査役</u>は、高度の専門的な知識、経験を必要とする重要な事務を処理する。 (職員の担当事務) 第7条 <u>総務課の課長</u>及び主任は、第9条に定める総務関係事務（以下「総務関係事務」という。）を、<u>事業課及び国際課の課長、調査役</u>及び主任は、第10条に定める事業関係事務（以下「事業関係事務」という。）をそれぞれ担当する。 2 <u>課長、調査役</u>、主任及び事務職員が担当する個別、具体的な事務の内容は、事務局長が<u>課長及び調査役</u>と協議のうえ定める。 3 派遣職員又はアルバイト職員が担当する個別、具体的な事務の内容は、それぞれ関係する<u>課長及び調査役</u>が事務局長と協議のうえ定める。 (担当事務の変更等) 第8条 事務局長は、事務執行上特に必要があると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>総務課の課長</u>又は主任に対して事業関係事務の一部を、また、<u>事業課及び国際課の課長、調査役</u>又は主任に対して総務関係事務の一部をそれぞれ処理させることができる。	(2) <u>事務局次長</u>は、高度の専門的な知識、経験を必要とする重要な事務を処理する。 第6条第1項第3号～第3項 【略】 (職員の担当事務) 第7条 <u>総務担当の事務局次長</u>及び主任は、第9条に定める総務関係事務（以下「総務関係事務」という。）を、<u>事業担当の事務局次長</u>及び主任は、第10条に定める事業関係事務（以下「事業関係事務」という。）をそれぞれ担当する。 2 <u>事務局次長</u>、主任及び事務職員が担当する個別、具体的な事務の内容は、事務局長が<u>事務局次長</u>と協議のうえ定める。 3 派遣職員又はアルバイト職員が担当する個別、具体的な事務の内容は、それぞれ関係する<u>事務局次長</u>が事務局長と協議のうえ定める。 (担当事務の変更等) 第8条 事務局長は、事務執行上特に必要があると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>総務担当の事務局次長</u>又は主任に対して事業関係事務の一部を、また、<u>事業担当の事務局次長</u>又は主任に対して総務関係事務の一部をそれぞれ処理させることができる。 第8条第2項～第12条 【略】
附 則（令和8年3月12日一部改正、令和7年度第6回理事会承認） この改正は、令和8年4月1日から施行する。	

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
(業務運営幹部会) 第12条 本会の業務運営に関する企画及び調整を行う委員会として業務運営幹部会（以下「幹部会」という。）を置く。	公益社団法人日本獣医師会定款施行細則 第1条～第11条 【略】 (業務運営幹部会) 第12条 本会の業務運営に関する企画及び調整を行う委員会として業務運営幹部会（以下「幹部会」という。）を置く。

5 <u>幹部会の事務には、事務局長、課長及び調査役</u>のほか、会長が必要に応じ指名する事務局の職員（以下「事務局長等」という。）が当たる。事務局長等は幹部会その他の事務処理を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。	第2項～第4項 【略】 5 <u>幹部会の事務には、事務局長及び事務局次長</u>のほか、会長が必要に応じ指名する事務局の職員（以下「事務局長等」という。）が当たる。事務局長等は幹部会その他の事務処理を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。 第13条～第18条 【略】
附 則（令和8年3月12日一部改正、令和7年度第6回理事会承認） この改正は、令和8年4月1日から施行する。	

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
（目 的） 第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会の事務処理に関し、定款及び諸規程に定めるところによるほか、専務理事、<u>事務局長、課長及び調査役</u>の専決事項を定めることにより、会務の円滑な運営に資することを目的とする。 （<u>課長及び調査役</u>の専決事項） 第4条 <u>課長及び調査役</u>が専決できる事項は、別表3に掲げるとおりとする。 3 <u>課長及び調査役</u>は、別表3に掲げる専決事項であっても特に必要があると判断したときは、その処理についてあらかじめ事務局長に合議しなければならない。	日本獣医師会専決事務処理規程 （目 的） 第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会の事務処理に関し、定款及び諸規程に定めるところによるほか、専務理事及び<u>事務局長並びに事務局次長</u>の専決事項を定めることにより、会務の円滑な運営に資することを目的とする。 第2条～第3条 【略】 （<u>事務局次長</u>の専決事項） 第4条 <u>事務局次長</u>が専決できる事項は、別表3に掲げるとおりとする。 （合議事項） 第5条 専務理事は、別表1に掲げる専決事項であっても特に必要があると判断したときは、その処理についてあらかじめ会長に合議しなければならない。 第2項 【略】 3 <u>事務局次長</u>は、別表3に掲げる専決事項であっても特に必要があると判断したときは、その処理についてあらかじめ事務局長に合議しなければならない。

別表 3 <u>課長及び調査役</u> の専決事項（第 4 条関係）		第 6 条～別表 2 【略】		別表 3 <u>事務局次長</u> の専決事項（第 4 条関係）	
番号	<u>課長及び調査役</u> の専決事項	番号	<u>事務局次長</u> の専決事項	番号	<u>事務局次長</u> の専決事項
1	予算計上している経費であって、1 件 50 万円を超えない費用の支出決裁に関すること。	1	予算計上している経費であって、1 件 50 万円を超えない費用の支出決裁に関すること。	1	予算計上している経費であって、1 件 50 万円を超えない費用の支出決裁に関すること。
2	事業計画に基づく職域別部会委員会、特別委員会及びこれらに準ずる委員会の開催通知書の処理。	2	事業計画に基づく職域別部会委員会、特別委員会及びこれらに準ずる委員会の開催通知書の処理。	2	事業計画に基づく職域別部会委員会、特別委員会及びこれらに準ずる委員会の開催通知書の処理。
3	事務所の日常的な管理に関すること。	3	事務所の日常的な管理に関すること。	3	事務所の日常的な管理に関すること。
附 則（令和 8 年 3 月 12 日一部改正、令和 7 年度第 6 回理事会承認） この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。					

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
（公印の登録） 第 5 条 公印を新調し、再製し、又は改印したときは、事務局長は、別表 2 に定める様式の公印登録簿にその印影を登録し、併せて所要事項を記載しておかなければならない。 2 前項の公印登録簿は、<u>総務課</u>の<u>課長</u>が保管する。 2 前項第 1 号本文の場合であって基金等の高額取引のために実印を使用するときは、事務局長又は<u>総務課</u>の<u>課長</u>のいずれかの者が立会するものとする。	日本獣医師会公印管理規程 第 1 条～第 4 条 【略】 （公印の登録） 第 5 条 公印を新調し、再製し、又は改印したときは、事務局長は、別表 2 に定める様式の公印登録簿にその印影を登録し、併せて所要事項を記載しておかなければならない。 2 前項の公印登録簿は、<u>総務担当</u>の<u>事務局次長</u>が保管する。 第 6 条 【略】 （公印の使用） 第 7 条 公印の使用は、次によるものとする。 第 1 項第 1 号～第 4 号 【略】 2 前項第 1 号本文の場合であって基金等の高額取引のために実印を使用するときは、事務局長又は<u>総務担当</u>の<u>事務局次長</u>のいずれかの者が立会するものとする。

	第8条～第10条 【略】
附 則（令和8年3月12日一部改正、令和7年度第6回理事会承認） この改正は、令和8年4月1日から施行する。	

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
（文書管理責任者及び文書管理者） 第4条 この規程に基づく文書の取り扱いを確実なものとするため、文書管理責任者及び文書管理者を置く。 2 文書管理責任者は、事務局長とし、文書の取り扱いに関する責任を有する。 3 文書管理者は、事務局長が指定する課長又は調査役とし、それぞれ所掌する文書の事務処理について責任を有する。	日本獣医師会文書取扱規程 第1条～第3条 【略】 （文書管理責任者及び文書管理者） 第4条 この規程に基づく文書の取り扱いを確実なものとするため、文書管理責任者及び文書管理者を置く。 2 文書管理責任者は、事務局長とし、文書の取り扱いに関する責任を有する。 3 文書管理者は、事務局長が指定する事務局次長とし、それぞれ所掌する文書の事務処理について責任を有する。 第5条～第16条 【略】
附 則（令和8年3月12日一部改正、令和7年度第6回理事会承認） この改正は、令和8年4月1日から施行する。	

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
（時間外、深夜及び休日就業） 第15条 業務上必要があるときは、第10条第1項の規定にかかわらず、職員に時間外就業（所定就業時間を超えて労働することをいう。以下同じ。）若しくは深夜就業（法定の深夜時間に労働することをいい、午後10時から翌日の午前5時までの間の労働とする。以下同じ。）又は休日就業（法定の休日に労働することをいう。以下同じ。）を命ずることがある。 2 前項の場合には、別に定める日本獣医師会	日本獣医師会職員就業規則 第1条～第14条 【略】 （時間外、深夜及び休日就業） 第15条 業務上必要があるときは、第10条第1項の規定にかかわらず、職員に時間外就業（所定就業時間を超えて労働することをいう。以下同じ。）若しくは深夜就業（法定の深夜時間に労働することをいい、午後10時から翌日の午前5時までの間の労働とする。以下同じ。）又は休日就業（法定の休日に労働することをいう。以下同じ。）を命ずることがある。 2 前項の場合には、別に定める日本獣医師会

職員給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき、超過勤務手当を支給する。 3 前項の規定は、深夜就業及び休日就業を除き事務局長及び課長及び調査役には適用しない。	職員給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき、超過勤務手当を支給する。 3 前項の規定は、深夜就業及び休日就業を除き事務局長及び事務局次長には適用しない。 第 16 条～第 84 条 【略】
附 則（令和 8 年 3 月 12 日一部改正、令和 7 年度第 6 回理事会承認） この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文												
（管理職手当等） 第 10 条 事務局長、課長及び調査役には管理職手当を、主任には職務手当をそれぞれ支給するものとし、その支給額は、別表 4 の手当の区分及び役職に応じて定める支給率を本俸に乗じて得られた額とする。 （超過勤務手当） 第 14 条 規則第 15 条第 1 項に定める時間外就業又は深夜就業を命じられた職員には所定就業時間を超えて就業した全時間に対して超過勤務手当を支給する。（この規定は、深夜就業を除き事務局長、課長及び調査役には適用しない。） 別表 1 等級格付の基準（第 7 条第 2 項関係） <table><tr><th>等級の区分</th><th>職名</th><th>標準的な職務</th></tr><tr><td>8 級</td><td>事務局長</td><td>事務局を統括し、特に重要かつ困難な事務を処理する。</td></tr></table>	等級の区分	職名	標準的な職務	8 級	事務局長	事務局を統括し、特に重要かつ困難な事務を処理する。	日本獣医師会職員給与規程 第 1 条～第 9 条 【略】 （管理職手当等） 第 10 条 事務局長及び事務局次長には管理職手当を、主任には職務手当をそれぞれ支給するものとし、その支給額は、別表 4 の手当の区分及び役職に応じて定める支給率を本俸に乗じて得られた額とする。 第 10 条第 2 項～第 13 条 【略】 （超過勤務手当） 第 14 条 規則第 15 条第 1 項に定める時間外就業又は深夜就業を命じられた職員には所定就業時間を超えて就業した全時間に対して超過勤務手当を支給する。（この規定は、深夜就業を除き事務局長及び事務局次長には適用しない。） 第 14 条第 2 項～第 24 条 【略】 別表 1 等級格付の基準（第 7 条第 2 項関係） <table><tr><th>等級の区分</th><th>職名</th><th>標準的な職務</th></tr><tr><td>8 級</td><td>事務局長</td><td>事務局を統括し、特に重要かつ困難な事務を処理する。</td></tr></table>	等級の区分	職名	標準的な職務	8 級	事務局長	事務局を統括し、特に重要かつ困難な事務を処理する。
等級の区分	職名	標準的な職務											
8 級	事務局長	事務局を統括し、特に重要かつ困難な事務を処理する。											
等級の区分	職名	標準的な職務											
8 級	事務局長	事務局を統括し、特に重要かつ困難な事務を処理する。											

7 級	課長及び 調査役	高度の専門的な知識又は 経験を必要とする重要な 事務を処理する。
6 ～ 4 級	主任	相当の知識又は経験を必要 とする事務を処理する。
3 ～ 1 級	事務職員	一定の知識又は経験を必要 とする事務及び定型的 な事務を処理する。

別表 3 昇格の基準（第 9 条第 3 項関係）

学歴の 区分	昇格を行うときの必要在級年数						
	事務職員			主任			課長 及び 調査役
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
大学卒 (6 年制)	2	4	7	4	4	人事評価結果に基づき 決定する	
大学卒 (4 年制)	4	4	7	4	4		
短大卒 (2 年制)	9	4	7	4	4		
高校卒 (3 年制)	11	4	7	4	4		
備考	1. 昇格の基準は、大学卒のうち 4 年生卒は 22 歳、6 年生卒は 24 歳、短大(2 年制)卒は 20 歳、高校(3 年制)は 18 歳で卒業後、すぐに会に採用されたものとして定めるものである。 2. 昇格を行うときの必要在級年数は、標準的な目安として定めるものである。						

別表 4 管理職手当等の支給率（第 10 条第 1 項関係）

手当の区分	役職名	適用等級	適用する 支給率
管理職手当	事務局長	8 級	100 分の 23

7 級	事務局 次長	高度の専門的な知識又は 経験を必要とする重要な 事務を処理する。
6 ～ 4 級	主任	相当の知識又は経験を必要 とする事務を処理する。
3 ～ 1 級	事務職員	一定の知識又は経験を必要 とする事務及び定型的 な事務を処理する。

別表 2 【略】

別表 3 昇格の基準（第 9 条第 3 項関係）

学歴の 区分	昇格を行うときの必要在級年数						
	事務職員			主任			事務局 次長
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
大学卒 (6 年制)	2	4	7	4	4	人事評価結果に基づき 決定する	
大学卒 (4 年制)	4	4	7	4	4		
短大卒 (2 年制)	9	4	7	4	4		
高校卒 (3 年制)	11	4	7	4	4		
備考	1. 昇格の基準は、大学卒のうち 4 年生卒は 22 歳、6 年生卒は 24 歳、短大(2 年制)卒は 20 歳、高校(3 年制)は 18 歳で卒業後、すぐに会に採用されたものとして定めるものである。 2. 昇格を行うときの必要在級年数は、標準的な目安として定めるものである。						

別表 4 管理職手当等の支給率（第 10 条第 1 項関係）

手当の区分	役職名	適用等級	適用する 支給率
管理職手当	事務局長	8 級	100 分の 23

	<u>課長及び 調査役</u>	7 級	100 分の 20
職務手当	主任	6 級	100 分の 10
		5 級	100 分の 8
		4 級	100 分の 6

	<u>事務局 次長</u>	7 級	100 分の 20
職務手当	主任	6 級	100 分の 10
		5 級	100 分の 8
		4 級	100 分の 6

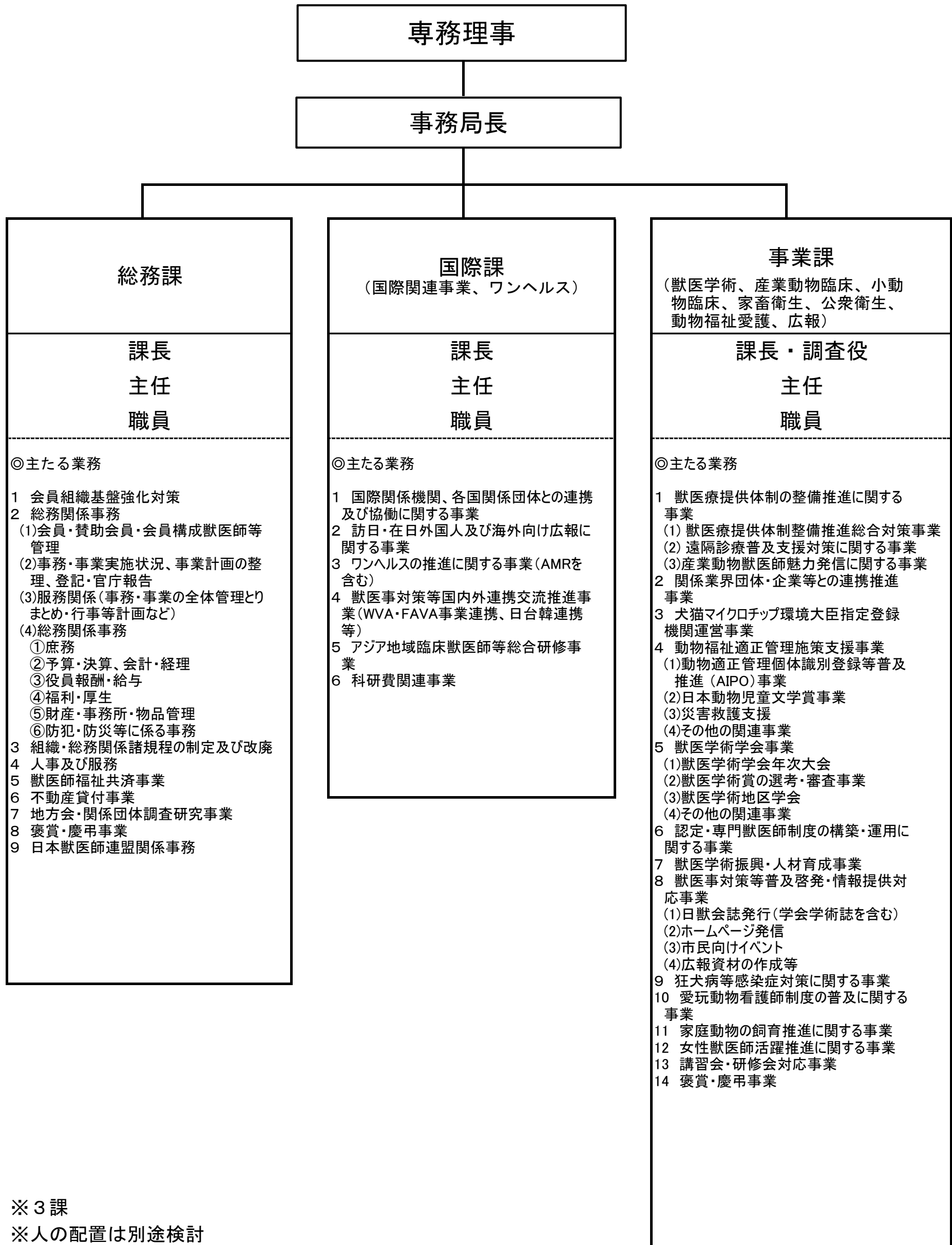
別表 5～別表 6 【略】

附 則（令和 8 年 3 月 12 日一部改正、令和 7 年度第 6 回理事会承認）
この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文案（改正部分のみ）	現行条文
（運用体制） 第 3 条 保存する取引情報の管理責任者及び処理責任者は次の各号に掲げるものとする。 （1）管理責任者 事務局長 （2）処理責任者 <u>総務課長</u>	電子取引の取引情報の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程 第 1 条～第 2 条 【略】 （運用体制） 第 3 条 保存する取引情報の管理責任者及び処理責任者は次の各号に掲げるものとする。 （1）管理責任者 事務局長 （2）処理責任者 <u>総務担当次長</u> 第 4 条～第 10 条 【略】
附 則（令和 8 年 3 月 12 日一部改正、令和 7 年度第 6 回理事会承認） この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	

日本獣医師会 事務局の新体制（案）

（業務の継続・充実と組織のスリム化）



2 緊急災害時対応（災害対策事業）

（1）ウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等

令和4年2月以降のウクライナ侵攻における被災動物救護活動等に対し、地方獣医師会会長宛に、令和4年6月20日付け4日獣発第88号「令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻被災動物等に対する支援について」により、被災動物救護活動等への支援依頼並びに支援金の募集を行った。

ア 被災動物救護活動等への支援

（ア）ウクライナ避難民同行飼育動物支援

ウクライナから来日した避難民が輸入した犬等について、関係省庁、地元自治体等からの要請に基づき、当該犬等の係留先地方獣医師会会長宛に、家畜伝染病予防法（犬のみ）及び狂犬病予防法に基づく犬等の輸入条件を充足するための処置、係留観察中及び輸入検疫期間終了後における飼育動物の健康観察及び診療（往診を含む。）をはじめ、日常の獣医療の提供等の支援依頼を行った、当該犬等の診療等に係る経費について、「公益社団法人日本獣医師会ウクライナ侵攻被災動物救護活動等に係る支援について」に基づき、支援費用を支給した。

（イ）支援依頼状況

令和7年度は、関係省庁、地元自治体等からの要請はなかった。

（ウ）支援金及び支援費用の支給状況（令和8年3月末日時点）

a 支援金額 146,090 円

b 支援費用の支給状況

	犬	支援費用
東京都獣医師会	2	146,090 円

（2）令和6年能登半島地震動物救護活動支援金の名称変更

令和6年1月10日から募集を行ってきた「令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金」について、現地に設置していた対策本部が解散され、当該地震に係る動物救護活動等が一定の区切りを迎えたことから、資金の管理区分をより明確化し、今後の公益目的事業及び災害対応に備える観点から、本支援金の名称を公益目的事業会計分は「公益事業活動準備資金」に、収益事業会計分は「災害対策準備資金」にそれぞれ変更することを令和8年3月12日開催の令和7年度第6回理事会で決定した。

（3）令和7年青森県東方沖地震への対応

令和7年12月8日深夜に発生した令和7年青森県東方沖地震に対し、翌12月10日午前10時に「日本獣医師会青森県東方沖地震緊急対策本部」を設置し、情報収集等の対応にあたった。対応がひと段落したことから、令和8年1月9日をもって同対策本部を解散した。

（4）災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定

令和8年2月17日付け内閣府告示第6号により、本会は災害対策基本法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関に指定され、3月11日にあかま二郎内閣府特命担当大臣（防災）から藏内会長に指定通知書が交付された。

3 会員組織基盤の強化対策

（1）日本獣医師会会員組織

本会会員組織については、全国の47都道府県獣医師会及び8政令市獣医師会を会員とする全国組織として、すべての都道府県において組織強化活動を行った。

賛助会員組織についても、獣医事に関連する団体・企業、本会の事務事業に関連する団体・企業及び本会の目的に賛同する個人等呼びかけ、加入拡充を図った。

(2) 地方獣医師会会員組織

ア 平成 21 年度第 3 回理事会及び全国獣医師会会長会議の協議を踏まえ、「新公益法人制度の移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について」(平成 21 年 10 月 27 日付け 21 日獣発第 185 号)により、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図られたいことを要請したが、令和 7 年度においても引き続き、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち会員組織基盤の強化に努めた。

イ 獣医師養成課程を持つ全国 17 大学の学生のうち、獣医学共用試験に合格し、診療参加型臨床実習を本格的に行う、主に 5、6 年生に対し、Student Doctor 認定証を交付するとともに日本獣医師会雑誌の送付を行った。

ウ 令和 7 年度においても獣医学系大学(獣医学科)の優等卒業生を表彰し、全卒業生に対して日本獣医師会会長メッセージ、日本獣医師会パンフレットを配布した。

表彰に当たっては、本会会長の他、大学の所在する地域の地方獣医師会代表者が賞状及び記念品を授与し、獣医師会の活動を紹介して、卒業生への入会の勧誘を行った。

4 運営体制の充実をはかるための取組

公益法人制度改革による外部理事・外部監事制度を導入するにあたり、役員候補者推薦管理委員会等での検討を踏まえ、令和 7 年 3 月 25 日開催の令和 6 年度第 6 回理事会において「日本獣医師会役員選任規程」を一部改正し、さらに令和 7 年 6 月 25 日開催の第 82 回通常総会において、「日本獣医師会役員の報酬等に関する規程」を一部改正した。

令和 7 年 6 月 25 日開催の第 82 回通常総会及び令和 7 年度第 3 回理事会において、外部理事には、石橋朋子氏(就任時は東京大学特任研究員。令和 8 年 1 月からは国際獣疫事務局(WOAH)アジア太平洋地域代表事務所代表)を、外部監事には、柴山隆史氏(公益社団法人滋賀県獣医師会顧問)を選任・選定した。

外部理事・外部監事の役割を全うするための情報提供として、出席義務のある総会・理事会・(外部監事は中間監査・決算監査)に加え、全国獣医師会会長会議にも出席してもらい、理事の職務執行の監視・監査等、法人の運営状況等に関する情報収集に資することとした。

5 令和 7 年度における公益目的事業の実施状況

令和 7 年度における公益目的事業の実施状況については、「第 2 事業報告 A 政策提言活動等 及び B 個別事業報告 I 公益目的事業」を参照。

第2 事業報告

A 政策提言活動等

獣医療政策提言等の要請活動等（日本獣医師連盟要請も含む）

- 1 令和7年4月17日、令和7年11月20日、令和7年12月22日【別記1】

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

要請先等：東京都知事 小池百合子

公明党獣医師・動物看護師議員懇話会会長 秋野 公造

自由民主党 獣医師問題議員連盟 会長 麻生 太郎

総務大臣 自由民主党ワンヘルス推進議員連盟会長 林 芳正

財務大臣 ペット関連産業・人材育成議員連盟会長 片山 さつき

農林水産大臣 鈴木 憲和

厚生労働省 健康・生活衛生局長 大坪 寛子

環境大臣 石原 宏高

文部科学大臣 松本 洋平

自由民主党 総務会長 有村 治子

【別記1】

令和7年4月17日ほか

東京都知事 小池 百合子 様

公明党獣医師・動物看護師議員懇話会会長 秋野 公造 様

自由民主党 獣医師問題議員連盟 会長 麻生 太郎 様

総務大臣 自由民主党ワンヘルス推進議員連盟会長 林 芳正 様

財務大臣 ペット関連産業・人材育成議員連盟会長 片山 さつき 様

農林水産大臣 鈴木 憲和 様

厚生労働省 健康・生活衛生局長 大坪 寛子 様

環境大臣 石原 宏高 様

文部科学大臣 松本 洋平 様

自由民主党 総務会長 有村 治子 様

公益社団法人 日本獣医師会

日 本 獣 医 師 連 盟

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、政府が公表した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024」の中には、狂犬病予防法関連手続きのオンライン化等の人獣共通感染症対策の課題に対して、ワンヘルス・アプローチに基づき、国を挙げて取り組む旨が明記されました。日本獣医師会ではワンヘルスの理念を踏まえ、新型コロナ感染症をはじめ人獣共通感染症対策等に先進的に取り組んできました。引き続き、人獣共通感染症や薬剤耐性問題などに対処し、人と動物の健康、環境保全などを含めたワンヘルスの普及・実践及び人材育成をしていくためには、日本国内だけでなくアジアをはじめ世界においても同時に連携して有効な対策に取り組んでいくこととしています。また、令和8年4月に東京で開催する世界獣医師会大会では、人と動物の健康は一つと考えるワンヘルスの概念をさらに推進し、

実践的なアプローチを通じて人と動物の健康を向上させることとしています。

このような中、動物由来の人獣共通新興・再興感染症や、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、アフリカ豚熱等の越境性動物感染症は、全国どこでも発生するリスクが高くなっています。特に、過去最多の発生の令和4年シーズンに匹敵するペースで発生している高病原性鳥インフルエンザ、本年11月に国内で初めて発生した届出伝染病であるランピースキン病の防疫対応に万全を期す必要があります。

これらの緊急かつ広範な課題解決に向けて中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待や要請は極めて大きなものとなっています。しかしながら、国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備や獣医師の処遇は未だ十分なものとは言えない状況にあります。さらに、現在の国及び地方自治体におけるワンヘルスの実践体制は十分ではなく、しかも犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての調査研究は空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不十分な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 感染症に対する危機管理施策の整備・充実及びワンヘルスの実践体制の構築

動物由来の人獣共通感染症及び家畜・家禽の越境性感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のような施策を講じられたい。

(1) ワンヘルスの実践

- ① 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門による愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発等を実施可能とするための法整備、体制の確立及び国立健康危機管理研究機構等と連携・協力した研究教育体制の実践〔農林水産省、厚生労働省、環境省、文部科学省〕
- ② 地方における緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関等としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大すること）等「ワンヘルスセンター」の設置、並びに全国的に構築された医師会と獣医師会の連携体制及び都道府県の家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・野生鳥獣等の関係部局間の連携体制の強化等への支援〔内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省〕
- ③ 全国の医師会及び獣医師会、アジア大洋州医師会連合(CMAAO)及びFAVA ワンヘルス福岡オフィス(FOF)を含むアジア獣医師会連合(FAVA)の活動等への国及び都道府県による積極的な支援〔厚生労働省、農林水産省、環境省、外務省、総務省〕

(2) 豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の越境性感染症に対する防疫体制の充実・強化

- ① 農場管理獣医師（飼養衛生管理基準に基づき全ての農場ごとに定められる担当の獣医師等）による農場全体の家畜衛生管理の推進及びその指示・監督の下での豚熱ワクチン接種の適正な実施〔農林水産省〕
- ② 野生イノシシに対するサーベイランスによる感染状況の把握、経口ワクチンの効果的な活用、防護壁の設置等による飼養豚との接触の回避〔農林水産省、環境省〕
- ③ アフリカ豚熱、口蹄疫等の越境性感染症の我が国への侵入を未然に防止するため、検疫探知犬の増頭を踏まえた水際検疫の強化、アジア諸国の獣医師に対する技術研修等の支援〔農林水産省〕

2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

マイクロチップの法定登録制度の円滑かつ適正な運用体制を構築されたい。

(1) マイクロチップの法定登録の対象

- ① 動物取扱業以外の一般飼い主が犬を取得した際にも、マイクロチップの装着・登録を義務化し、全国一律で犬をマイクロチップで登録管理できるようにすること〔環境省〕
- ② 犬猫以外の家庭動物についても法第 39 条に定める法定登録を受けることができるようにすること〔環境省〕

(2) 法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

- ① 法における獣医師の責務として、動物の所有者の責務に関する措置の適正な運用を支援するとともに指導及び助言に努める旨を定め、法に基づく動物の適正な取り扱いにおける獣医師の役割を位置付けること〔環境省〕
- ② 法第 39 条に定めるマイクロチップの装着・登録について、法第 7 条第 6 項に基づくものであることを明記し、獣医師の指導及び助言に活用できるようにすること〔環境省〕

(3) マイクロチップの登録と狂犬病予防法に基づく犬の登録の一体的運用

- ① 現行の狂犬病予防法の特例措置について、マイクロチップ登録制度と犬の登録制度の連携を一層強化し、飼い主の利便性を高めること〔厚労省・環境省〕
- ② 連携によって手続きが一本化されるにあたり、当会の登録システム等を活用し、犬の登録料を確実に徴収できる仕組みを整備すること〔厚労省・環境省〕

3 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

愛玩動物看護師法等の獣医療関係法令の運用に当たっては、獣医療現場の実態を踏まえ、次のような国民の要請に応え得る高度かつ適正な獣医療の提供体制の構築等に支援されたい。

(1) 愛玩動物看護師法の効果的な運用

- ① 愛玩動物看護師の雇用の促進、獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携による高度な「チーム獣医療提供体制」の構築〔農林水産省、環境省〕
- ② 愛玩動物看護師による動物飼育高齢者世帯等への訪問を含む、かかりつけの動物病院による人と動物の共生社会の発展を目指す地域ケアシステムの構築〔農林水産省、環境省〕
- ③ 平成 12 年度文部科学省委嘱研究により作成された「学校における望ましい動物飼育のあり方」(教師用手引き)については、「小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 生活編」に記載される動物飼育を適切に行う上で重要であることに鑑み、早急に最新の獣医学的知見を踏まえた内容に改定〔文部科学省〕

(2) 獣医師法、獣医療法等の一層適正な運用

- ① 農場管理獣医師等の高度な専門的知識・技術を備えた認定・専門獣医師制度の定着・普及の支援、認定・専門獣医師の育成研修や適切な資格運営の支援〔農林水産省〕
- ② 獣医療分野における高度かつ多様なニーズを踏まえ、農場管理獣医師やかかりつけの動物病院等による適正かつ確実な診療の提供を前提とした遠隔診療等の対応方策の整備〔農林水産省〕
- ③ 薬剤耐性 (AMR) 対策としての抗菌剤の慎重使用を推進するため、医薬品医療機器等法に基づき承認・許可された動物用医薬品の承認申請等の迅速化〔農林水産省〕

4 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保と処遇改善

政府において「新しい資本主義」に向けた重点投資分野として「人への投資と分配」において賃上げが推進される中、地域及び職域における獣医師の偏在を是正、産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の給与改善等を行うため、次のような処遇改善措置等を講じられたい。

(1) 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師への就業誘導対策

- ① 獣医学生・高校生を対象とする産業動物診療獣医師修学資金制度の継続・拡充、獣医学生に対する臨床実習等を行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所等の実習受入れ体制の整備 [農林水産省、文部科学省]
- ② 獣医師法第 16 条の 2 の規定に基づき農林水産大臣の指定する臨床研修施設としての家畜診療所の教育機能の強化による獣医師の卒後臨床教育の実施体制の確立 [農林水産省]
- ③ 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の継続的な整備 [農林水産省]

(2) 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の給与改善対策

- ① 地方公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善（本俸の一律月額 5 万円以上の増額） [総務省、農林水産省、厚生労働省]
- ② 家畜診療所の勤務獣医師について、農業保険制度に基づく病傷事故等診療収入以外への収入源の多元化による給与改善 [農林水産省]
- ③ 国家公務員獣医師について、初任給調整手当の適用等の給与改善 [人事院]

以上

B 個別事業報告

I 公益目的事業

獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並びに自然環境の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に貢献する事業

1 部会委員会等運営事業

(1) 職域別の部会委員会の運営

部会委員会では、職域部会ごとに検討テーマを定め、地方獣医師会、関係団体等と連携して検討を行い、諸課題への対処方針等を日本獣医師会及び地方獣医師会の事業の推進に逐次反映させて獣医療の質の向上や獣医療提供体制の整備に資する取組を推進するとともに、関係機関・団体等への施策推進の提言活動を行った。

また、令和 8 年 2 月 17 日に開催した第 16 回職域別部会関係部会長会議において、本会の令和 8 年度事業計画（案）について意見交換を行い、各部会が事業計画に基づき取組を推進していくことを確認した。

【別記】

部会委員会（常設委員会・個別委員会）の構成と検討テーマ

1 常設委員会

部 会	委 員 会	検 討 テ ー マ
-----	-------	-----------

獣医学術部会	学術・教育・研究委員会	① 今後の獣医学術学会年次大会の魅力ある持続可能な開催の在り方 ② 臨床研究における生命倫理ガイドライン案の策定 ③ 獣医学術学会誌の投稿数確保・購読拡大の取り組みと紙面の充実 ④ 獣医師生涯研修事業の今後の在り方（現状の課題と改善方策等）
産業動物臨床部会	産業動物臨床・家畜共済委員会	① 農場管理獣医師の定着に向けての組織対応 ② 産業動物診療獣医師の確保対策と支援活動の推進 ③ 地域産業動物獣医療提供体制の整備充実
小動物臨床部会	小動物臨床委員会	① 家庭動物の飼育推進に向けた獣医師及び獣医師会の役割 ② 小動物臨床分野の維持・発展に向けて ③ 愛玩動物看護師を含むチーム獣医療の発展に向けて
家畜衛生部会	家畜衛生・公衆衛生委員会	① 公務員獣医師の人材確保及び育成の在り方（専門職としてのスキルアップ、魅力的な将来像の提示によるモチベーション向上、処遇改善等） ② 行政組織としてのワンヘルス推進（行政組織としてのワンヘルスで担う役割の明確化と関係機関（医師会、獣医師会等）とのかかわり方）
公衆衛生部会		
動物福祉・愛護部会	動物福祉・愛護委員会	① 人と動物の共生社会における獣医師の役割と活動推進 ② 災害時の獣医療提供と災害獣医療認定獣医師の認定に向けての組織対応 ③ 動物愛護管理法における獣医師の役割の明確化
	災害獣医療普及検討小委員会	災害獣医療に関する専門知識を持つ獣医師を広く養成し、各地での災害時の獣医療支援チーム（いわゆる VMAT）を組織するための研修会の開催のあり方
職域総合部会	総務委員会	① 地方獣医師会における会員加入推進と本会の組織強化 ② 地方獣医師会の組織強化と日本獣医師会との連携強化 ③ 会誌の電子ジャーナル化に伴う購読拡大推進と魅力ある誌面の確保
	組織財政検討小委員会	日本獣医師会の組織財政の在り方

2 個別委員会

部 会	委 員 会	検 討 テ ー マ
動物福祉・愛護部会	学校動物飼育支援対策検討委員会	学校動物飼育支援対策の確立と推進
	日本動物児童文学賞審査委員会	日本獣医師会日本動物児童文学賞の選考及び審査など
職域総合部会	女性獣医師活躍推進委員会	女性獣医師の活躍推進に関する対応
	日本獣医師会雑誌編集委員会	日本獣医師会雑誌の企画及び編集

ア 各部会の委員会の開催と検討状況

(ア) 獣医学術部会

学術・教育・研究委員会

学術・教育・研究委員会〔委員長：佐藤れえ子（日本獣医師会理事）〕では、令和7年6月に中間取りまとめを作成し、①アジア獣医師会連合（FAVA）戦略計画（Strategic Plan）（2021～2025）への対応、②臨床研究における生命倫理ガイドライン案の策定について、取りまとめ、令和7年6月25日に開催した令和7年度第2回理事会で報告した。

新たな任期となった学術・教育・研究委員会〔委員長：佐藤れえ子（日本獣医師会理事）〕は、令和7・8年度の検討テーマである①今後の獣医学術学会年次大会の魅力ある持続可能な開催の在り方、②臨床研究における生命倫理ガイドライン案の策定、③獣医学術学会誌の投稿数確保・購読拡大の取り組みと紙面の充実、④獣医師生涯研修事業の今後の在り方（現状の課題と改善方策等）について検討を進めた。

このうち臨床研究における生命倫理ガイドライン案の策定については、令和7年12月1日に開催した第29回学術・教育・研究委員会で審議し、取りまとめに向けて委員間でのメール会議で審議を継続することとし、2回のメール会議（令和8年1月及び3月）を経て「獣医療現場における臨床研究に関する生命倫理に関する原則」を取りまとめ、令和8年6月4日に開催する令和8年度第1回理事会で報告する。

(イ) 産業動物臨床部会

産業動物臨床・家畜共済委員会

産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：立川文雄（日本獣医師会理事）〕では、令和7年5月9日に第42回委員会を開催し、農場管理獣医師を中心とした診療体制の確立と農場管理獣医師の定着促進に向けた課題等を整理することを主な内容とする今期委員会報告の取りまとめに向けて協議が行われた。委員会での検討を受けて令和7年6月に委員会報告「農場管理獣医師の定着に向けて」を取りまとめた。

新たな任期となった産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：立川文雄（日本獣医師会理事）〕は、令和8年2月3日に第43回委員会を開催し、①農場管理獣医師の定着に向けて、②産業動物診療獣医師の確保対策と支援活動の推進、③地域産業動物獣医療提供体制の整備充実をテーマに検討を開始した。

(ウ) 小動物臨床部会

小動物臨床委員会

小動物臨床委員会〔委員長：森尚志（日本獣医師会理事）〕では、令和7年6月に報告書「小動物診療を取り巻く現状の課題と今後の展望（愛玩動物に係るオンライン診療のあり方

と愛玩動物看護師の活用について)」を取りまとめ、令和7年6月25日に開催した令和7年度第2回理事会で報告した。

新たな任期となった小動物臨床委員会〔委員長：森尚志（日本獣医師会理事）〕は、第38回委員会を令和7年11月12日に開催し、①家庭動物の飼育推進に向けた獣医師の役割、②小動物臨床分野の維持・発展に向けて、及び③愛玩動物看護師を含むチーム獣医療の発展に向けてについて検討を行った。また、第39回委員会を人と動物の共生社会推進委員会と合同で令和8年1月21日に開催し、人と動物の共生社会推進に向けた日本獣医師会のステイトメントや世界獣医師会大会におけるプロジェクト等について検討を行った。

第1回小動物臨床委員会懇話会を令和7年12月17日、第2回懇話会を令和8年2月19日、第3回懇話会を令和8年3月18日に開催し、小動物臨床分野における諸問題について検討を行った。

普及啓発として、ペットによる火災防止ポスターを令和7年8月に、カスタマーハラスメント防止ポスターを令和8年2月に作成し、地方獣医師会あてに配布を行った。

（エ）家畜衛生部会・公衆衛生部会

家畜衛生委員会・公衆衛生委員会（家畜衛生・公衆衛生委員会）

家畜衛生・公衆衛生委員会〔委員長：片岡辰一郎（日本獣医師会理事）〕では、令和7年7月に報告書を作成し、①公務員獣医師の人材確保（公務員獣医師における計画的な人員確保と恒久的な処遇改善）、②ワンヘルスを推進するための行政組織の連携強化（地方獣医師会、地域医師会等との連携・協力活動の指導・支援）について取りまとめ、令和7年9月24日に開催した令和7年度第3回理事会で報告した。

新たな任期となった家畜衛生・公衆衛生委員会〔委員長：梅田浩史（日本獣医師会理事）〕では、令和7・8年度の検討テーマである①公務員獣医師の人材確保及び育成の在り方（専門職としてのスキルアップ、魅力的な将来像の提示によるモチベーション向上、処遇改善等）②行政組織としてのワンヘルス推進（行政組織としてのワンヘルスで担う役割の明確化と関係機関（医師会、獣医師会等）とのかわり方）について検討を進めた。

令和7年12月2日に開催した第15回家畜衛生・公衆衛生委員会では、前期委員会で詳細に検討された内容を踏まえながら、メール会議等も活用して委員の意見をまとめていくこととなった。

（オ）動物福祉・愛護部会

a 動物福祉・愛護委員会

動物福祉・愛護委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、第11回委員会を令和7年5月15日に開催し、災害獣医療認定獣医師の資格認定に向けた取組及び委員会報告の取りまとめについて協議が行われた。委員会での検討を受けて、令和7年6月に委員会報告「動物との共生社会の実現に向けて（動物愛護管理法に位置づけられるべき獣医師の役割、災害獣医療提供体制の確保、終末期における獣医療の考え方）」を取りまとめ、令和7年6月25日に開催した令和7年度第2回理事会で報告した。

新たな任期となった動物福祉・愛護委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、令和7年11月25日に第12回委員会を開催し、①人と動物の共生社会における獣医師の役割と活動推進、②災害時の獣医療提供と災害獣医療認定獣医師の認定に向けて、③動物愛護管理法における獣医師の役割の明確化をテーマに検討を開始した。

b VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会

VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、令和7

年5月20日に第6回委員会を開催し、講習会の開催報告と災害獣医療認定獣医師の資格認定に向けた意見交換を行った。「災害獣医療認定獣医師 資格取得教育テキスト」の発行が完了したことから、今期をもって本委員会は終了した。

c 災害獣医療普及検討小委員会

前期の VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会の活動を受け継いで発足した災害獣医療普及検討小委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、令和8年2月24日に第1回委員会を開催し、災害獣医療認定獣医師の資格認定に向けて、講習会開催要領の策定、具体的な講習会の開催方法等、今後に向けた課題の整理について検討された。

d 学校動物飼育支援対策検討委員会

学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：處愛美（福岡県獣医師会副会長）〕は、令和7年6月18日に第15回委員会を開催し、学校動物飼育支援対策検討委員会の必要性、見直し及び今後の方針について検討を行い、当期の報告書「学校動物飼育支援対策の確立と推進」を取りまとめた。

新たな任期となった学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：處愛美（福岡県獣医師会副会長）〕は、令和7年12月12日に第16回委員会を開催し、今期委員会の検討テーマについて検討を行った。

令和8年2月25日には、第17回委員会拡大会議として、地方獣医師担当者との意見交換会を開催した。

e 日本動物児童文学賞審査委員会

日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕では、第37回の応募作品122作品から、一次審査を一般社団法人日本児童文芸家協会に委託して選出された15作品について、二次審査として令和7年7月29日に第37回日本動物児童文学賞審査委員会を開催し、日本動物児童文学大賞1作品及び同優秀賞2作品並びに同奨励賞5作品を決定した。

(カ) 職域総合部会

a 総務委員会

新たな任期の総務委員会〔委員長：伏見啓二（日本獣医師会専務理事）〕は、令和7年10月28日に第30回総務委員会を開催し、廣田和久委員を副委員長に選任した。

今期の検討テーマは、「①地方獣医師会における会員加入推進と本会の組織強化、②地方獣医師会の組織強化と日本獣医師会との連携強化、③会誌の電子ジャーナル化に伴う購読拡大推進と魅力ある誌面の確保」であり、前期までの検討テーマである「地方獣医師会会員組織率の向上対策について」の検討・対応状況の説明が資料に基づき行われた後、①と②について協議した。③については、別途、日本獣医師会雑誌編集委員会でも検討することとし、閉会後に追加資料を配布し、意見があれば、事務局まで送信することとされた。

また、令和8年2月、総務委員会の下に設置した組織財政検討小委員会が6回にわたる審議の結果、取りまとめた答申案「日本獣医師会の組織財政のあり方について」を各自書面で確認し、異議なく了承した。

b 組織財政検討小委員会

組織財政検討小委員会〔委員長：鳥海弘（日本獣医師会副会長）〕は、令和7年4月25日に第2回委員会を書面開催、令和7年6月4日に第3回委員会を書面開催、令和7年9月12日に第4回委員会をWeb併用開催、令和7年11月11日に第5回委員会をWeb併用開催、令和7年12月25日に第6回委員会をWeb併用開催し、合計6回にわたる審議の結果、答申「日本獣医師会の組織財政のあり方について」を取りまとめた。その後、総務委員会で確認

の上、令和8年3月12日に開催した令和7年度第6回理事会で報告した。

c 女性獣医師活躍推進委員会

女性獣医師活躍推進委員会〔委員長：白岩利恵子（岩手県獣医師会理事）〕では、第10回委員会を令和7年4月14日（Web 併用）、第11回委員会を令和7年11月20日（Web 併用）に開催した。令和7年度も、獣医学系大学における女性教員数等の調査及び男女共同参画に対する取組みの調査並びに地方獣医師会における女性役員就任数及び女性獣医師活躍推進に係る取組について調査を行い、結果を日本獣医師会雑誌（第79巻第2号）及び女性獣医師応援ポータルサイトに公表した。

また、令和7年6月に報告書「獣医師の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの実現への取組－すべての獣医師が活躍できる未来ある職場づくりのために－」を取りまとめ、令和7年6月25日に開催した令和7年度第2回理事会で報告した。

令和7年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業の実施計画をもとに、女性獣医師等の就業について考える獣医学生向けのセミナーを現地、オンライン及びオンデマンド配信にて開催した。さらに女性獣医師応援ポータルサイトにおいてeラーニングコンテンツの充実を図った。

d 日本獣医師会雑誌編集委員会

日本獣医師会雑誌編集委員会〔委員長：伏見啓二（日本獣医師会専務理事）〕においては、第96回委員会を令和7年4月8日、第97回委員会を6月10日、第98回委員会を8月6日、第99回委員会を10月6日、第100回委員会を12月8日、第101回委員会を令和8年2月9日に開催し、日本獣医師会雑誌会報部分の編集企画の検討、投稿原稿等の審査等を行った。

（2）個別課題への対応

ア 事業推進特別委員会の運営

本会の課題のうち、重要かつ今後の活動推進において特別に考慮すべき課題を検討するため、平成25年度から特別委員会を開催している。令和7・8年度においては「ワンヘルス推進検討委員会」、「マイクロチップ普及推進検討委員会」及び「家庭動物飼育推進検討委員会（人と動物の共生社会推進委員会に改称）」を設置し、別記検討テーマについて検討することとした。

【別記】

特別委員会の検討テーマ

委 員 会	検 討 テ ー マ
ワンヘルス推進検討委員会	① 環境団体等とも連携した地域におけるワンヘルス活動の一層の推進 ② 世界各国と連携したワンヘルス実践活動の在り方を検討 ③ 小動物の臨床現場における抗菌剤の適正使用・慎重使用のための方策の検討
マイクロチップ普及推進検討委員会	「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく環境大臣指定登録機関事業の円滑な運用、AIPO登録事業及びシステムの取扱い、狂犬病予防事業との一体的な運用体制の整備について検討
家庭動物飼育推進検討委員会/ 人と動物の共生社会推進委員会	犬の飼育頭数の減少に伴い、現代人の心の癒し、少子高齢化社会における幼少期の情操の育成、高齢者の生きがい、動物介在の福祉活動等による多くの恩恵が失われる状況に鑑み、犬の老齢化、繁殖、飼育の現状等の課題に加え、猫を含む動物全体の飼育向上対策について関係省庁、団体等との意見交

(ア) ワンヘルス推進検討委員会

ワンヘルス推進検討委員会〔委員長：草場治雄（福岡県獣医師会会長）〕では、令和7年6月に報告書「ワンヘルス推進に向けてー地方獣医師会におけるワンヘルスの実践の推進支援ー」を取りまとめ、令和7年6月4日に開催した令和7年度第1回理事会で報告した。

新たな任期のワンヘルス推進検討委員会〔委員長：草場治雄（福岡県獣医師会会長）〕は、第1回（通算第8回）委員会を令和8年3月27日（Web開催）に開催し、これまでの活動経過、成果及び、第41回世界獣医師会大会で実施するワンヘルスに関連したプログラムについて報告するとともに、今後の取組の方向性について意見交換を行った。

(イ) 家庭動物飼育推進検討委員会/人と動物の共生社会推進委員会

人と動物の共生社会推進委員会〔委員長：上野弘道（東京都獣医師会会長・日本獣医師会理事）〕は、第1回委員会を令和7年10月15日、第2回委員会を令和7年10月15日に開催し、委員会の名称を「家庭動物飼育推進検討委員会」から「人と動物の共生社会推進委員会」へ変更し、今期委員会の検討テーマや、人と動物の共生社会推進に向けた日本獣医師会のステイトメントや世界獣医師会大会におけるプロジェクト等について検討を行った。

日本獣医師会ステイトメント「Thanks Buddy! 宣言 人と動物が共生する社会の実現」について、小動物臨床委員会と合同で取りまとめを行い、令和8年3月12日開催の令和7年度第6回理事会に上程し、承認された。

人と動物の共生社会の価値を普及するため、Thanks Buddy Project を立ち上げ、当面の方針として世界獣医師会大会に向けた企画・立案を行った。ロゴを作成し、商標登録の申請を行った。関連グッズ（Tシャツ、トートバッグ、ステッカー）の作成を行った。SNS（X及び後にInstagram）による発信を開始した。

公益社団法人日本獣医師会ステイトメント

「Thanks Buddy! 宣言 人と動物が共生する社会の実現」

公益社団法人日本獣医師会は、人・動物・環境の健全な調和を基盤とするワンヘルスの理念のもと、人と伴侶動物が互いに支え合い、その関係性が社会全体の健やかさと豊かさを育んでいく未来の実現を目指す。

伴侶動物は、私たちの暮らしに喜びや安らぎをもたらす存在であると同時に、心身の健康を支え、子どもたちの情操を育み、高齢者の生きがいや役割意識を生み出し、地域に新たなつながりや社会参加の機会をもたらしてきた。

人と動物が共に生きることは、日常の中に自然なリズムと支え合いを生み、暮らしの質や社会の豊かさを高める力となっている。

一方で、人と動物が共に生きる社会には、感染症への備え、適切な飼養管理、動物福祉の確保、環境への配慮など、科学的知見と社会的合意に基づき、継続して向き合うべき課題が存在する。

これらの課題に正面から向き合い、安心と信頼に支えられた共生のかたちを社会に根づかせていくことは、人と動物のみならず、地域や社会全体の持続可能性を高めることにつながる。

人と動物の関係は、単なる「愛情」や「個人の選択」にとどまるものではない。それは、人の生き方や地域のあり方、そして社会の未来を形づくる重要な要素である。

この社会的価値と責任の双方を正しく理解し、人と動物が共に生きることの意義を、科学に裏打ちされた言葉として社会と共有していくことこそが、ワンヘルスの理念を現実の社会へとつなぐ確

かな礎となる。

我々は、志を同じくする関係団体・関係機関と連携しながら、

- ① 科学的根拠に基づく獣医療の発展と動物福祉の向上を図り、
- ② 人と動物が共に健康で幸福に暮らせる社会環境の整備に取り組み、
- ③ 教育、地域づくり、社会啓発を通じて、動物がもつ社会的価値をさらに高めていく。

人と動物が共に生きることは、個々の暮らしを豊かにするだけでなく、社会のレジリエンスを高め、未来への希望を育む力となる。

公益社団法人日本獣医師会は、人と動物が調和のもとで共生する社会の実現に向け、国民と共に歩み続けることを、ここに宣言する。

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

令和8年3月12日

イ 地区獣医師大会における決議要望事項に対する対応

令和7年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等は別記1のとおりであるが、これら決議要望事項への対応については令和7年度第9回業務運営幹部会（令和7年12月22日）において協議の上、別記2のとおり対応方針等が了承され、第16回職域別部会関係部会長会議（令和8年2月17日）における検討を経て、令和7年度第6回理事会（令和8年3月12日）に報告された。

【別記1】

《令和7年度地区獣医師大会における決議要望事項等》

【北海道地区】

人獣共通感染症発生時の体制整備を推進する！－One Healthに基づき SFTS 発生時に備える－

【東北地区】

- 1 獣医師会の組織率向上に向けた対策について
- 2 狂犬病予防法施行規則に規定される予防注射時期の通年化に反対します

【関東・東京地区】

- 1 One Health（人と動物の健康と環境保全の重要性）のさらなる推進を図る
- 2 狂犬病の危険性とワクチン接種の重要性を再認識する
- 3 海外悪性伝染病におけるワクチンの早期実用化を図る
- 4 災害時におけるペット同行避難場所を確保する
- 5 社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」を確立する

【中部地区】

- 1 ワンヘルスに関する周知・啓発活動の強化について
- 2 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）対応について
- 3 と畜場及び食鳥処理場におけるアニマルウェルフェア指針策定に関する要望について
- 4 家畜防疫体制の維持等について
- 5 VMAT 講習会の受講料の見直しについて
- 6 メディアへの情報提供や SNS の活用について

【近畿地区】

- 1 大阪公立大学における獣医学教育の充実のための適切な教員配置及び参加型・体験型 実習受入施設のさらなる拡充について
- 2 SFTS 感染症の獣医療従事者感染予防対策強化等の要請

【中国地区】

- 1 農林水産省の獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用について（継続）
- 2 「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置づけの改正について（継続）
- 3 伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（継続）
- 4 農業保険法に基づき設立された農業共済組合家畜診療所の運営費の助成について（継続）

【四国地区】

- 1 地方自治体等勤務獣医師の待遇改善について
- 2 ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共通感染症対策の推進について
- 3 災害時における被災動物救護と支援体制の構築について
- 4 家畜伝染病防疫体制の強化について

【九州地区】

- 1 獣医師としての職責に見合う処遇改善と産業動物及び公務員分野への非就労獣医師活躍推進を含めた就業誘導支援等の徹底を図ること
- 2 ワンヘルス理念に基づく、医療・獣医療の連携強化によるアジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）の九州誘致を推進すること
- 3 野生動物を含めた家畜伝染病対策の推進による食肉などの安定供給の確保に努めること

【別記2】

《令和7年度地区獣医師大会における決議要望事項に対する日本獣医師会の対応等》

1 人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）対策等のワンヘルスの実践

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・人獣共通感染症発生時の体制整備の推進 —One Health に基づき SFTS 発生時に備える—（北海道地区）
- ・One Health（人と動物の健康と環境保全の重要性）のさらなる推進（関東・東京地区）
- ・ワンヘルスに関する周知・啓発活動の強化（中部地区）
- ・重症熱性血小板減少症候群（SFTS）対応（中部地区）
- ・SFTS 感染症の獣医療従事者感染予防対策強化等の要請（近畿地区）
- ・伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（中国地区）
- ・ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共通感染症対策の推進（四国地区）
- ・ワンヘルス理念に基づく、医療・獣医療の連携強化によるアジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）の九州誘致の推進（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

（1）人と動物の共通感染症対策等ワンヘルスの実践については本会と日本医師会等と連携しつつ本会の最優先事項として、以下のとおり取り組む。

ア 関係行政機関を中心とした獣医師及び医師等の関係者による連携体制の構築支援とともに、引き続き本会、日本医師会、農林水産省、厚生労働省が連携した人と動物の共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に関するシンポジウムを開催し、広く国民の理解の醸成に努める。

イ 共通感染症対策として、引き続き愛玩動物、野生動物等の疾病に関する調査と検査・診断体制の確立、医師との相互の情報共有による早期の発生診断等の推進、獣医師を含む関係者を対象とする研修の実施の他、獣医学系大学・研究機関とも連携し、愛玩動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と感染予防マニュアルの策定等検査・診断体制の整備、獣医師及び獣医療従事者への感染防護等の周知及び実践の徹底、人獣共通感染症の

専門家である獣医師からの飼い主等への主導的な指導の推進等に努める。

ウ 平時からの感染症発生情報の収集とともに、従来の獣医学術学会年次大会、各種研修会のほか、令和8年4月に東京で開催される第41回世界獣医師会大会においてもワンヘルスに係る話題を取り上げ、会員構成獣医師に対する情報提供に努める。

さらに国内、海外における人獣共通感染症の発生状況については、農林水産省、厚生労働省、WOAH（国際獣疫事務局）、WHO等の調査報告等に加え、SFTS等の個別課題についても日本獣医師会雑誌等において情報提供する。

(2) 我が国におけるワンヘルスの実践活動を一層推進するため、今後も「ワンヘルス推進検討委員会」のほか関係する部会委員会等において検討を行い、その結果を踏まえ、自由民主党ワンヘルス推進議員連盟、関係行政機関等に対し、以下の要請等を行う。

ア ワンヘルスの実践のため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発等を法的に実施できる体制を確立し、令和7年度に創設された国立健康危機管理研究機構等と連携・協力して人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための研究教育体制の構築

イ 地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置に対する支援

2 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・海外悪性伝染病におけるワクチンの早期実用化（関東・東京地区）
- ・家畜防疫体制の維持等（中部地区）
- ・家畜伝染病防疫体制の強化（四国地区）
- ・野生動物を含めた家畜伝染病対策の推進による食肉などの安定供給の確保（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等については、「農場管理認定獣医師」を飼養衛生管理基準で定められた農場ごとの担当獣医師に位置付け、農場に対して飼養衛生管理等を一元的に管理する体制の構築に努めるとともに、以下のとおり家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じる。

ア 本会では、平成22年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進総合対策事業を実施し、農場管理獣医師の養成・確保に努めてきた。今後は、本会の「農場管理認定獣医師」による農場全体の家畜衛生管理の一元化及びその指示・監督の下での豚熱ワクチン接種を適正に実施する。

イ 家畜伝染病である豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）等への対策については、引き続き発生動向を注視するとともに、全国における野鳥や家きんの鳥インフルエンザの発生状況や令和6年11月に国内で初めて発生したランピースキン病の発生状況を踏まえ、必要に応じて本会に設置した「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」において、本会や地方獣医師会における防疫対応等の支援等について検討を行い、その結果を踏まえ速やかに体制の構築、要請活動等必要な措置を講じる。

(2) 海外悪性伝染病等に対するワクチンの開発製造を含む調査・研究体制の整備・充実については、上記1の(2)で述べた国の関係機関の連携・協力体制の強化における対応を要請する。

(3) 本課題については、今後も必要に応じて産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛

生委員会等においても検討を行い、本会、地方獣医師会等の活動に反映させるとともに、各種越境性動物感染症の侵入防止対策の徹底、都道府県等の関係部局間の連携体制の強化・支援等に資する。

3 狂犬病対策の充実・強化

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・狂犬病予防法施行規則に規定される予防注射時期の通年化に反対（東北地区）
- ・狂犬病の危険性とワクチン接種の重要性の再認識（関東・東京地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- （１）狂犬病予防接種については、例年、厚生労働省の普及啓発ポスターを全国へ配布し、動物感謝デーや動物愛護週間中央・地方行事等の市民参加イベントにおいて普及啓発に努めているところである。さらなる狂犬病予防注射の接種率向上のため、特に狂犬病の世界における感染死亡数、近隣諸国におけるまん延状況、予防接種による感染リスクの低減等について広く国民に周知するとともに、理解の醸成に努める。
- （２）犬の登録の業務等については、本会の狂犬病予防法の犬登録手数料及び狂犬病ワクチン等管理システムを、厚生労働省が進める狂犬病予防法関係手続きの DX 化に活用いただき、犬の登録促進、登録料の確実な徴収等、自治体及び飼育者の利便性の向上に努める。

一方、犬の登録・予防注射の実施体制については、一部の地方獣医師会が実施しているように都道府県及び市町村担当者、予防接種担当獣医師が一堂に参集の下、定期的に連絡会議を開催し、登録とともに、接種の通年化による接種率の低下、狂犬病接種猶予の課題についても、意見交換等を行い、統一した認識の下、円滑な実施とともに予防注射接種率の維持・向上を図る。

4 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・メディアへの情報提供や SNS の活用（中部地区）
- ・大阪公立大学における獣医学教育の充実のための適切な教員配置及び参加型・体験型実習受入施設のさらなる拡充（近畿地区）
- ・農林水産省の獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用（中国地区）
- ・農業保険法に基づき設立された農業共済組合家畜診療所の運営費の助成（中国地区）
- ・地方自治体等勤務獣医師の待遇改善（四国地区）
- ・獣医師としての職責に見合う処遇改善と産業動物及び公務員分野への非就労獣医師活躍推進を含めた就業誘導支援等の徹底（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- （１）産業動物診療及び公務員獣医師の需給対策については、引き続き以下のとおり取り組む。

ア 産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえ、獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善、また、大学における産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実、獣医学生に対する臨床実習等を行う家畜診療所、都道府県家畜保健衛生所等の実習受入れ体制の整備、修学資金の活用範囲の拡大等の要請を行う。特に農業共済家畜診療所については、農業保険制度に基づく病傷事故等診療収入以外への収入源の多元化を図り、家畜診療所の勤務獣医師の給与改善、施設及び環境整備等、産業動物獣医療の基盤となる家畜共済制度の運営基盤の充実強化等に繋がるよう、処遇改善措置等に努める。

イ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業において、
(ア) 卒後間もない産業動物診療獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、実習、(イ) 中堅臨床獣医師に対する農場管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習において魅力ある職域である旨の周知とともに、農場管理認定獣医師に係る研修及び資格付与等を実施して、産業動物診療獣医師、公務員獣医師の職域への定着を図る。

(2) 地方公務員獣医師の処遇改善については、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設や期限付きの初任給調整手当等に代わる恒久的な給与改善（本俸の一律月額 5 万円以上の増額）を要請する。

(3) 一方、国民に対して、ホームページ、動物感謝デー等を活用し、安全・安心な畜産物の安定供給に取り組む産業動物獣医師の責務の重要性の理解醸成に努める。

5 動物福祉・管理対策、野生動物対策、動物飼育環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

(1) 動物福祉・管理対策の推進

- ・と畜場及び食鳥処理場におけるアニマルウェルフェア指針策定に関する要望（中部地区）
- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置付けの改正（中国地区）

(2) 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・災害時におけるペット同行避難場所の確保（関東・東京地区）
- ・VMAT 講習会の受講料の見直し（中部地区）
- ・災害時における被災動物救護と支援体制の構築（四国地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 実効性ある動物福祉管理の普及対策については、小動物臨床委員会、動物福祉・愛護委員会等において検討するとともに、関係行政機関、団体とも連携しつつ動物感謝デー等、本会及び地方獣医師会の活動等を利用して愛玩動物を飼育することのメリット、産業動物の適正な取扱い等について国民への正しい理解の醸成に努める。

なお、獣医師の動物取扱責任者研修の受講の必要性については、獣医師も承知すべき内容も散見する一方、自治体により内容、回数等が様々であり、環境省に改めて本研修の方針等について確認する。

(2) 災害時動物救護活動については、将来想定される直下型の大規模地震、大規模水害、新興・再興感染症の流行等発災時には、令和 5 年、本会に設置した危機管理室が一元的に取り組むこととし、本会の会員構成獣医師並びに本会及び地方獣医師会の役職員の生命、身体等、さらに両会の業務、我が国の獣医療に係る重大な被害が生じた際には速やかに対応することを念頭において準備の徹底に努める。

また、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成 30 年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定）、本会が作成した「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」及び「日本獣医師会災害対策マニュアル」等に基づき、有事の際の地元自治体と地方獣医師会との動物救援に関する協定等の締結、広域的な緊急災害時の動物救護活動、飼育動物の同行及び同伴避難を含む、飼い主の防災準備等についてさらに検討を深める一方、「災害獣医療認定獣医師」の制度化の検討を行うとともに、講習会を含めた VMAT の養成のあり方、災害時の派遣等に関する対応等の具体的な対策を講じる。

6 獣医療提供体制の整備・確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立（関東・東京地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

各分野の専門的獣医療の提供については、本会が設置した「認定・専門獣医師協議会」において、本会及び学会・協会が実施する研修プログラムの評価・認定等に取り組むなど、認定・専門獣医師制度の適正な運営に努める。

7 地方獣医師会組織の強化等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・獣医師会の組織率向上に向けた対策（東北地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

引き続き獣医学生、新規若手獣医師の入会促進に努め、魅力ある獣医師会活動、獣医師会組織による要請活動の強化等について総務委員会で検討し、本会及び地方獣医師会の組織強化を図る。

ウ 狂犬病等共通感染症対策

（ア）狂犬病予防対策

普及・啓発対策

令和8年3月、令和8年度の厚生労働省の狂犬病予防注射施策推進に協力するため、同省と本会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介した広報活動を実施した。

（イ）共通感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策

a 鳥インフルエンザ等の共通感染症対策

鳥インフルエンザ等の共通感染症に関して、各省等からの通知に伴い通知を行ったほか、鳥インフルエンザ等の発生状況についてメール等により随時情報提供を行った。

b 関連シンポジウムの開催

令和8年4月21日～24日に東京国際フォーラム（東京都）において開催される第41回世界獣医師会大会及び第43回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和7年度）において、日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省によるワンヘルス連携シンポジウム「ワンヘルスのいろいろなカタチ」を開催する。本シンポジウムでは、福岡県と宮崎県でのワンヘルス社会実践の先駆的な取組や大学での研究について講演する。シンポジウムの概要は次のとおり。

第41回世界獣医師会大会及び第43回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和7年度）

日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム

「ワンヘルスのいろいろなカタチ」

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	ワンヘルスの社会実践：福岡県における12年間の実践と未来への羅針盤	今村和彦	公益社団法人福岡県獣医師会
2	宮崎県におけるワンヘルス理念の実践	岡林環樹	宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター副センター

3	One Health for One Future - 北海道大学 One Health リサーチセンターの取り組み	堀内基広	北海道大学 One Health リサーチセンター
---	---	------	------------------------------

エ 勤務獣医師の処遇改善対策

これまでの処遇改善に向けた取り組みの結果、獣医師職員の初任給、初任給調整手当、調整額等の処遇や獣医師職員の職場環境の改善が図られる一方、獣医学教育6年制を修了した獣医師職員と他の6年制教育専門職との処遇面の格差は依然として大きいことから、改善に向けた要請活動等を行った。

令和7年12月、日本獣医師連盟と本会の連名により、自由民主党獣医師問題議員連盟会長、自由民主党ワンヘルス推進議員連盟会長、自由民主党総務会長、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、厚生労働省健康・生活衛生局長、環境大臣、文部科学大臣あてに、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実等として、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師等の処遇改善を要請した。

オ 獣医学教育の整備・充実

(ア) 令和7年9月2日に開催された第126回全国大学獣医学関係代表者協議会に伏見啓二専務理事、担当職員が出席した。

(イ) 令和7年12月、日本獣医師連盟と本会の連名で、「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請」により、文部科学大臣あてに、産業動物診療獣医師及び公務員獣医師への就業誘導対策として、獣医学生・高校生を対象とする産業動物診療獣医師修学資金制度の継続・拡充、獣医学生に対する臨床実習等を行う農業共済団体等家畜診療所、都道府県家畜保健衛生所等の実習受入れ体制の整備に関する要請を行った。

(ウ) 令和8年3月27日に開催された第128回全国大学獣医学関係代表者協議会に伏見啓二専務理事がWeb出席した。

(3) 事業の推進に関する諸会議の開催

本会の公益目的事業の運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的に、以下の関係会議を開催した。

ア 全国獣医師会会長会議

(ア) 日時・場所：令和7年11月14日（金）14:00～、明治記念館・2階「鳳凰の間」

(イ) 議長：中 島 克 元（神戸市獣医師会会長）

副議長：浦 山 良 雄（福島県獣医師会会長）

(ウ) 議 事：

〔説明・報告事項〕

a 令和7年度動物愛護週間中央行事及び2025 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” に関する件

b 狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件

c AIPO 登録事業等に関する件

d 世界獣医師会大会（WVAC）の日本開催に関する件

e 第43回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和7年度）に関する件

f 日本獣医師会雑誌の電子化に関する件

g 農場管理認定獣医師認定試験に関する件

h 特別委員会及び部会委員会に関する件

i その他

〔連絡事項〕

- a 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- b 日本獣医師連盟の活動報告に関する件
- c その他

イ 全国獣医師会事務・事業推進会議

(ア) 日時・場所：令和7年7月11日（金）14:00～、明治記念館・2階「鳳凰の間」

(イ) 議 事：

a 説明・報告事項

(a) [日本獣医師会説明事項]

- i 獣医学術講習会研修会事業及び獣医療提供体制整備推進総合対策事業
- ii 認定・専門獣医師制度
- III 農場管理認定獣医師制度
- iv 2025 動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day” の開催
- v 日本獣医師会雑誌の電子化に関する件
- vi 獣医療証明様式提供事業
- vii 第41回世界獣医師会大会2026の開催
- viii 日本獣医師会獣医師福祉共済事業
 - (i) 生命共済保険事業
 - (ii) 獣医師賠償共済事業
- ix 「犬の登録支援システム」のご提案（狂犬病DX）
- x 地方獣医師会における災害対策 講師：東京都獣医師会 平井 潤子 前事務局長
- xi その他

(b) [照会事項に対する回答]

i 地方獣医師会からの照会事項

- (i) 【照会-1 熊本県獣医師会】学会・大会開催時の保育所設営状況並びに利用状況について
- (ii) 【照会-2 熊本県獣医師会】介護休暇・看護休暇規定の設置状況について
- (iii) 【照会-3 千葉県獣医師会】経費削減・収益向上のための取組等について

2 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

(1) 獣医師職業倫理の向上対策

ア 高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとして定めた「獣医師倫理綱領」に加え、獣医師が獣医師会活動を推進するに当たり、その指標とする理念等と獣医療に係る国際動向等を併せ踏まえて平成22年に定めた「獣医師会活動指針」の普及・啓発に努めた。

イ 獣医師法、獣医療法、医薬品・医療機器等法等の関係法令に係る情報等について、地方獣医師会会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令遵守の徹底を要請した。

(2) 適正獣医療提供の確保対策

適正獣医療の提供を確保するため、獣医師法等の関係法令に基づく法定事項証明様式（予防接種証明書(A様式・B様式)、動物用医薬品指示書、出荷制限期間指示書等）を作成し提供した。

3 熊本地震動物救援施設整備事業

平成28年4月に発生した熊本地震に際し、犬猫等を飼養する被災飼い主の方々の復旧・復興活

動を支援するため、そのペット（犬・猫）を緊急に一定期間預かることとして設置した「熊本地震ペット救援センター」は、「九州災害時動物救援センター」と改称したが、災害時に、被災飼い主からの犬猫の一時預かり及び預かった犬猫への獣医療提供等を行い、平常時には、使役犬（災害救助犬）の育成又は終生預かり、また、被災時動物救護ボランティア、動物看護師等の養成活動等を行うための支援事業を実施している。本施設の運営・管理状況を、令和8年3月25日に職員が現地にて確認するとともに、本会が当センターの運営・管理に係る業務を一般社団法人九州動物福祉協会に委託し、適正な運営・管理等に努めた。

4 災害対策事業

（1）令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応（災害対策事業）

（1）令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等」を参照。

（2）令和6年能登半島地震動物救護活動支援金の名称変更

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応（災害対策事業）

（2）令和6年能登半島地震動物救護活動支援金の名称変更」を参照。

（3）令和7年青森県東方沖地震への対応

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応（災害対策事業）

（3）令和7年青森県東方沖地震への対応」を参照。

（4）災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応（災害対策事業）

（4）災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定」を参照。

5 動物福祉適正管理施策支援事業

（1）動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

所有明示のための個体識別措置としてのマイクロチップの装着の普及と、装着したマイクロチップに基づく動物個体情報の登録やその登録情報照会対応等の動物適正管理個体識別登録等普及推進事業を実施した。令和7年度における動物個体識別登録システムへの登録数は5,235件（前年度8,856件）であり、累計登録数は3,008,438件となった。

AIPO登録事業の方向性について検討し、法廷登録とのデータ統合か、サーバの保守が終了する令和10年9月の、どちらか早い方までにシステムの撤収を行うことについて、理事会に方針を示した。

（2）犬猫マイクロチップ指定登録機関事業

令和7年度も引き続き環境大臣指定登録機関としてマイクロチップの登録業務を行った。令和7年度の新規の登録は590,633件、変更登録は811,185件、累計の個体登録数は2,509,549件となった。

ア 登録関係業務

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）に基づき、登録関係事務を適切かつ確実に実施した。

個人情報の取扱いについて検討を行い、個人情報保護方針の改訂を行った。個人情報の管理に係る研修の実施等、確実な実施に努めた。

マイクロチップを活用した災害対応として、災害発生時にマイクロチップを活用して速やかな個体識別措置が取れるよう、動物愛護管理センターなどの動物保護施設等との連携推進及び必要な資器材の支援を環境省とともに検討した。マイクロチップを用いた災害対応に係る普及

啓発活動を行い、理解促進を図った。

狂犬病予防法に基づく犬の登録との連携として、マイクロチップの手術後に、引き続き犬の登録手数料の支払いが可能となるよう、環境省、厚労省、農林水産省、基礎自治体等関係機関との連携、普及啓発等を行った。また、狂犬病予防法の特例制度が円滑に運用されるよう、地方獣医師会をはじめ、関係機関と連携して必要な対応を行った。

情報収集活動として、マイクロチップの装着・登録に関連した、国内外の情報収集を行った。書籍等の資料収集や先進事例等の調査などを行った。

その他、マイクロチップ制度や運用の諸課題について環境省並びに厚生労働省及び農林水産省と協議・検討し、これらの結果に基づき必要な対応を行った。

イ 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムの開発と運用

令和7年度は以下のシステム改修等を日本電気株式会社へ委託して行うとともに、計画停止以外の停止0件を達成し、年間を通じてシステムの安定稼働を実現した。

令和6年度の動物愛護管理法施行規則の改正に伴い、狂犬病予防法の特例に関する通知内容が変更されるため、自治体が種別ごとに正確に通知を取得できるようシステムの改修を実施した。

動物愛護管理法の改正があった場合、獣医師が責務の範囲で犬と猫のマイクロチップ情報登録サイトを使用可能となる可能性を想定し、円滑に対応できるよう、獣医師アカウント発行の検討および設計を行った。さらに、動物愛護管理法の改正により犬猫以外の動物の登録開始や既存民間登録とのデータ一元化が実現する可能性を想定し、必要な検討を行った。

令和6年度の地方分権提案への対応として、狂犬病予防法に基づく犬の登録料収納サイト等への遷移およびシステム連携を実現するための改修を行った。

通常の年間システム改修としては、8週齢規制違反疑いに関する通知検索機能の追加、海外フラグが自動解除されないよう段階的な修正の導入、マイクロチップ登録有無の簡易判別機能の追加等を検討し対応を行った。これらの改修は原則として年間予算の範囲内で実施し、ユーザー及び管理者が使いやすいシステムを目指した。

(改修項目)

- ①特例通知強化（転出通知）
- ②狂犬病予防法登録サイトへの案内
- ③8週齢規制対応
- ④海外出国と住所変更同時変更規制
- ⑤登録事項変更の一括手続きにおけるメールアドレスの変更
- ⑥検索窓（マイクロチップ登録情報の有無照会）
- ⑦所有者変更登録チェック（所有者が変わらない場合の変更登録の抑制）
- ⑧SMS 認証
- ⑨スマートフォンでのピクトグラム追加
- ⑩代行者情報表示の改修

上記のうち、⑥から⑩については、システムの構築を令和7年度に行ったが、リリースは令和8年度以降となった。

ウ コールセンター・ヘルプデスクの運用

コールセンターについては、令和7年度において年間62,186件の問合せに対応するとともに、80%以上の応答率を達成し、安定した運用を行うことができた。

コールセンターと定期的に打合せの場を設け、報告を受けながら問題点の確認を行った。新たな課題が見つかった場合には、環境省と連携しながら解決方法を模索し、利便性の向上と理解の促進に引き続き尽力した。

エ 紙申請に係る対応

紙申請については、令和7年度において年間6,045件を受け付け、標準作業時間内に全て適

切に処理した。

紙申請については、令和7年度も単純入力のみ株式会社トリムに外注し、事務局にて紙申請の事務を行った。

紙の登録申請書には、コンビニエンスストアで利用できる払込取扱票が添付されているが、急な費用変更等に対応できるよう1年半後までの使用期限として、1年分程度を見越して印刷した。

オ 普及啓発

マイクロチップ配布事業として、マイクロチップの普及啓発事業を行う事業者24団体に対して、2,310本のマイクロチップの配布を行った。

ホームページにおいては、コールセンターと連携して得られた知見等、必要な情報について、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の「お知らせ」、「よくある質問」、ダウンロードページへ記載を行い、情報発信を行った。

動物愛護週間・動物感謝デー、獣医師会地区学会大会、日本獣医学会、ぼうさいこくたい、サッカーのパブリックビューイング会場等においてブース出展を行い、パネル展示や、リーフレットやノベルティを配布しながら、飼い主や獣医師等に対して普及啓発を行った。ポスターやリーフレットについては希望する動物病院やペットショップ等に発送も行い、ポスター23箇所、357枚、リーフレット25箇所、10,001枚を配布した。パネル等普及啓発資材については、希望する団体4か所に貸与も行った。装着啓発動画及び変更登録啓発動画の作成を行った。登録率の低い地域において重点的な普及啓発活動を行った。関係団体に協力し、団体のホームページやオンライン教材において飼い主向けの普及啓発を行った。

オ 登録数及び登録料収入

令和7年度の新規の登録は590,633件、変更登録は811,185件（オンラインによる手続が99.7%、紙申請による手続が0.3%）、累計の個体登録数は2,509,549件となった。登録料収入は決算書を参照。

カ その他

アからオまでに掲げるもののほか、指定登録機関として必要な業務を遂行した。

（3）日本動物児童文学賞事業

令和7年度は、第37回としての作品募集を行った結果122作品の応募があり、一次審査を経て、二次審査として、令和7年7月29日開催の第37回日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：佐伯 潤（日本獣医師会動物福祉・愛護担当理事）〕において、日本動物児童文学大賞1点及び同優秀賞2点並びに同奨励賞5点を決定した。

動物愛護週間中央行事屋内行事の場において大賞及び優秀賞受賞者に対する表彰式を行った。受賞者氏名等は本会ホームページ上で公表し、日本獣医師会雑誌第78巻第11号に掲載した。また、「第37回日本動物児童文学賞受賞作品集」を作成し、地方獣医師会を通じ小学校、図書館等に無償配布した。

【日本動物児童文学大賞】

「春をよぶシャッター」 にしの 桃子（愛知県）

【日本動物児童文学優秀賞】

「ロクを見つけた日」 渡部 麻美（千葉県）

「わたしはインターン」 さいだ・としひろ（三重県）

【日本動物児童文学奨励賞】

「ピンクがピンクに染まったら」 おーた みか（愛知県）

「お化けじゃないぞ」 小川 かをり（東京都）

「豆助になったクロ」 朝日 ひかる（岩手県）

「ナミィのはばたき」
「つなぐ、エメラルド」

藤田 くみこ（東京都）
はるたけ こはね（福島県）

6 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

（1）普及啓発活動事業

ア 動物感謝デー in JAPAN の開催

令和7年度に開催した 2025 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催状況は次のとおり。

《 2025 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催概要 》

1 趣 旨

人と動物の共生社会の構築がクローズアップされる中、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の発展、公衆衛生の向上を任務とする獣医師が、今後も社会的要請に応え、動物医療の質の向上を確保していくためには、国民的理解が不可欠であるため、獣医師の果たすべき役割の一層の社会的理解の情勢に資することとして、平成 19 年から毎年秋に開催している市民参加イベント「動物感謝デー」について、19 回目となる本年度は、環境省等が主催する動物愛護管理法に基づく行事である動物愛護週間中央行事（屋外行事）と同時に上野恩賜公園不忍池周辺（東京都台東区）を開催場所として、地方獣医師会の参加協力、関係省庁・獣医師関係団体の後援、動物関連企業等の協賛、関係団体等の協力の下、「2025 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として開催した。

なお、本催事は、世界獣医学協会が提唱する国際的イベントである“The World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものとして実施した。

2 開催テーマ

— 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。 —

3 開催主体等

（1）主 催：公益社団法人 日本獣医師会

（2）後 援：農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、外務省、
内閣府食品安全委員会、東京都、台東区、
公益社団法人日本獣医学会、公益社団法人日本動物病院協会、
一般財団法人動物看護師統一認定機構、一般社団法人日本愛玩動物看護師会、
World Veterinary Association（世界獣医師会）、ヒトと動物の関係学会、
AIPO（動物 ID 普及推進会議）

（3）特別協賛：共立製薬株式会社、日本全薬工業株式会社、
ベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン株式会社
株式会社ベネッセコーポレーション

（4）協 賛：株式会社アグリス、アニコム損害保険株式会社、イオンペット株式会社、いなば
ペットフード株式会社、シャボン玉せっけん株式会社、株式会社スクウェア・エ
ニックス、損害保険ジャパン株式会社、タマホーム株式会社、ホクサン株式会
社、森久保 CA メディカル株式会社、株式会社モンベル、株式会社安田システム
サービス、ユニ・チャーム株式会社、ライオンペット株式会社

（5）協 力：全国 55 地方獣医師会、農林水産省消費・安全局、
農林水産省動物検疫所羽田空港支所、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、

東京都、台東区、日本中央競馬会、公益財団法人日本動物愛護協会、
公益社団法人全国農業共済協会、公益社団法人畜産技術協会、
公益社団法人中央畜産会（馬事畜産振興協議会）、
公益社団法人日本愛玩動物協会、公益社団法人日本装削蹄協会、
公益社団法人日本動物園水族館協会、公益社団法人日本動物病院協会、
公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本動物用医薬品協会、
公益社団法人 Knots、一般社団法人ジャパンケネルクラブ、
一般社団法人全国ペット協会、一般社団法人日本愛玩動物看護師会、
一般社団法人日本家畜人工授精師協会、一般社団法人日本ペット用品工業会、
一般社団法人日本養豚開業獣医師協会、
一般社団法人ペットフード協会（株式会社ペティオ／ドギーマンハヤシ株式会社／
ロイヤルカナンジャパン合同会社）、
認定特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会、
特定非営利活動法人アナイス、
特定非営利活動法人ジャパンドッグサポートセンター／SJD ドッググルーミングス
クール、特定非営利活動法人野生動物救護獣医師会、岩槻鷹匠会、
狂犬病臨床研究会、獣医コミュニケーション研究会（農場どないすんねん研究会
（NDK））、学校法人ヤマザキ学園、
北海道大学、帯広畜産大学、岩手大学、東京大学、東京農工大学、岐阜大学、
鳥取大学、山口大学、宮崎大学、鹿児島大学、大阪公立大学、酪農学園大学、
北里大学、麻布大学、日本獣医生命科学大学、日本大学、岡山理科大学、
日本獣医学生協会（JAVS）

4 開催日時及び場所

令和7年11月15日（土）10～16時
上野恩賜公園不忍池周辺（東京都台東区）

5 参加人員

イベント運営委託会社発表 約5千人

6 開催内容

開会式では、はじめに動物愛護週間中央行事の主催者である動物愛護週間中央行事実行委員会を代表して、委員長である公益財団法人日本動物愛護協会田畑 直樹理事長から挨拶が行われた。続いて、動物感謝デーの主催者として本会蔵内勇夫会長から挨拶が行われた後、来賓の片山さつき財務大臣 ペット関連産業・人材育成議員連盟会長、鈴木憲和農林水産大臣、森 英介自由民主党獣医師問題議員連盟会長代行・衆議院議員からご挨拶をいただき、大家敏志自由民主党・参議院議員からお祝いの言葉をいただいた。

その後、坂 勝浩農林水産省消費・安全局長、堀上 勝環境省自然環境局長、前間 聡内閣府食品安全委員会事務局次長、大塚和子厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課感染症情報管理室長、特別協賛社等の来賓の紹介、令和7年度動物愛護週間中央行事実行委員会の委員紹介、祝電披露、日本全薬工業株式会社及びベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン株式会社から本会に200万円が贈呈されたセーブペットプロジェクト寄付金授与式が行われた。

続いて、鳥海副会長から開会が宣言された。ステージでは農林水産省動物検疫所羽田空港支所と獣医コミュニケーション研究会（農場どないすんねん研究会：NDK）の協力による獣医師の仕事と役割を紹介する「知っていますか？ 獣医師の仕事」として、NOSAI、公務員獣医

師の紹介のほか、動物検疫所による検知犬のデモンストレーションが行われた。その他、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課の協力による『モォ〜っと知りたい！クイズ「牛さんの秘密と獣医さんのお仕事」』、さらに日本獣医学生協会による弦楽器・吹奏楽ステージや動物愛護週間中央行事としてのプログラムが行われ、各ステージの最後に、一般社団法人ペット用品工業会、株式会社モンベル、シャボン玉せっけん株式会社の協力によるじゃんけん大会が開催された。展示・体験コーナーでは、本会が日本獣医学生協会及び SJD ドッググルーミングスクール、NPO 法人ジャパンドッグサポートセンターの協力を得て「一日獣医師体験コーナー」を実施した。参加した子どもたちは獣医学生の指導を受けながら、聴診・触診・視診等の身体検査を体験し、瞳を輝かせていた。

その他、日本中央競馬会と馬事公苑、日本装蹄協会による「馬とのふれあい写真撮影」、中央畜産会（馬事畜産振興協議会）による「蹄鉄輪投げ」、日本獣医学生協会によるブース、株式会社モンベル・公益社団法人東京都獣医師会・一般社団法人ペット用品工業会・特定非営利活動法人アニイス、九州地区獣医師会連合会による「人とペットの防災ブース」が行われ、多数の来場者が訪れた。

全てのプログラムの最後にメインステージで行われた閉会式では、宇佐美 晃動物感謝デー企画検討委員会委員長・公益社団法人日本獣医師会関東地区理事と田畑直樹動物愛護週間中央行事実行委員会委員長・公益財団法人日本動物愛護協会理事長から、閉会挨拶として、本年のイベントが盛会裏に終了したことへのお礼が述べられた。

イ 動物愛護週間中央行事の開催

令和 7 年度も、国及び東京都、台東区並びに動物愛護団体等で構成する中央行事実行委員会に構成団体として参画し、東京都内で開催された「動物愛護週間中央行事」を実施した。

《 令和 7 年度動物愛護週間中央行事の開催状況 》

1 開催テーマ

〔テーマ〕 “人もどうぶつも守る防災術”

2 開催概要

（１）屋外行事：令和 7 年 11 月 15 日（土）10 時～16 時

上野恩賜公園 水上音楽堂 におけるステージイベント
及び構成団体によるブース出展

（２）屋内行事：令和 7 年 9 月 23 日（火・祝） 12 時～15 時半

東京国立博物館・平成館 1 階大講堂

以下の構成で実施され、動物愛護表彰式では環境省をはじめとする実行委員会構成団体による、各コンクールの受賞作品が紹介された。本会が主催する「第 37 回日本動物児童文学賞」は、大賞、優秀賞及び奨励賞に入賞した 8 作品が紹介された。続いて、シンポジウム「災害時、どうぶつたちとどう過ごす？」が 2 部構成で行われた。

ア 第37回日本動物児童文学賞表彰式

令和 7 年度の大賞、優秀賞及び奨励賞受賞作品が紹介された。

なお、大賞、優秀賞及び奨励賞受賞者に対しては、環境省から環境大臣賞を、本会から大賞・優秀賞・奨励賞を、損害保険ジャパン株式会社及びアニコム損害保険株式会社からは副賞が贈られた。

イ シンポジウム「災害時、どうぶつたちとどう過ごす？」

第1部：能登半島地震ではどうしていた？ 現場から学ぶ防災術

講演「ペットとの避難の実際と備えのヒント」

平井 潤子氏（東京都獣医師会顧問／NPO法人ANICE（アナイス）代表）

「のとりま臨海公園水族館の対応レポート」

加藤 雅文氏（のとりま臨海公園水族館 展示・海洋動物科科长）

第2部：災害に備えるために 私とペットの防災術

トークセッション

入交 眞巳氏（東京農工大学ワンウェルフェア高等研究所 特任准教授）

平井 潤子氏（東京都獣医師会顧問／NPO法人ANICE代表）

石川 拓哉氏（環境省自然環境局動物愛護管理室 室長）

スペシャルゲスト 菅 良太郎氏（パンサー）

向井 慧氏（パンサー）

（2）助言相談対応事業

市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの電話、書面等で寄せられる獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する質問に対し、内容に応じて、専門家による助言、回答、地方獣医師会、大学、他団体、関係省庁等の紹介を行った。

令和7年度の記録件数の内訳は、相談・照会78件、苦情2件の合計80件であった。

（3）情報等提供対応事業

ア インターネットを活用した情報提供

日本獣医師会ホームページについて、近年一般化したバナーなどを活用してアクセシビリティの向上を図った。

さらに、令和7年度農林水産省補助事業においては、女性獣医師の就業支援のための総合的な情報プラットフォームである「女性獣医師応援ポータルサイト」（平成27年度開設）において、利用者のニーズが高い獣医師国家試験問題のコンテンツをクイズ形式にする等の改修を行う等、eラーニングコンテンツの充実による学術的情報の提供をより効果的なものとした。

あわせて、令和7年度地方競馬全国協会補助事業で作成した産業動物獣医師確保のための中高生に向けた産業動物獣医師の魅力を伝えるサイト「日本の畜産を支える獣医さんになろう」を新設した。

平成16年5月に発刊した日本獣医師会メールマガジン（略称：メルマ日獣）は、継続して会員構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを行い、令和7年度末までに240号を発刊した。メルマ日獣では、会長短信「春夏秋冬」を掲載して会長からのメッセージを毎月配信するとともに、本会ホームページにも同内容を掲載した。また、日本獣医師会雑誌の掲載記事やホームページの内容等、会員に有用と思われる情報をわかりやすくコンパクトな内容で紹介した。なお、一部の地方獣医師会では、構成獣医師に対してインターネット経由でメルマ日獣の内容の配信を行った。

イ 動物関連映画との広報タイアップ

令和7年度において、協力依頼が1件あったが、検討の結果、タイアップ等は行わなかった。

ウ 情報セキュリティ対策の強化

本会ファイルサーバー等の社内ネットワークデータ、マイクロチップによる個体登録データ及び構成獣医師異動処理システムデータ等のセキュリティ確保対策として、標的型攻撃対策ソフト、通信管理ソフト及び端末管理ソフトの運用によるセキュリティ対策を図った。

JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステムに基づくプライバシーマークの関係規程に基づく個人情報保護に関する取組みを行った。

エ 獣医事等に係る関係情報の提供

令和7年度における獣医事等に係る関係通知の発出状況は、次のとおり。

《 令和7年度 獣医事関係通知の発出状況 》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
愛玩動物看護師の現況調査の実施について (令和7年度愛玩動物看護師現況調査取りまとめ)	令和7年4月4日付け 事務連絡 (令和7年3月31日付け 情報提供)
国内における馬インフルエンザの発生に伴う防疫対策の徹底について (国内における馬インフルエンザの発生に伴う防疫対策の徹底について)	令和7年4月17日付け 7日獣発第27号 (令和7年4月10日付け 7消安第336号)
令和7年度の生乳の安全・安心の確保のための取組に係る協力依頼について (令和7年度の生乳の安全・安心の確保のための取組に係る協力依頼について)	令和7年4月17日付け 事務連絡 (令和7年4月10日付け 中酪(業務)発第24号)
宮崎県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について (宮崎県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について)	令和7年4月18日付け 7日獣発第32号 (令和7年4月11日付け 7消安第400号)
連休期間における家畜防疫対策の徹底について (連休期間における家畜防疫対策の徹底について)	令和7年4月28日付け 7日獣発第41号 (令和7年4月23日付け 7消安第711号)
第4回愛玩動物看護師国家試験及び予備試験の実施について (第4回愛玩動物看護師国家試験及び予備試験の実施について)	令和7年4月30日付け 事務連絡 (令和7年4月24日付け 事務連絡)
愛玩動物看護師法第31条第3号に基づく愛玩動物看護師試験の受験資格認定の取扱い等についての一部改正について (愛玩動物看護師法第31条第3号に基づく愛玩動物看護師試験の受験資格認定の取扱い等についての一部改正について)	令和7年4月30日付け 7日獣発第47号 (令和7年4月24日付け 6消安第6803号 環自総発第2504241号)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について)	令和7年5月7日付け 7日獣発第61号 (令和7年5月1日付け 7消安第234号)
E U査察における牛肉輸出に係る指摘事項への対応について (エストラジオールを含む使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築) (E U査察における牛肉輸出に係る指摘事項への対応について (エストラジオールを含む使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築))	令和7年5月23日付け 7日獣発第78号 (令和7年5月21日付け 7畜産第570号 7消安第1290号 7輸国第689号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知) (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知))	令和7年5月26日付け 7日獣発第83号 (令和7年5月21日付け 事務連絡)

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について (飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について)	令和7年5月28日付け 7日獣発第88号 (令和7年5月23日付け 7消安発第1333号)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	令和7年6月3日付け 7日獣発第90号 (令和7年5月30日付け 事務連絡)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について)	令和7年6月18日付け 7日獣発第120号 (令和7年6月10日付け 7消安第1188号)
「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」の改正について（ＥＵ等向け牛肉輸出における使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築） （「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」の改正について （ＥＵ等向け牛肉輸出における使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築））	令和7年5月26日付け 7日獣発第83号 (令和7年6月23日付け 7畜産第876号 7消安第1968号 7輸国第1113号)
豚熱清浄化ロードマップの策定について (豚熱清浄化ロードマップの策定について)	令和7年7月3日付け 7日獣発第139号 (令和7年6月30日付け 7消安第2076号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知） (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）)	令和7年7月23日 7日獣発第150号 (令和7年7月3日付け 事務連絡)
吸血昆虫対策の徹底について (吸血昆虫対策の徹底について)	令和7年7月23日付け 7日獣発第151号 令和7年7月15日付け 7消安第2454号
第66回全国家畜保健衛生業績発表会の開催について (第66回全国家畜保健衛生業績発表会の開催について)	令和7年7月28日付け 7日獣発第153号 令和7年7月24日付け 7消安第2551号
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	令和7年8月5日付け 7日獣発第161号 令和7年7月31日付け 事務連絡
狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について (狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について)	令和7年8月12日付け 7日獣発第164号 (令和7年8月1日付け 感発0801第4号)
重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の国内での発生状況について (重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の国内での発生状況について)	令和7年8月14日付け 事務連絡 (令和7年8月7日付け 事務連絡)

乳用牛評価報告の公表について (乳用牛評価報告の公表について)	令和7年8月21日付け 7日獣発172号 (令和7年8月5日付け 7独家セ第478号)
九州豚熱対策強化・徹底について (九州豚熱対策強化・徹底について)	令和7年8月22日付け 7日獣発第180号 (令和7年8月19日付け 7消安第3111号)
第4回マイクロチップの装着及び登録に係る自治体説明会（再配信）について (第4回マイクロチップの装着及び登録に係る自治体説明会（再配信）について)	令和7年8月29日付け 事務連絡 (令和7年8月22日付け 事務連絡)
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について (動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について)	令和7年9月4日付け 事務連絡 (令和7年8月29日付け 事務連絡)
令和7年度越境性動物疾病予防対策強化推進会議の開催について (令和7年度越境性動物疾病予防対策強化推進会議の開催について)	令和7年9月4日付け 7日獣発第187号 (令和7年9月1日付け 事務連絡)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について)	令和7年9月4日付け 7日獣発第188号 (令和7年8月25日付け 7消安第2883号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知） (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）)	令和7年9月4日 7日獣発第189号 (令和7年8月29日付け 医薬発0829第6号)
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知） (麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）)	令和7年9月4日 7日獣発第190号 (令和7年9月3日 医薬監麻発0903第1号)
家畜衛生関係獣医師職員の確保及び処遇改善について (家畜衛生関係獣医師職員の確保及び処遇改善について)	令和7年9月12日 7日獣発第196号 (令和7年9月3日付け 7全家衛職第43号)
韓国の家きん農場における高病原性インフルエンザ（H5N1亜型）発生に伴う防疫対策の再徹底について (韓国の家きん農場における高病原性インフルエンザ（H5N1亜型）発生に伴う防疫対策の再徹底について)	令和7年9月17日 7日獣発第200号 (令和7年9月16日付け 7消安第3657号)
ジャージー種遺伝的能力評価報告の公表について (ジャージー種遺伝的能力評価報告の公表について)	令和7年9月26日 7日獣発第210号 (令和7年9月18日付け 7独家セ第689号)

特定家畜伝染病防疫指針の一部変更及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の改正について（高病原性鳥インフルエンザ及び蹄病病原性鳥インフルエンザ） （特定家畜伝染病防疫指針の一部変更及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の改正について（高病原性鳥インフルエンザ及び蹄病病原性鳥インフルエンザ））	令和7年10月3日付け 7日獣発第214号 （令和7年10月1日付け 7消安第3954号）
宮城県栗原市で回収された死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザウイルス陽性事例の確認について （宮城県栗原市で回収された死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザウイルス陽性事例の確認について）	令和7年10月16日付け 7日獣発第229号 （令和7年10月14日付け 7消安第4234号）
野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について （野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について）	令和7年9月25日付け 7日獣発第234号 （令和7年9月25日付け 環自野発25092514号）
獣医師及び動物愛護管理行政担当者のためのマイクロチップの装着・読取りガイドラインの更新について （獣医師及び動物愛護管理行政担当者のためのマイクロチップの装着・読取りガイドラインの更新について）	令和7年10月28日付け 事務連絡 （令和7年10月27日付け 事務連絡）
台湾におけるアフリカ豚熱の発生を踏まえた防疫対策の再徹底について （台湾におけるアフリカ豚熱の発生を踏まえた防疫対策の再徹底について）	令和7年11月5日付け 7日獣発第247号 （令和7年10月28日付け 7消安第4482号）
労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について（周知） （労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について（周知））	令和7年11月13日付け 7日獣発第254号 （令和7年11月10日付け 事務連絡）
「家畜人工授精用精液等譲渡契約約款条項例（契約のひな形）について」の一部改正について （「家畜人工授精用精液等譲渡契約約款条項例（契約のひな形）について」の一部改正について）	令和7年11月21日付け 7日獣発第263号 （令和7年11月19日付け 7畜産第1905号）
「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）診療の手引き 2025 年版」等の周知について （「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）診療の手引き 2025 年版」等の周知について）	令和7年12月3日付け 事務連絡 （令和7年11月25日付け 事務連絡）
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について （飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について）	令和7年12月4日付け 7日獣発第272号 （令和7年2月7日付け 事務連絡）
飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について （飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について）	令和7年12月17日付け 7日獣発第289号 （令和7年12月9日付け 7消安第4318号）
年末年始及び旧正月の時期における家畜防疫対策の徹底について （年末年始及び旧正月の時期における家畜防疫対策の徹底について）	令和7年12月24日付け 7日獣発第294号 （令和7年12月23日付け 7消安第5600号）
家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式について （家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式について）	令和7年12月25日付け 7日第296号 令和7年12月24日付け 7消安第5406号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知） （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知））	令和8年2月3日付け 7日獣発第332号 令和8年1月22日付け 事務連絡
旧正月の時期における家畜防疫対策の再徹底について （旧正月の時期における家畜防疫対策の再徹底について）	令和8年2月4日付け 7日獣発第333号 令和8年2月3日付け 7消安第6464号
乳用牛評価報告の公表について （乳用牛評価報告の公表について）	令和8年2月24日付け 7日獣発第343号 令和8年2月10日付け 7独家セ第478号-1
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について （動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について）	令和8年3月2日付け 7日獣発第350号 令和8年3月2日付け 事務連絡
高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について （高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について）	令和8年3月4日付け 7日獣発第359号 令和8年2月24日付け 7消安第6908号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知） （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知））	令和8年3月5日付け 7日獣発第361号 令和8年3月2日付け 事務連絡
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について）	令和8年3月5日付け 7日獣発第374号 令和8年3月2日付け 事務連絡
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について）	令和8年3月31日付け 7日獣発第381号 令和8年3月26日付け 7消安第7578号

注：（ ）内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等

オ 研修用教材等の作成・提供

農林水産省からの補助を受けて実施した「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」及び、全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて実施した「農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業」における研修教材や普及動画を作成した。

7 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

（1）国内関係団体との交流（医師会との連携交流を含む）

ア 医師会との連携交流

(ア) 令和 8 年 4 月 21 日～24 日に東京国際フォーラム（東京都）において開催予定の第 41 回世界獣医師会大会及び第 43 回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和 7 年度）において、日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省によるワンヘルス連携シンポジウム「ワンヘルスのいろいろなカタチ」を開催する。以下、「第 2 事業報告 B 個別事業報告 I 公益目的事業 1 部会委員会等運営事業 (2) 個別課題への対応 ウ 狂犬病等共通感染症対策 (イ) 共通感染症対策及び薬剤耐性 (AMR) 対策 b 関連シンポジウムの開催」を参照。

(2) 連携推進会議等の開催

- ア 令和 7 年 9 月 2 日、及び令和 8 年 3 月 27 日に開催された全国大学獣医学関係代表者協議会に本会役職員が出席し、協議・意見交換を行った。
- イ 各地区を構成する地方獣医師会が開催する関係会議等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。
- ウ その他、関係機関・団体・企業等が開催する会議・行事等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。

(3) 獣医事・獣医学術国際交流

令和 7 年 7 月には、アメリカ・ワシントン DC において開催されたアメリカ獣医師会 (AVMA) 総会及び第 40 回世界獣医師会大会に出席し、第 40 回世界獣医師会大会の閉会式では、小池東京都知事及び藏内会長が次回の世界獣医師会大会開催国の代表としてスピーチを行った。

FAVA（アジア獣医師連合）において、藏内会長は新設された FAVA 顧問として同連合の更なる発展への貢献を続けており、令和 7 年 12 月にはバンコクで開催された FAVA 執行部会において、ワンヘルスをアジア大洋州において推進・拡大すべく、福岡県を中心としたこれまでの取組の報告を行った。

令和 8 年 2 月には福岡市ワンヘルス国際フォーラムに世界医師会の会長であるジャクリーン・キトゥル博士を招聘した特別講演が行われるなど、その活動は確実な拡がりを見せている。

令和 8 年 4 月には、平成 7 年の横浜大会以来 31 年ぶりに第 41 回世界獣医師会大会 2026 が東京、有楽町の東京国際フォーラムで開催予定であり、「ワンヘルスで世界の獣医療が示す未来」をテーマに、よりより良い地球の未来の在り方についての多くの発表、情報交換が行われる。

藏内会長は令和 6 年 4 月から 2 年間の世界獣医師会次期会長としての任期を終了し、令和 8 年 4 月に日本人として初の世界獣医師会の会長に就任する。

(4) その他の後援・協賛・賛助等支援活動

獣医事対策等を推進するに当たって、関係団体等から申請のあった以下の公益目的事業等に対し、本会の後援名義の使用承認及び協賛・賛助等を行った。

ア 後援名義

本会の後援名義の使用について、団体等からの申請があった以下の行事について後援名義の使用を許可した。

- (ア) 第 79 回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会
- (イ) 第 32 回全日本獣医師テニス大会（全日本獣医師テニス大会）
- (ウ) 一般社団法人札幌市小動物獣医師会主催「児童動物画コンクール」（公益社団法人北海道獣医師会）
- (エ) 第 46 回動物臨床医学会年次大会（公益財団法人動物臨床医学研究所 内 動物臨床医学会）
- (オ) JAHA 年次大会 2025（公益社団法人日本動物病院協会）
- (カ) 令和 7 年第 15 回 CADIC 国際シンポジウム（宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター）
- (キ) 第 27 回全国学校飼育動物研究大会（全国学校飼育動物研究会）
- (ク) Zoobiquity シンポジウム（大阪公立大学獣医学研究科）

- (ケ) WJVF 第 16 回大会 2025(一般社団法人日本臨床獣医学フォーラム)
- (コ) (公社) 神戸市獣医師会動物愛護フェスティバル「動物とのわくわく！ドキドキ！体験、学びの広場」(公益社団法人神戸市獣医師会)
- (サ) 令和 7 年動物感謝デー in KYOTO(公益社団法人京都府獣医師会)
- (シ) 第 74 回北海道地区獣医師大会(公益社団法人北海道獣医師会)
- (ス) 第 76 回全国装蹄競技大会(公益社団法人日本装蹄協会)
- (セ) 第 66 回牛装蹄競技大会(公益社団法人日本装蹄協会)
- (ソ) 第 22 回日本獣医内科学アカデミー学術大会(JCVIM2025)(一般社団法人日本獣医内科学アカデミー)
- (タ) 「ペットと高齢者等の福祉」シンポジウム(公益社団法人日本愛玩動物協会)
- (チ) 国際畜産総合展 2027 from IPPS(公益社団法人中央畜産会)
- (ツ) 第 9 回ヤマザキ動物愛護シンポジウム(学校法人ヤマザキ学園)
- (テ) One Health SFTS(重症熱性血小板減少症候群)を深掘り(日本学術会議獣医学分科会)
- (ト) One Health 時代における獣医学の使命-くらし・いのち・地球を繋ぐ-(日本学術会議獣医学分科会)
- (ナ) 第 14 回京都市獣医師会「京都動物フォーラム 2026」(公益社団法人京都市獣医師会)
- (ニ) その時のために今できること(公益社団法人名古屋市獣医師会)
- (ヌ) 第 61 回日本理学療法学術研修大会 in 福岡(公益社団法人福岡県理学療法士会)
- (ネ) 第 27 回 Dogs Walk For Keep Clean 全国一斉！クリーン作戦(特定非営利活動法人ワンワンパーティークラブ)

イ 協賛・賛助等

本会への協賛、賛助等の依頼があった団体に対して以下のとおり支援を行った。

(ア) 賛助会員等

- a 一般社団法人日本ホルスタイン登録協会
- b 公益社団法人全国和牛登録協会
- c 和牛遺伝資源国内活用協議会
- d 全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
- e 公益財団法人地球環境戦略研究機関
- f 一般社団法人酪農ヘルパー全国協会
- g 鶏病研究会
- h 公益社団法人日本馬事協会
- i 公益社団法人日本動物用医薬品協会
- j 公益社団法人中央畜産会
- k 公益社団法人畜産技術協会
- l 一般社団法人日本畜産物輸出促進協会
- m 全国学校飼育動物研究会
- n 一般社団法人日本愛玩動物看護師会
- o 日本獣医史学会
- p 特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構
- q 日本獣医学生協会(JAVS)

(イ) 行事等への賛助

- a 「ヒナを拾わないで！」キャンペーンポスター制作(特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会)
- b 農林水産祭実施経費(公益財団法人日本農林漁業振興会)

8 獣医学術学会事業

(1) 獣医学術学会年次大会の開催

獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、日本獣医師会の主催により、令和 8 年 4 月 21 日～24 日の 4 日間、東京国際フォーラム（東京都千代田区）で、第 41 回世界獣医師会大会と合同で第 43 回日本獣医師会獣医学術学会年次大会

(令和 7 年度) を開催する。

(2) 獣医学術賞の選考・審査

- ア 本会では、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として「日本獣医師会獣医学術賞」を設置し、毎年、獣医学術の振興・普及並びに調査研究に著しく貢献した者に授与することとしている。受賞者は、獣医学術功績者選考委員会による選考・審査を行い、獣医学術学会年次大会で受賞者を発表し、日本獣医師会会長から本賞（賞状）を、動物関連産業界等協賛会社（令和 7 年度は、産業動物部門：日本全薬工業株式会社、小動物部門：共立製薬株式会社、公衆衛生部門：日本ハム株式会社）から副賞（研究奨励費）をそれぞれ授与する。
- (ア) 令和 7 年度第 1 回獣医学術功績者選考委員会（委員長：佐藤れえ子（日本獣医師会理事））を令和 7 年 12 月 15 日に開催し、「獣医学術奨励賞」は学会学術誌（日本獣医師会雑誌：令和 5 年 8 月号～令和 7 年 7 月号の原著・短報）に掲載された学術論文から、「獣医学術功労賞」は所定の手続きを経て推薦のあった業績の中からそれぞれ審査・選考を行った。
- (イ) 第 2 回委員会は令和 8 年 4 月 22 日に開催し、獣医学術学会年次大会地区学会会長賞受賞講演で発表のあった業績発表の中から「獣医学術学会賞」を選考する。

《 令和 7 年度 日本獣医師会獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名 》

〔産業動物部門〕

- 獣医学術奨励賞：成牛のヨーネ菌感染／再感染における感染初期応答の解析
泉 一宏（北海道十勝家畜保健衛生所）
- 獣医学術学会賞：令和 8 年 4 月開催の第 43 回日本獣医師会獣医学術学会年次大会で決定
- 獣医学術功労賞：牛遺伝性疾患の分子病態解明と発症予防
稲葉 睦（北海道大学大学院・教授）

〔小動物部門〕

- 獣医学術奨励賞：デグーの口腔内処置を可能にするアルファキサロンを用いた皮下注射麻酔法
坂本匠威（東京農工大学）
- 獣医学術学会賞：令和 8 年 4 月開催の第 43 回日本獣医師会獣医学術学会年次大会で決定
- 獣医学術功労賞：小動物臨床における超音波画像検査法の確立
小山 秀一（日本獣医生命科学大学・教授）

〔公衆衛生部門〕

- 獣医学術奨励賞：道内産めん羊における志賀毒素産生性大腸菌及びサルモネラ属菌の保有状況
稻田和也（北海道早来食肉衛生検査所）
- 獣医学術学会賞：令和 8 年 4 月開催の第 43 回日本獣医師会獣医学術学会年次大会で決定
- 獣医学術功労賞：公衆衛生上問題となる有害物質の生体内毒性発現機構の解析
上野 俊治（北里大学・教授）

(3) 獣医学術地区学会の開催

令和 7 年度に地区単位で開催された獣医学術地区学会と相互連携を行い、令和 8 年 4 月に開催される第 43 回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和 7 年度）において、各地区学会で優秀演題として選出された地区学会会長賞受賞演題を対象に地区学会会長賞受賞講演として発表が行われる。

《 令和 7 年度 獣医学術地区学会開催状況 》

開催地区	担当地方会	会 場（開催地）	開催期日	獣医学術地区学会発表演題数				参加者数
				産業動物	小動物	公衆衛生	計	

北海道	北海道	帯広畜産大学 (帯広市)	8月28日 ～29日	85	5	28	2	9	1	122	529
東北	秋田県	秋田キャッスルホテル (秋田市)	10月9日	29	2	17	1	16	1	62	281
関東・ 東京	山梨県	アピオタワー館 (中巨摩郡昭和町)	9月7日	26	2	43	3	14	1	83	442
中部	名古屋市	名古屋コンベンション ホール(名古屋市)	8月31日	18	1	25	2	22	2	65	356
近畿	大阪府	大阪公立大学中百舌鳥 キャンパス(堺市)	10月12日	30	2	32	2	9	1	71	283
中国	岡山県	岡山コンベンション センター(岡山市)	10月11日 ～12日	38	2	63	4	21	2	122	313
四国	愛媛県	岡山理科大学獣医学部 今治キャンパス(今治市)	9月7日	17	1	17	1	9	1	43	185
九州	北九州市	千草ホテル (北九州市)	10月26日	25	2	54	4	16	1	95	349
計(開催8カ所)				268	17	278	19	116	10	662	2,738

※ 演題数のゴシック体の数字は、地区学会長賞受賞演題数

9 獣医学術振興・人材育成事業

(1) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業

ア 日本獣医師会雑誌の編集・発刊(イの日本獣医師会雑誌学会学術(獣医学術学会)誌部分を除く。)

(ア) 獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、さらには獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、獣医師専門職をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情提供活動として日本獣医師会雑誌を毎月定期に発行した。

また、現在、本誌(学会学術(獣医学術学会)誌部分を含め)を従来の印刷媒体と並行して(独)科学技術振興機構が運用する学術誌電子化サービス「J-STAGE3」に電子ジャーナルとして掲載した。

(イ) 第77巻第9号(令和6年9月号)から第78巻第8号(令和7年8月号)において、解説・報告「一海外で活躍する獣医師一」を掲載した。

(ウ) 第77巻第2号(令和6年2月号)から解説・報告「一動物薬事情報一」を連載として随時掲載した。

(エ) 第78巻第4号(令和7年4月号)から解説・報告「一知っておきたい感染症一」として、主要な家畜伝染病や人と動物の共通感染症についてを掲載した。

(オ) 第78巻第2号(令和7年2月号)から、紹介「国際ピックアップニュース～広がる世界、つながる活動～」として、日本獣医師会における海外に向けた取組の紹介記事を掲載した。

(カ) 「獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページQ&A」を毎号掲載した。

(キ) 令和7年度の各号(第78巻第4号～第79巻第3号)における記事の掲載状況は、次のとおり。

《 日本獣医師会雑誌の編集区分別掲載状況 》

巻頭言(会長挨拶等)	2	紀行・見聞	1
論説	11	案内	7

総 説	0
提言・要請（指針等）	15
会 議 報 告	9
解 説・報 告	33
学 術・教 育	0
試験・調査・研究・指導報告	0
行 政・獣医事	15
資 料	5
意 見	4

募 集	15
紹 介	26
行 事 等	12
獣医師生涯研修事業のページ	15
馬 耳 東 風	12
公 表	1
お 知 ら せ	11
合 計	194

イ 日本獣医師会雑誌学会学術（獣医学術学会）誌部分の編集

（ア）昨年に引き続き広く獣医師等から投稿された学術論文を獣医学術部門ごとに編集し、「学会関係情報」において、「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」を継続して掲載、周知し、獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

また、令和7年度（令和7年4月号～令和8年3月号）における日本獣医師会学会学術（獣医学術学会）誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。（J-STAGEでの公開分）

部 門 名	総 説	原 著	短 報	資 料	技術講座	合 計
産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 衛 生 関 連 部 門	0	3	7	1	1	12
小 動 物 臨 床 関 連 部 門	0	2	4	0	0	6
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	0	2	3	1	0	6
計	0	7	14	2	1	24

（イ）日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会（令和8年2月12日Web開催）において、日本獣医師会学会学術誌の編集及び審査状況等の報告、日本獣医師会学会学術（獣医学術学会）誌の編集企画、日本獣医師会学会学術誌の活性化と円滑な発行の継続について協議した。

なお、令和7年度（令和7年4月号～令和8年3月号）における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

部 門 名	審 査 原 稿 数			処 理 原 稿 数			次年度 への 繰 越 原稿数
	新規 受付	前年度 からの 繰 越	合計	採用	不採用	合 計	
産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 衛 生 関 連 部 門	42	10	52	22	16 (10)	38	14
小 動 物 臨 床 関 連 部 門	20	5	25	8	9 (6)	17	8
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	15	3	18	9	4 (2)	13	5
計	77	18	95	39	29 (18)	68	27

*（ ）内は取下げ原稿数

ウ 日本獣医師会雑誌の電子発行の開始

令和6年10月 第93回日本獣医師会雑誌編集委員会において協議
総務委員会において協議

令和7年3月 令和6年度第6回理事会において協議

同年 5月 令和7年度第1回理事会において協議

同年6月～12月 会員構成獣医師等への周知
令和8年1月～ 日本獣医師会雑誌電子発行開始

(2) 獣医師生涯研修事業

獣医師専門職の人材育成及び質の確保に資するため、獣医療関係団体・大学等関係機関と連携し、地方獣医師会の協力の下で次のとおり実施した。

ア 令和7年度の認定プログラム件数及び令和7年度内に申告が行われた令和6年度の取得ポイント申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数は、次のとおり。

(ア) 認定プログラム件数

獣医師会関係 83件・その他 56件 合計 139件

(イ) 「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	2人	12人	1人	15人
実績証明書交付者数	0人	8人	1人	9人
修了証交付者数	2人	4人	0人	6人
認定証交付者数	0人	1人	0人	1人

イ 獣医師生涯研修事業の広報

(ア) 獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載した。

(3) 認定・専門獣医師協議会

「第2 事業報告 B 個別事業報告 10 獣医学術振興調査研究事業 (2) 農場管理認定・専門獣医師等認定・活動支援事業 イ 認定・専門獣医師制度検討・認定管理・普及啓発事業」を参照。

(4) 獣医学術講習会・研修会事業

ア 講習会・研修会事業

獣医学術講習会・研修会事業は、例年と同様、担当地方獣医師会の運営協力を得て、開催地区ごとに産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の3部門の中から最大2部門を選択して開催した。なお、令和7年度においては、産業動物臨床部門を希望された講習会については、獣医療提供体制整備推進総合対策事業において振り替えて実施した。

《 令和7年度 獣医学術講習会・研修会事業の実施状況 》

地区	担当 獣医師会	区分	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容及び講師(所属)	受講 者数
北海道	北海道	公衆衛生	JA 上川ビル (旭川市)	令和7年 10月22日(水) 14:00～17:00	「生活衛生関係保健所業務講習会」 本間義規(国立保健医療科学院 建築・施設管理研究部部長)	66
		公衆衛生	札幌国際ビルA会議室 (札幌市)	令和7年 11月30日(日) 14:00～17:00	「狂犬病予防の今後の課題と展望 ～いまさら狂犬病!?されど狂犬病!」 梅田浩史(日本獣医師会理事)	19
東北	福島県	小動物	ホテル福島 グリーンパレス (福島市)	令和7年 7月27日(日) 14:00～17:00	①「愛玩動物看護師が知っておくべき整形外科の基礎と術後ケア」 ②「明日から巻ける安全で有効な四肢包帯法」 佐々木亜加梨(ONE どうぶつ整形外科)	52

					センター東京)	
	山形県	公衆衛生	パレスグランデール (山形市)	令和7年 11月27日(木) 14:00～17:00	「SFTSをはじめとする Zoonosis や新興 感染症へのワンヘルスアプローチ」 西條政幸 (札幌市保健福祉局保健所 医務・保健衛生担当局長)	41
関東	栃木県	小動物	ホテルニューイタヤ (宇都宮市)	令和7年 11月2日(日) 14:00～18:00	「食べない猫の解決法」 「純血種ってどれも同じって思いませんか？」 「猫の口内炎の内科的治療」 「猫の便秘症について」 服部 幸 (東京猫医療センター医院長)	106
	神奈川県	公衆衛生	オンライン	令和7年 10月12日(日) 14:00～17:00	「わが国の野生動物に分布する病原性 Bartonella とそのベクターについて」 佐藤真伍 (日本大学生物資源科学部准教授)	90
東京	東京都	小動物	日本獣医生命科学大 学 B棟412講義室 (東京都)	令和8年 3月1日(日) 15:00～17:00	「世界で発生している狂犬病の話」 井上 智 (東京農工大学特任教授/ 国立感染症研究所客員教授) 「日本であった狂犬病の話」 佐藤 克 (佐藤獣医科院長/ 狂犬病臨床研究会会長)	63
中部	富山県	小動物	ボルファートとやま 瑠璃の間 (富山市)	令和7年 11月9日(日) 10:00～16:00	「症例から学ぶ：脊椎疾患の治療戦略 ベーシックからアドバンスドまで」 神志那弘明 (KyotoAR 動物高度 医療センター指導医・センター長)	21
近畿	和歌山県	小動物	和歌山県民文化会館 (和歌山市)	令和7年 8月17日(日) 14:00～16:00	「動物病院における SFTS 対策」 佐伯 潤 (大阪府獣医師会会長)	75
	大阪府	小動物	I-site なんば (大阪市)	令和8年 3月1日(日) 13:00～16:30	「本当に治せる？ F I P の治療とその倫理」 神吉 剛 (神戸アニマル クリニック院長) 白永伸行 (シラナガ動物病院院長)	88
中国	島根県	公衆衛生	サンラポーむらくも 彩雲の間 (松江市)	令和7年 12月6日(土) 14:00～17:00	「野生動物の素顔をアップデートする ～ワンヘルスの視点から野生動物につい て学ぶ～」 江口祐輔 (麻布大学生命・環境科学部教 授、フィールドワークセンター所長、お おち山くじら研究所所長)	46
四国	愛媛県	公衆衛生	松山市男女参画推進 センター (コムズ)	令和8年 2月7日(土) 13:30～16:30	「ワンヘルスの取り組みについて」 今村和彦 (福岡県獣医師会副会長)	25
	高知県	小動物	ちより街テラス 会議室1、2 (高知市)	令和8年 1月11日(日) 14:00～17:00	四国地区獣医師会災害対策セミナー群馬 県獣医師会の災害動物救護活動～群馬県 行政の取り組み・災害救護関係機関との 共同連携～ 小此木正樹 (小此木動物病院院長)	31

九州	沖縄県	小動物	沖縄県畜産振興支援 センター (那覇市)	令和7年 8月17日(日) 14:00～17:00	「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」 前田 健（国立感染症研究所 獣医科学部長）	45
全国9地区 13箇所 受講者合計： 768名						

イ アジア獣医師総合研修及び普及促進強化事業

平成28年度から日本中央競馬会の助成を受けてアジア地域臨床獣医師等総合研修事業を実施しており、令和7年度は13獣医系大学においてアジア11カ国から14名の海外研修生を受け入れて研修を実施するとともに、令和8年度の研修生の受入れ準備を行った。

各大学における研修生の受入れ状況は、次のとおり。帯広畜産大学：ミャンマー1名、酪農学園大学：キルギス1名、北海道大学：フィリピン1名、北里大学：キルギス1名、岩手大学：タイ1名、東京大学：フィリピン1名、東京農工大学：マレーシア1名、麻布大学：フィリピン1名、日本大学：ネパール1名、大阪公立大学：マレーシア1名、山口大学：インドネシア1名、宮崎大学：タイ1名、鹿児島大学：ミャンマー1名、スリランカ1名。

また、研修を修了し、帰国した獣医師の就業状況の継続的な把握、帰国地域の感染症の診断・防疫上の課題と解決策等の情報交換を常時可能とするため設置した専用の情報交換サイトを維持・運営した。さらに、令和7年9月スリランカ獣医師会と面談し、同国の獣医師養成体制や人材動向について情報共有を実施した。あわせて、ペラデニア大学において学術交流イベントを開催し、日本からは鹿児島大学の三浦教授、乙丸准教授が登壇し、スリランカの研究者および元研修生による発表が行われた。

ウ 女性獣医師就業支援対策事業

農林水産省の令和7年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業の一環として、女性獣医師等の就業環境に対する理解を醸成するため、これまで、日本獣医師会獣医学術学会年次大会において、雇用者等を対象に開催した、女性獣医師活躍推進に関するシンポジウムの動画等の一例を「女性獣医師応援ポータルサイト」で紹介した。また、獣医学生向けに女性獣医師等の就業について考える「女性獣医師等の就業を支援するための獣医学生向けセミナー」を現地、オンライン及びオンデマンド配信にて開催した。また、女性獣医師応援ポータルサイト（女性獣医師等の就労環境等に関する幅広い情報を一元的に提供する総合情報プラットフォーム）の関連コンテンツ（eラーニング等）を追加掲載し、ポータルサイトの内容充実を図った。

10 獣医学術振興調査研究事業

（1）獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医療提供体制整備推進協議会（以下「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した令和7年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業のうち獣医療提供体制整備推進総合対策事業（新規獣医師臨床研修促進事業及び管理獣医師等育成支援事業・獣医師就業支援対策事業、地域獣医療体制整備支援事業並びに産業動物遠隔診療推進事業）については、協議会の事務を行うとともに、本事業の一部を、協議会会員として分担実施した。

なお、事業の運営については、事業推進検討会を開催し、検討の上、円滑な実施に努めた。

ア 事業の実施状況

（ア）新規獣医師臨床研修促進事業

生産農家に信頼され、社会から必要とされる専門職としての獣医師の育成に資するため、現場経験豊かな獣医師や獣医関係法令に関する学識経験者を講師として、関係機関・団体等の協力を得て、飼育者等とのコミュニケーション能力の養成、職業倫理意識の向上を目指した技術研修を実施した。

(イ) 管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援対策事業

関係機関・団体等の協力を得て、臨床獣医師が管理獣医師としての知識・技術を修得するための講習会及び実習、管理獣医師の業務とその重要性を広く普及・啓発する講習会、臨床獣医師が高度獣医療に係わる知識を身に付けるための講習会を実施するとともに、関連教材を作成した。

さらに、女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に必要な最新知識の習得と獣医療技術向上のための e-ラーニングを利用した研修、獣医学生を対象とした女性獣医師等の就業について考えるセミナーを開催した。

(ウ) 地域獣医療体制整備支援事業

令和7年度においては、(エ)の令和6年度補正予算「産業動物遠隔診療推進事業」において実施した。

(エ) 産業動物遠隔診療推進事業

産業動物診療獣医師の確保が困難な地域等における遠隔診療を活用した効率的な診療など、デジタル技術を用いた情報通信機器を活用した畜産基盤整備のための獣医療提供体制の強化により、地域の獣医師を有効に活用した獣医療提供体制の整備を実施することで、場所を選ばない迅速な診断を可能とする遠隔診療の普及、実施を図り、我が国畜産の生産性の向上に寄与することを目的として令和6年度補正予算により実施が決定した本事業については、令和7年度に繰り越して事業を行うこととした。遠隔診療の環境整備のための機器導入や遠隔診療の普及のための講習会のほか、活用事例としての映像教材の作成を行った。

イ 事業の実施期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

ウ 事業の結果

「令和7年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業実績報告書」として取りまとめ、協議会に提出した。

「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会」

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	開催 状況
1	獣医コミュニケーション研究会	日本大学 湘南キャンパス (藤沢市)	令和7年 11月30日(日) 13:00～17:00	「Lokert 型尺度による心理測定の基礎」 増田真也（慶応義塾大学看護医療学部教授） 「獣医療に必要なノンテクニカルスキルをや ぐら鶴で鍛える」 堀北哲也（日本大学生物資源科学部教授）	23名
23名					

管理獣医師育成支援・獣医師就業支援対策事業

「管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習」(短期・長期)

	実施担当	実施場所 (実施地)	実施日時	実習内容 (指導者：所属)	開催 状況
1	有限会社 あかばね動物 クリニック	有限会社 あかばね動物 クリニック	令和7年 8月4日(月) ～29日(金) (短期研修)	コンサルタント獣医師の役割と展望 コンサル先での農場での対応の仕方 養豚場での豚の管理と接し方 CSFの現状に対する現場の対応 ASFの侵入危機と農場側の対応 抗菌剤の問題 qGISの使い方 時空間疫学によるCSFとASFの拡散とリスク (伊藤 貢) 現場での農場管理者との接し方、話し方 現場での牛の接し方、保定方法 診療の基礎 診断の進め方と見方 子牛の肺炎と下痢の診療の対応と予防への取り組み 子牛の管理の基礎と難しさ	1名

				繁殖疾患の診断と治療 直腸検査の基礎と超音波画像診断装置をつかった診断 (大藪康一) 牛の管理一般について 牛の栄養の基礎と応用 飼養計算ソフトを飼養した飼料設計 現場での牛の見方扱い方 (宮島吉範)	
2	有限会社 あかばね動物 クリニック	有限会社 あかばね動物 クリニック	令和7年 6月1日(日)～ 令和8年 2月28日(土)	牛の管理一般について 牛の栄養の基礎と応用 飼養計算ソフトを飼養した飼料設計 現場での牛の見方扱い方 (宮島吉範) コンサルタント獣医師の役割と展望 コンサル先での農場での対応の仕方 養豚場での豚の管理と接し方 CSFの現状に対する現場の対応 ASFの侵入危機と農場側の対応 抗菌剤の問題 (伊藤 貢) 現場での農場管理者との接し方、話し方 現場での牛の接し方、保定方法 診療の基礎 診断の進め方と見方 子牛の肺炎と下痢の診療の対応と予防への取り組み 子牛の管理の基礎と難しさ 繁殖疾患の診断と治療 直腸検査の基礎と超音波画像診断装置をつかった診断 (大藪康一)	1名
2名					

「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会」

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	開催 状況
1	鶏病研究会	AP 新橋 (港区)	令和7年 7月24日(金) 13:30～17:00	①「臨床症状からみた家禽の疾病診断」 岡本花子 (㈱十文字チキンカンパニー) ②「養鶏現場での薬剤耐性問題への取組」 橋本信一郎 (㈱ウェルファムフーズ) ③「養鶏関連施設における消毒の実際」 渡邊 理 (㈱微生物化学研究所)	74名
349名					

「管理獣医師の理解醸成のための講習会」

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	開催 状況
1	日本獣医師会	上野恩賜公園 (2025 動物感謝 デー会場内)	令和7年 11月15日(土)	2025 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” ステージ企画 「知っていますか？ 獣医師のお仕事」 寺内宏光 (寺内動物病院) 高野真帆 (東京都家畜保健衛生所)	名
名					

「高度獣医療講習会」

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	開催 状況
--	------	---------------	------	-----------------	----------

1	広島県 獣医師会	広島県民文化 センター	令和 7 年 10 月 30 日(木) 13:00～16:00	①「精子にジェンダーはあるか？X染色体にコードされる TLR7 と TLR8 の精子における役割」 島田昌之（広島大学大学院総合生命科学研究所 教授） ②「ウシの授精と胚の受容に向けた自然免疫システム TLR2/1 を活用した子宮-精子-卵子のクロストーク」 宮本明夫（帯広畜産大学グローバルアグロメディスン研究センター特任教授）	294 名
2	山口県 獣医師会	山口グランドホテル	令和 7 年 11 月 8 日(土) 13:30～16:00	臨床獣医師のためのクロストリジウム 加藤圭介（梶益田大動物診療所）	48 名
3	NOSAI 香川	徳島大学 バイオイノベーション 研究所	令和 7 年 8 月 23 日～24 日	牛の骨折整復術～診断から骨折外固定・内固定～ 後藤忠広（NOSAI 北海道獣医療センター課長）	34 名
76 名					

「産業動物獣医療業務理解醸成研修」

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	研修内容 (講師：所属)	開催 状況
1	鳥取県 獣医師会	①とりぎん会館 (鳥取市) ②鳥取県西部 総合事務所 (米子市)	令和 7 年 ①8 月 5 日(火) 14:30～16:30 ②8 月 6 日(水) 14:30～16:30	「様々な分野で活躍する獣医師について」 (DVD 視聴) 「県内の獣医師の職場紹介」 原田麻希子（NOSAI 鳥取） 天野弥咲（鳥取県西部家畜保健衛生所） 塩田こころ（鳥取県倉吉家畜保健衛生所） 大下幸子（鳥取県食肉衛生検査所） 塩田嵐土（鳥取市食肉衛生検査所） 「獣医学系大学を目指す中高生へのアドバイス」 前田佳奈（鳥取県農林水産部）	① 25 名 ② 19 名
2	宮城県 獣医師会	あすと長町 杜の広場公園 (仙台市)	令和 7 年 10 月 26 日(日) 10:00～15:30	どうぶつフェスタ in MIYAGI 2025 内における 産業動物獣医師業務の理解醸成（パネル展示等）	4,000 名 (イベント 全体延べ 人数)
3	和歌山県 獣医師会	和歌山城公園 西の丸広場 (和歌山市)	令和 7 年 10 月 26 日(日) 10:00～16:00	2025 動物感謝デー in わかやまにおける 産業動物獣医師業務の理解醸成 (診療機器の取扱や聴診器の体験等)	50 名
4	鹿児島県 獣医師会	カクイックス 交流センター (鹿児島市)	令和 7 年 12 月 21 日(日) 10:00～11:30 14:00～15:30	「みらいワクワク！こども仕事体験フェスタ in 鹿児島」における産業動物獣医療業務理解醸成 磯部知弘（鹿児島県肉用牛改良研究所） 飯野萌衣（鹿児島県肉用牛改良研究所） 大田 均（鹿児島県獣医師会）	49 名
4,143 名※2 については屋外イベントのため延べ人数を計上					

「女性獣医師等就業支援学生向けセミナー」

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	開催 状況
1	日本 獣医師会	北里大学	令和 7 年 6 月 17 日(火) 10:10～11:40	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 原 園子（はら動物病院） 「公務員（行政）分野」 齋藤 豪（青森県農林水産部畜産課）	115 名

2	日本 獣医師会	岐阜大学	令和7年 7月24日(木) 13:00～14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 木村亜矢子(岐阜県農業共済組合家畜診療所) 「公務員(行政)分野」 吉田菜穂(岐阜県保健環境研究所)	31名
3	日本 獣医師会	大阪公立大学	令和7年 8月5日(火) 13:15～14:45	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 山本卓矢(ミズホ動物病院) 「公務員(行政)分野」 徳原顕泰(大阪府動物愛護畜産課 野生動物グループ)	39名
4	日本 獣医師会	日本大学 (オンライン開催)	令和7年 9月24日	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」「公務員(行政)分野」	115名
5	日本 獣医師会	酪農学園大学	令和7年 10月14日(火) 13:00～14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 熊井 秀和(北海道農業共済組合家畜部) 「公務員(行政)分野」 米田多佳子(北海道早来食肉衛生検査所)	134名
6	日本 獣医師会	東京大学	令和7年 10月22日(水) 13:00～14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「公務員(行政)分野」 飯島佑理(東京都芝浦食肉衛生検査所管理課) 「大学・研究・展示施設分野」 加藤あかね(多摩動物公園 飼育展示課)	27名
7	日本 獣医師会	鹿児島大学	令和7年 10月30日(火) 13:00～14:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「公務員(行政)分野」 栗脇裕弥(鹿児島県大口食肉衛生検査所) 「大学・研究・展示施設分野」 伊藤 聡(鹿児島大学共同獣医学部附属 南九州畜産獣医学教育研究センター)	29名
8	日本 獣医師会	宮崎大学	令和7年 11月25日(火) 16:40～18:10	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 加藤隆志(かとう犬猫病院) 「大学・研究・展示施設分野」 柳澤牧央(ファミリー動物病院、 大分マリーナパレス水族館 うみたまご)	31名
9	日本 獣医師会	岡山理科大学	令和7年 12月8日(月) 10:55～12:25	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 佐々木亜由奈(愛媛県農業共済組合) 「公務員(行政)分野」 木村琴葉(愛媛県立衛生環境研究所)	121名

10	日本 獣医師会	岩手大学	令和 8 年 1 月 9 日(金) 13 : 00 ~ 14 : 30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「産業動物診療分野」 尾形 透 (岩手県農業共済組合) 「家庭動物診療分野」 西部 美奈子 (すご動物病院)	36 名
11	日本 獣医師会	北海道大学 帯広畜産大学 東京農工大学 鳥取大学 山口大学 日本獣医生命科学大学 麻布大学 (オンデマンド配信)	視聴期間 : 令和 7 年 10 月 1 日(水) ~ 令和 8 年 3 月 31 日(火)	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 「産業動物診療分野」 「公務員(行政)分野」 「大学・研究展示施設」	—
全国 11 開催 678 名 (オンデマンド配信視聴者を除く)					

「遠隔診療を推進するための機器の導入」

	協力団体	情報通信機器等の導入機器
1	埼玉県 農業共済組合	簡易血液検査機器 (BoviLab) 等を導入し遠隔診療を実施した。
2	山梨県 農業共済組合	牛の総合診療サポートツール (U メディカルサポート) を導入し遠隔診療を実施した。
3	富山県獣医師会	動物用超音波診断装置を導入し遠隔診療を実施した。
4	富山県 農業共済組合	動物用超音波診断装置を導入し遠隔診療を実施した。
5	広島県 農業共済組合	簡易血液検査機器 (BoviLab) 等を導入し遠隔診療を実施した。
6	岡山県 農業共済組合	スマートグラスを導入し遠隔診療を実施した。
7	徳島県 農業共済組合 (徳島県産業動物 臨床研究会)	ポケットエコーを導入し遠隔診療を実施した。
8	鹿児島県獣医師会	専用の PC と薬品庫を導入し遠隔診療を実施した。
9	沖縄県 農業共済組合	遠隔診療サービス (アニマルック) を導入し遠隔診療を実施した。
合計 9 ヲ所		

「産業動物遠隔診療に関する研修会」

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師 : 所属)	開催 状況
1	徳島県 産業動物 臨床研究 会	徳島大学 バイオイ ノベーション研究 所	令和 7 年 12 月 6 日 (土) 13 : 00 ~ 7 日 (日) 12 : 00	①「遠隔診療と NOSAI 制度」 堀北哲也 (日本大学生物資源科学部教授) ②「農場コンサルティングにおける遠隔診療の実践と課題」 池田哲平 (BRAST 代表取締役) ③「専門医による現場獣医師の遠隔サポートの実践」 内山健太郎 (内山家畜診療サービス代表社員)	35 名
延べ 35 名					

「産業動物遠隔診療普及啓発動画」

タイトル	内容
遠隔診療で大学の専門的知見と薬品保管庫を活用～鹿児島県・鹿屋市～ [本編及びダイジェスト版]	鹿児島県鹿屋市の中山間地の牧場における遠隔診療を紹介する動画。現場の診療獣医師と大学とを結び診療方針を相談したり、薬品保管庫を用いて予見薬の有効活用を実践している事例を紹介。
遠隔診療で離島の畜産を支える～鹿児島県・奄美大島/与路島～ [本編及びダイジェスト版]	本土から約 380 km離れた奄美大島の診療所は、家畜診療船でさらに離島への診療を行っている。天候や時間の制約を大きく受ける中で、遠隔診療を活用して効率的な診療が行われている事例を紹介。
遠隔診療で点在する農場にきめ細やかな診療を～北海道・せたな町～ [本編及びダイジェスト版]	海沿いから中山間地まで、診療所の担当管内に農場が点在し、厳しい冬には往診も困難になる地域において、遠隔診療を活用することで効率的にきめ細やかな診療が行われている事例を紹介。
遠隔診療のススメ	全国に遠隔診療を広く普及することを目指す教育普及動画。遠隔診療の概要や様々な実践例を9本のシリーズ動画で紹介。
遠隔診療で家畜受精卵移植を効率化～富山県・富山市～ [本編及びダイジェスト版]	自治体が管理する畜産研究所において、受精卵移植を円滑かつ効率的に行うため民間獣医師との間で遠隔診療を有効活用している事例を紹介する動画。家畜の状態を的確に把握することで、診療の効率化と廃棄される胚の削減に大きく貢献。

(2) 農場管理認定獣医師等認定・活動支援事業

日本中央競馬会の助成を受けて農場管理認定獣医師等認定・活動支援事業を実施し、令和7年度は以下の内容を実施した。

ア 農場管理認定獣医師等認定・活動支援推進委員会開催等事業

農場管理認定獣医師等認定・活動支援推進委員会を2回（7月、3月）開催して、事業内容の検討、実施状況の確認、目標達成度の検証等を実施した。

イ 認定・専門獣医師制度検討・認定管理・普及啓発事業

認定・専門獣医師協議会を2回（10月、3月）、制度検討委員会を1回（1月）、認証評価委員会を1回（2月）開催し、3つの学協会を認定・専門獣医師認証団体として認証するとともに、認定・専門獣医師制度の信頼性の確保、認定・専門獣医師の適切な評価・認定、認定・専門獣医師制度普及の検討等を行った。

また、専門分野別の認定獣医師・専門獣医師の認定・登録管理を行う認定・専門獣医師等認定・登録・管理システムの運営・保守管理を適切に実施した。

さらに、認定・専門獣医師制度の専用サイトを活用して、認定獣医師・専門獣医師の登録情報等を獣医師や畜産関係者、一般市民等に周知・普及する取組を推進するとともに、認定・専門獣医師制度の周知・普及用資材（リーフレット等）を作成した。

ウ 農場管理認定獣医師等認定、評価及び研修会等開催事業

農場管理認定獣医師認定委員会を4回（6月、10月、1月、3月）開催し、農場管理認定獣医師制度を検証し、研修プログラムや認定試験を適切に実施した。また、実施状況を評価・検証して農場管理認定獣医師制度の信頼確保を図った。

今年度新たに2大学（酪農学園大学、麻布大学）において高度・実践的研修を開始するなど、専門分野別研修プログラムを充実させて、より多くの農場管理獣医師が専門・認定医制度に参加できるよう実施体制を強化した。

また、第2回認定獣医師認定試験を1月に東京と福岡の2か所で実施した。認定試験には39名が受験、全員合格し、令和8年4月1日付けで認定登録を行い、認定証を交付する。

エ 農場管理獣医師活動周知・普及推進事業

農場管理獣医師活動周知・普及推進検討委員会を2回（11月と3月）に開催し、農場管理獣医師制度が広く獣医療関係者、生産農家、一般市民等に周知・普及するための取組等について検討した。

また、農場管理獣医師の役割や活動等について広く一般市民等に周知・普及するための動画やリーフレットを作成した。

（3）遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援事業

公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、令和7年度遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援事業として、産業動物獣医師の診療における画像診断技術の活用により、遠隔獣医療技術の向上及び全国的な情報共有・交換体制を構築し、偏在化する畜産農家への迅速かつ効率的な診断・治療体制を確保するとともに、デジタル画像情報を、若手獣医師の教育体制の強化や、獣医療のほか畜産経営全般に活用することを目的として、以下の事業を行った。

ア 遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援推進委員会開催等事業

（ア）学識経験者等から成る遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援推進委員会及び遠隔獣医療研修マッチング委員会を令和7年7月14日に合同でWebで開催し、令和6年度事業の報告、令和7年度の事業推進方策について検討を行い、応募のあった各団体提出企画書の具体的な研修開催計画を確認して協議し、事業実施団体を選定した。

また、事業実施団体を追加で募集したところ応募があった団体について、令和7年8月21日に第2回遠隔獣医療研修マッチング委員会を、さらに追加で募集し応募があった団体について、令和7年10月17日に第3回遠隔獣医療研修マッチング委員会をそれぞれ書面で開催し、各団体提出企画書の具体的な研修開催計画を確認して協議し、事業実施団体を選定した。令和7年度は9団体からの応募があり、遠隔獣医療研修マッチング委員会での協議の結果、すべての団体を選定した。

令和8年3月24日には、第2回遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援推進委員会を開催し、3年間（令和5年度～令和7年度）の事業実施結果の取りまとめを行った。

イ 遠隔獣医療研修会等開催・管理事業

（ア）遠隔獣医療研修会の開催事業

各地域別、各専門分野別の遠隔獣医療研修会を開催し、具体的な研修成果を踏まえ、研修実施地域や専門分野の拡大を検討した。

（イ）高度撮影・通信機器等の導入支援事業

高度かつ専門的な遠隔診療研修に必要なデジタルX線撮影装置、ポータブルX線撮影装置・超音波撮影装置等の高額な撮影・通信機器等の全国的な整備を支援した。

ウ 遠隔獣医療技術向上・普及事業

遠隔獣医療研修会の中から、全国の獣医師、畜産農家、関係団体、大学等の獣医学教育機関等への事例紹介、普及等に適したものを選抜し、普及映像及び冊子の作成・提供を行った。

《令和7年度遠隔獣医療技術向上・普及体制構築支援事業研修会開催状況》

	協力機関	開催場所 (講師)	開催日時	導入機器	
1	北海道農業共済組合 (獣医療研修センター)	北海道農業共済組合 空知家畜診療所 (後藤 忠広)	12月19日(金) 16:00～17:00	デジタルラジオグラフィー 1台	6名
2	北海道農業共済組合 (みなみ東部センター)	北海道農業共済組合 日高支所会議室 (水口 悠也)	1月30日(金) 13:00～14:30	ポータブルエコー 4台	27名

3	北海道農業共済組合 (みなみ西部センター)	北海道農業共済組合 みなみ西部センター 道南支所道南東部 家畜診療所会議室 (上野 大作)	1月27日(火) 14:00～17:45	ポータブルエコー 2台	19名
4	北海道農業共済組合 (十勝統括センター)	北海道農業共済組合 十勝統括センター 十勝東部家畜診療所 (高島 大樹)	10月22日(水) 16:00～17:00	デジタルラジオグラフィー 1台	16名
5	北海道農業共済組合 (ひがし統括センター)	北海道農業共済組合 根室南部支所2階会議室 (横川 武史)	1月26日(月) 15:30～16:45	ポータブルエコー 3台	10名
6	山形県農業共済組合	山形県農業共済組合 中央家畜診療所	3月19日(木) 14:00～16:00	デジタルラジオグラフィー 1台	15名
7	岡山県農業共済組合	岡山県農業共済組合 本所 (柄 武志)	11月6日(木) 13:00～17:00	ポータブルエコー 5台	18名
8	広島県農業共済組合	広島県農業共済組合 家畜臨床研修所 (伊藤 弥毅)	1月16日(金) 14:00～17:00	ポータブルエコー 7台	7名
9	山口県農業共済組合	さいとう牧場株式会社 (山口県柳井市) (白尾 大司)	12月16日(火) 10:30～12:00	ポータブルエコー 1台	5名
合計 9開催 123名参加					

(4) 産業動物獣医師魅力発信支援事業

地方競馬全国協会の補助を受けて、令和7年度産業動物獣医師魅力発信支援事業として、産業動物獣医師の確保を目的に以下の事業を行った。

ア 事業推進検討委員会の開催

(ア) 令和7年7月24日に第1回の委員会をオンラインで開催。令和8年1月8日には第2回委員会を書面開催として、事業で作成した冊子の検討を行った。同年3月26日には第3回委員会を開催し、令和7年度の事業の報告を行った。

イ 広報等普及活動

(ア) 冊子「日本の畜産を支える獣医さんになろう」を作成し、関係各所に配布した。
(イ) ホームページを作成し、冊子では掲載しきれなかった情報や、動画なども掲載し、より充実した情報の発信に努めた。
(ウ) Web 広告を作成し、スマートフォンの位置情報からターゲットを絞り込み配信することで、効果的な情報発信に努めた。

ウ 事業推進に係る事務

(ア) 事業を円滑に実施するよう努めた。
(イ) 冊子の追加送付依頼に対し、希望部数の発送手配を行った。

II 収益事業

収益1 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業 不動産貸付事業

- (1) 本会は、新青山ビル（昭和53年10月に三菱地所㈱が建設）の一部を区分所有（注：登記簿上の専有面積は1,097.14㎡、共有面積は204.55㎡）しており、そのうち約789㎡については三菱地所㈱との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸した。
- (2) 一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所㈱との管理委託契約の下で対処しているが、新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、管理委託契約に基づき所要額の一定割

合を負担した。

新青山ビルは築後約 48 年が経過しており、資産価値の確保のため、三菱地所㈱との間で締結した確認書に基づく本会負担金について積立金の一部を取り崩して支払に充てた。

なお、三菱地所㈱において策定した新青山ビルの新長期修繕計画の具体化に合わせ、工事負担金支払に備えて資金の積立を行った。

- (3) また、将来における新青山ビルの建替え資金の造成方法について、今後、三菱地所㈱と連携しながら対応を行う。

Ⅲ その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

その他（共益） 1 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉の向上等に関する事業

1 獣医師福祉共済事業

(1) 共済事業の運営状況

令和 7 年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加 入 地方会数
生 命 共 済 保 険	1,523	54
獣医師賠償責任保険	5,221	55
所 得 補 償 保 険	997	55
新・団体医療保険	409	52
傷 害 総 合 保 険 等	476	47
年 金 保 険	10	6
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。 傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。		

イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生 命 共 済 保 険	10	17,018,000
獣医師賠償責任保険	98	48,988,754
所 得 補 償 保 険	49	16,829,995
新・団体医療保険	42	15,802,000
傷 害 総 合 保 険 等	17	2,072,500
年 金 保 険	—	0
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。 傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。		

(2) 共済事業の加入促進

未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

2 褒賞・慶弔等事業等

公益目的事業の推進に資するため、獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔に関する事業を行った。

(1) 褒賞事業

ア 日本獣医師会会長表彰状の授与

- (ア) 第82回通常総会の席上において、獣医師会職員永年勤続表彰規程に基づき地方獣医師会会長等から推薦のあった者に対し、表彰状を授与した。

(イ) 地区獣医師大会の場合等において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区から推薦のあった者に対し、会長表彰状を授与した。

(ウ) 動物愛護週間中央行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長表彰状を授与した。

イ 日本獣医師会会長感謝状の授与

地区獣医師大会の場合等において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区から推薦のあった者に対し、会長感謝状を授与した。

ウ 日本獣医師会会長賞状の授与

(ア) 動物愛護週間中央行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長賞状を授与した。

(イ) 各種の畜産共進会等において、畜産共進会における日本獣医師会会長表彰基準に基づき各地方獣医師会を通じて交付申請のあった優良家畜の出展者に対し、会長賞状を授与した。

エ 日本獣医師会会長特別感謝状の授与

全国獣医師会・日本獣医師会関係者事業推進懇談会の場合において、長きにわたり、本会役員として本会業務の執行に貢献し、令和7年6月25日をもって退任した役員3名に会長特別感謝状を授与した。

砂原 和文 本会理事（東北地区理事）連続2期、（副会長）連続6期、計連続8期16年在任

横尾 彰 本会理事（職域理事）連続11期22年在任

加地 祥文 本会理事（職域理事）連続5期10年在任

(2) 慶弔事業

日本獣医師会慶弔等規程に基づき、対象となった者に対し、次の対応を行った。

ア 慶 祝 叙勲・褒章を受けた会員構成獣医師等に対し、祝電の対応を行った。

イ 弔 慰 逝去会員構成獣医師等に対し、供物の対応を行った。

3 災害見舞金制度

(1) 令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応（災害対策事業）

(1) 令和4年福島沖地震及びウクライナ侵攻における被災動物等に対する支援等」を参照。

(2) 令和6年能登半島地震動物救護活動支援金の名称変更

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応（災害対策事業）

(2) 令和6年能登半島地震動物救護活動支援金の名称変更」を参照。

(3) 令和7年青森県東方沖地震への対応

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応（災害対策事業）

(3) 令和7年青森県東方沖地震への対応」を参照。

(4) 災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 2 緊急災害時対応（災害対策事業）

(4) 災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定」を参照。

4 その他

獣医師会会員襟章の作成・提供

獣医師会のシンボルとして、また、獣医師会会員であることの証としての獣医師会会員襟章を本年も引き続き提供した。

第3 事業報告の附属明細書

令和7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和8年6月

公益社団法人 日本獣医師会